

# 相模原市 公共施設サイン 整備指針

相模原市

# 相模原市 公共施設サイン 整備指針 目次

## 序章

1. 指針の改正にあたって	2
1) 趣旨	2
2) 現況と課題	2
3) 指針の位置づけ	2
2. 公共施設サイン整備の基本的な考え方	3
1) 基本的な考え方	3
2) 整備の方針	3
3) 公共施設サイン計画・整備のフロー	4
3. 適用範囲と基準の構成	5
1) 適用範囲	5
2) 基準の構成	5
3) 適用範囲のイメージ	6

## 第1章 サインの体系

1. 公共施設サインシステム	8
1) サインシステムの考え方	8
2) 歩行者系サインシステム	8
3) 車両系サインシステム	8
4) サイン配置の考え方	9
5) サインの設置場所 設置間隔の考え方	10

## 第2章 共通基準

1. 共通基準の項目	12
1) 共通基準の項目	12
2. 文字	13
1) 文字高	13
2) 書体 [フォント]	18
3. ピクトグラム	19
1) ピクトグラムの選定	19
2) 使用サイズ	20
4. 記号	21
1) 矢印	21
2) 地図用図記号	22
5. 色彩	25
1) 案内地図	25
6. 日本語表記	27
1) 日本語	27
7. 外国語表記	28
1) 和英併記	28
2) ローマ字表記	29
3) 多言語表記	32
8. その他	33
1) バリアフリー情報	33

## 第3章 個別基準

1. 個別基準の項目	37
1) 個別基準の項目	37
2. 都市サイン	39
1) 案内サイン	39
2) 誘導サイン	56
3. 記名サイン	65
1) 記名サイン	65
4. 説明サイン	66
1) 説明サイン	66
5. 規制サイン	67
1) 規制サイン	67
6. 車両誘導サイン	70
1) 車両誘導サイン	70
2) 車両誘導確認サイン	73
7. 地域サイン	76
1) 地域サイン	76

## 第4章 公共施設サインの維持・管理

1. 維持・管理	79
1) 整備、維持・管理の流れ	79
2) 維持・管理項目	80
3) 維持・管理台帳	80
4) サインの点検項目	81
5) 定期点検チェックシート	81
6) 補修・改修	82

## 参考資料 編

1. 外国語表記	84
2. 策定経過	89
3. 関連する法改正等	90
4. 用語の解説	91
5. 素材比較表	97

## 序 章

1. 指針の改正にあたって	2
1) 趣旨	2
2) 現況と課題	2
3) 指針の位置づけ	2
2. 公共施設サイン整備の基本的な考え方	3
1) 基本的な考え方	3
2) 整備の方針	3
3) 公共施設サイン計画・整備のフロー	4
3. 適用範囲と基準の構成	5
1) 適用範囲	5
2) 基準の構成	5
3) 適用範囲のイメージ	6

## 1) 趣旨

**サインの役割**

- サインは、街の構成や目的地の位置などを視覚的に分かりやすく整理して表示し利用者が安全で快適に行動できるよう適切な情報発信を行う役割を持っている。

**社会状況の変化**

- 本市の公共施設のサイン整備は、昭和63年に「公共施設案内板設置計画」を策定し、利用者を分かりやすく公共施設へ誘導するためのサイン整備の基本的な考え方を示し、平成9年には、「公共施設サイン整備指針」（以下指針という。）を策定し、安全で分かりやすいまちづくりを進めると共に、市民サービスの向上と魅力ある都市景観の創造を図ることを目的に基本的な事項が定められ、駅周辺の案内・誘導サインや広域的に利用される施設への車両誘導サインなどが整備されてきた。
- その後、バリアフリーに関わる法改正や景観法の施行等により「移動円滑化の推進」「サインの分かりやすさ」「良好な景観形成」などが求められるようになった。
- また、本市においては、合併や政令指定都市への移行により、都市構造が多様となり、風格があり誇りと愛着を持てる美しいまちづくりが求められるようになった。

**改正の目的**

- このため本指針の改正では、移動の円滑化や安全で分かりやすい街づくりの推進を行うとともに、来訪者や市民への情報提供のサービスの充実と統一したサイン整備による魅力ある都市景観の創造を図ることを目的とする。

## 2) 現況と課題

**サインの種類**

- 本市が設置している公共施設サインの主なものには、利用者が目的地の位置を確認する【地図を用いた案内サイン】、目的地までの方面や移動の目安となる距離を伝える【誘導サイン】、公共施設や地域資源の名称や場所を明示する【記名サイン】、施設・資源の内容・歴史などを解説する【説明サイン】、街の安全や秩序などを維持するためのルールを示す【規制サイン】などがある。

**整備と基準の状況**

- これらのサインは、配置・表示・デザインなどの一定の基準はあるものの、表示面の高さ、文字高、外国語の表記などの詳細は定まっておらず、整備状況にばらつきがある。
- また、合併以前にそれぞれの地域で整備されたサインは、現在も継続的に使用されているため、市全域で統一されていない状況である。  
観光や地域振興などのテーマ性があるサインについては、基準が定まっておらず設置場所、表記内容、色彩などの課題が見受けられる。

**一定水準の維持管理**

- これらのサインの維持・管理は、地域や施設ごとにばらつきがあり、統一した台帳などを用い、維持・管理を徹底することが必要である。

## 3) 指針の位置づけ

- 本指針は、相模原市景観計画に定められた公共施設を中心とした先進的な景観形成を図るため、分かりやすく、景観形成に寄与する公共施設サイン整備の基本的な考え方や具体的な基準を示す。

## 1) 基本的な考え方

- サインは、行き先の表示、街区、道路や地形などの表現により、利用者に分かりやすく安全に、円滑な移動を行うための補助手段として整備することを基本とする。
- サインの整備にあたっては、形態や色彩などを統一し、魅力ある都市景観の形成に寄与するものとする。

## 2) 整備の方針

## ● 相模原のまちにふさわしいサインとする

- ・ サイン整備にあたっては、シティセールスや景観計画などとの整合性を図り、まちとしての一体感や魅力向上に資するよう、相模原のまちにふさわしいデザインとする。

## ● 誰もが分かりやすく、利用しやすいものとする

- ・ サインの種類・性格に応じて、様々な利用者が見やすく、分かりやすいものとする。
- ・ バリアフリー情報の表示や使用する色彩、バリアフリー施設表示など、福祉のまちづくりに配慮したものにする。

## ● 相模原の公共施設や地域資源を分かりやすく伝える

- ・ サインに表示する情報内容は、主な公共施設に加え、地域の資源や特徴のある地区などについても、表現を工夫して表示し、地域の振興に役立てる。
- ・ 表示内容は国際化に配慮し、和英併記を基本に、主要施設は多言語化の対応を図る。

## ● サインごとの連携を図り、システムとして価値を高める

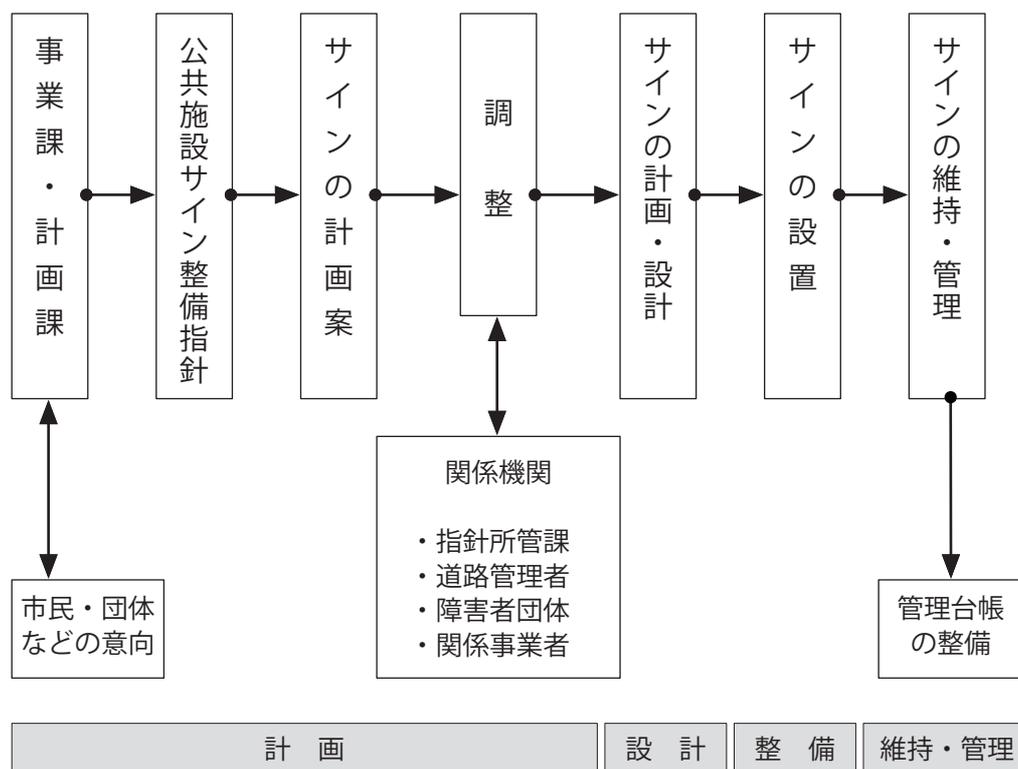
- ・ 案内、誘導、記名サインが連携したサインのシステム化により、無理のない移動を補助する仕組みとする。
- ・ 案内・誘導・記名・説明などのサインデザインや寸法を統一し、理解しやすく一体感のあるものとして整備する。
- ・ 公共施設サインの提供情報を補うため、他の媒体〔案内所・パンフレット・IT・音声など〕を有効に活用する。

## ● 様々なサインを整理・統合する

- ・ サインの整備にあたっては、内容の重複や過剰な設置を避けるため、改修・整備による既存サインの統合や情報更新を行う。

## ● 設置方法と位置を工夫する

- ・ サインは、歩行者と車両の移動をよりスムーズで安全・快適なものとするため、交通の起点、終点や街角などの主要な地点に配置するとともに、交通上の障害とならない位置に設置する。
- ・ 夜間使用される施設などのサインは、照明の近くに設置するなどの配慮をする。

3) 公共施設サイン  
計画・整備のフロー

- サインの計画
  - ・本指針の共通基準、個別基準に適合した計画とする。
  - ・市民や団体等の意向を反映した計画とする。
  - ・計画・整備にあたっては、指針所管課、道路管理者、障害者団体、関係事業者などの関係機関と調整を行う。
- 設計
  - ・現地調査等により、計画条件を整理する。
  - ・設計では、配置計画、デザイン、寸法や表記内容などを決定する。
- 維持・管理
  - ・サインの管理台帳を作成する。
  - ・定期的に清掃・保守点検を行い、必要に応じ、補修・改修を行う。

1) 適用範囲

公共施設サインの新設、改修、増設などを行う場合に適用するものとする。

○適用となるサイン

本市が道路及び道路に面する場所等に設置する以下のサインに適用する。

- ・歩行者向けの案内、誘導、記名サイン。
- ・公共施設や地域資源などの説明サイン。
- ・禁止行為を防止、警告する規制サイン。
- ・沿道に掲出する車両誘導サイン。
- ・地域ごとにテーマ性がある地域サイン。

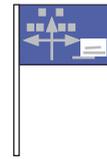
○適用を促すサイン

- ・交通事業者が旅客施設内に掲出する案内・誘導サイン。
- ・公園及び公共施設等の管理者が敷地内、施設内に掲出するサイン。

\*ただし1つのまとまりとして、独自のサインシステムを用いたほうが効果的なものは除く。

○適用除外

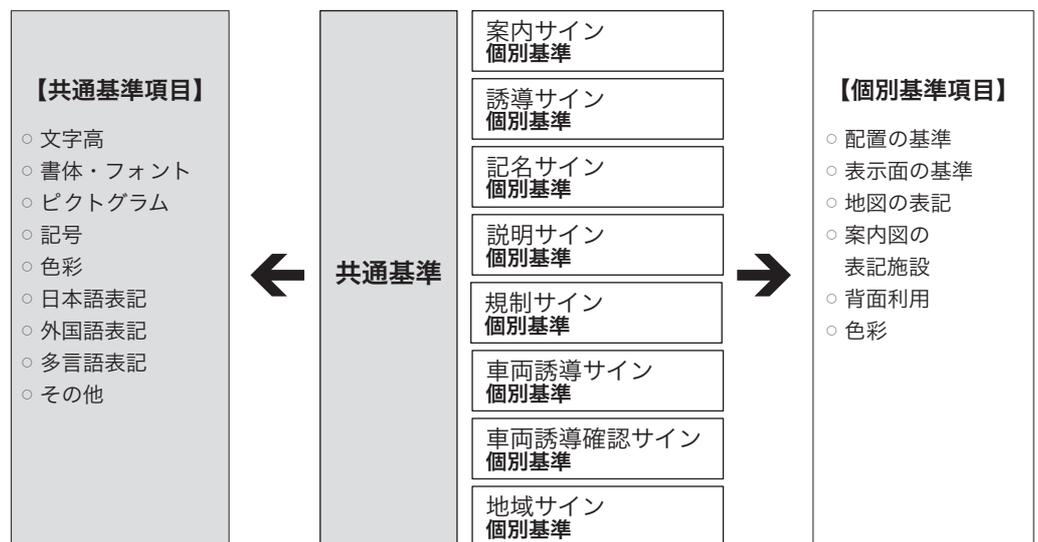
- ・道路管理者が設置する道路標識基準に規定された標識。
- ・避難場所案内、住居表示など独自の仕組みを持つサイン。
- ・他の法令等により設置が定められているサイン。



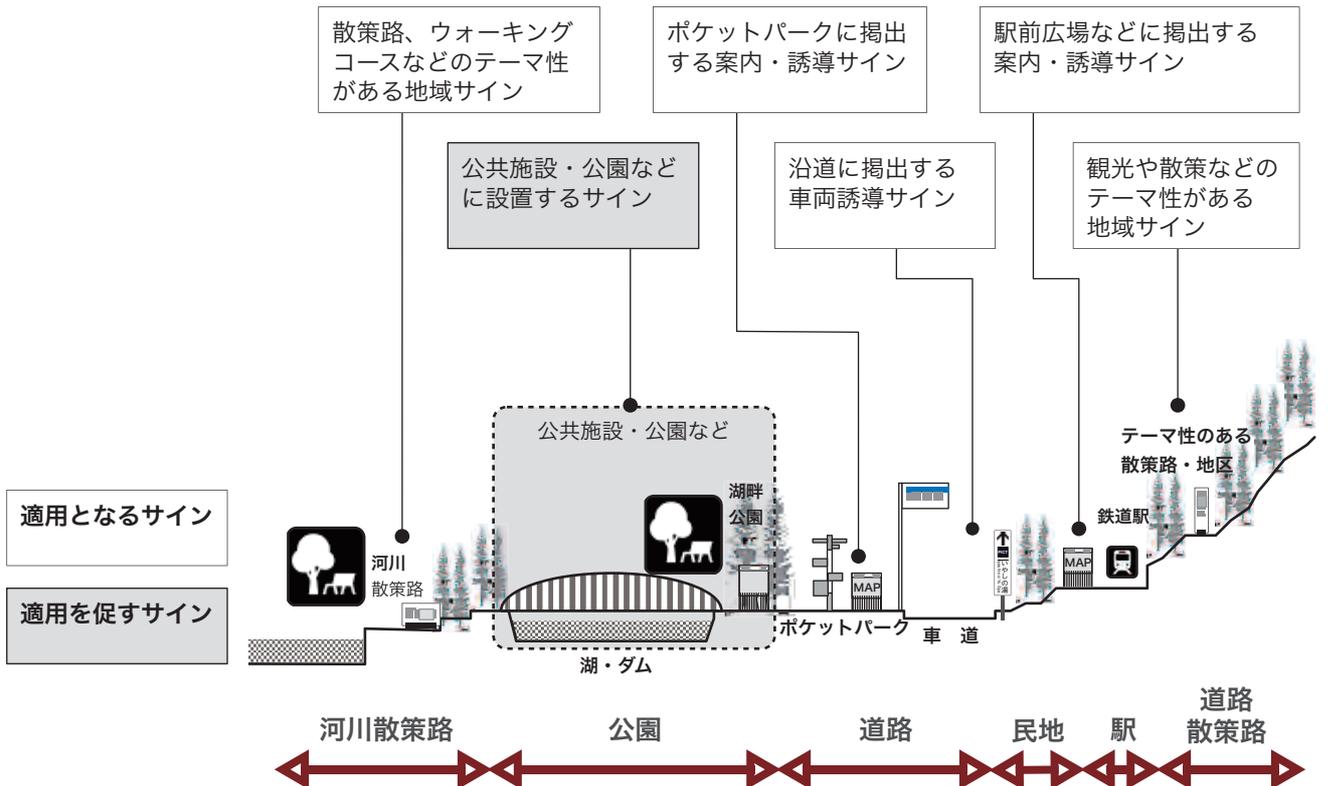
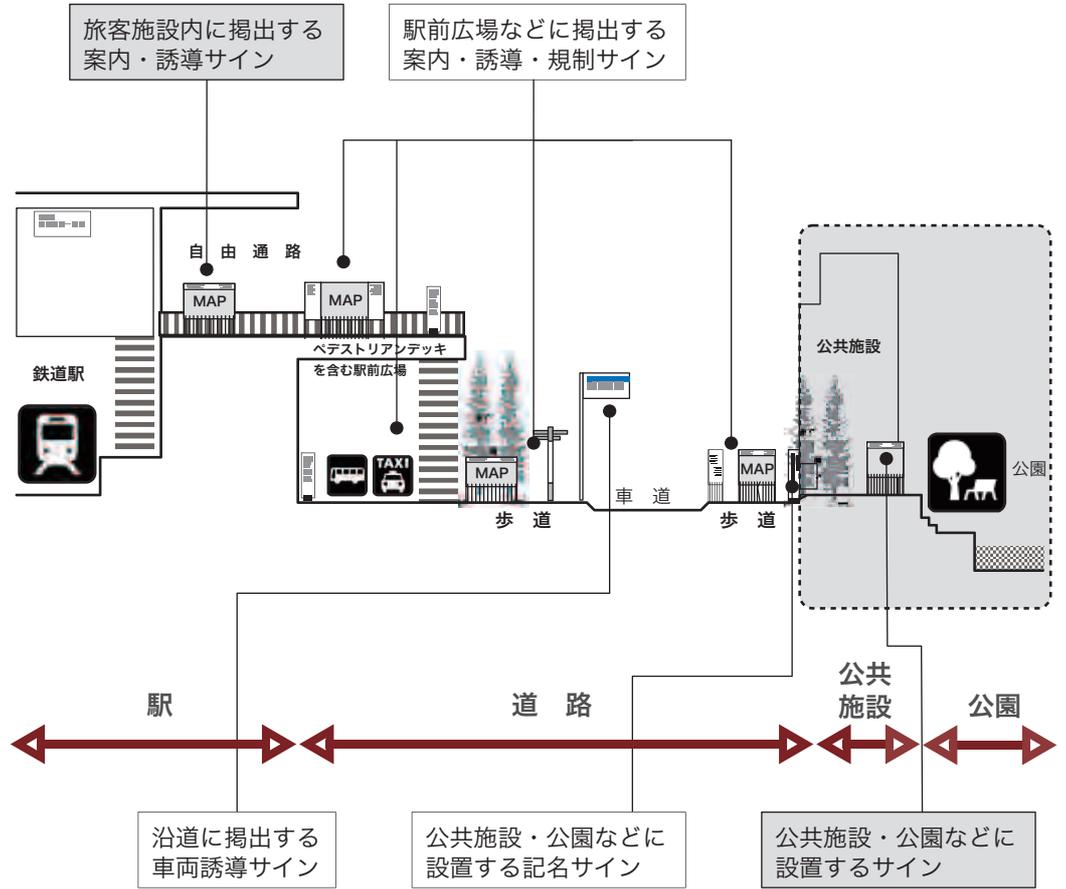
図：適用除外の例

2) 基準の構成

○本指針の基準は、共通基準と個別基準から構成されている。



3) 適用範囲のイメージ



## 第1章 サインの体系

1. 公共施設サインシステム	8
1) サインシステムの考え方	8
2) 歩行者系サインシステム	8
3) 車両系サインシステム	8
4) サイン配置の考え方	9
5) サインの設置場所 設置間隔の考え方	10

# 第1章サインの体系

## 1. 公共施設サインシステム

### 1) サインシステムの考え方

- 公共施設等を案内・誘導するサインは、目的地や施設までの動線上の道路や道路に面する場所に、連携して掲出されることで、有効に機能する。
- このような案内・誘導サインの連携による情報の提供を、本指針では、サインシステムという。

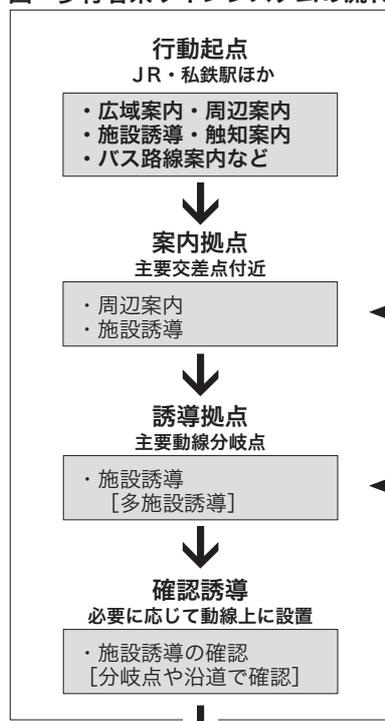
### 2) 歩行者系サインシステム

- **歩行者の案内・誘導の流れ**  
市民や来訪者の歩行による移動において、行動起点から目的地まで、案内・誘導するために必要な情報として、歩行者向けの案内、誘導、記名サインを適所に掲出する。〔以下歩行者系サインシステムという〕

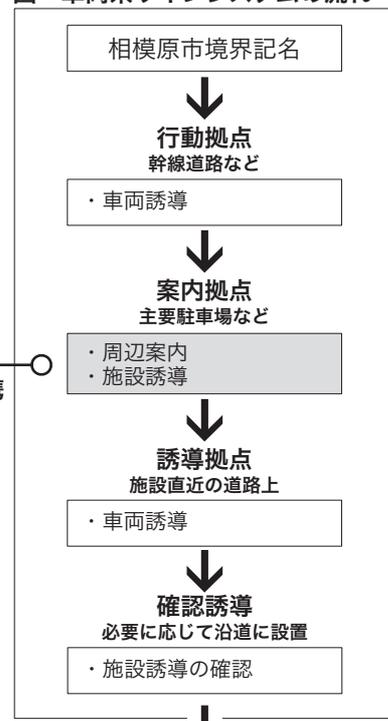
### 3) 車両系サインシステム

- **車両の案内・誘導の流れ**  
車両誘導サインは、道路標識の設置基準に準じて掲出し、必要に応じて車両向けの施設誘導確認サインを掲出する。〔以下車両系サインシステムという〕  
  
駐車場など車両と歩行者の結節点において、歩行者系サインシステムとの連携を図る。

図：歩行者系サインシステムの流れ



図：車両系サインシステムの流れ



歩行者系との連携

目的地・目的施設      ・位置、施設記名

歩行者系サイン情報

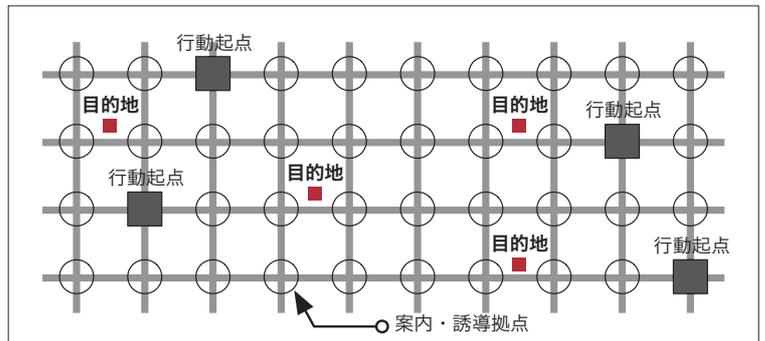
車両系サイン情報

- ・ **行動起点／案内拠点**：案内地図により広い範囲の都市・地域の情報を提供
- ・ **誘導拠点**：地域の主要動線上の分岐点などで多方面の施設誘導情報を提供
- ・ **確認誘導**：目的地までの動線上で、無理のない誘導に必要な確認情報を提供
- ・ **施設記名**：その場所が目的地であることを示す位置・施設記名の情報を提供
- ・ **車両誘導**：誘導施設（著名地点）に通じる道の分岐点、誘導施設（著名地点）の入口を誘導案内する必要がある場合に掲出
- ・ **確認誘導**：目的地までの動線上で、無理のない誘導に必要な確認情報を提供

4) サイン配置の考え方

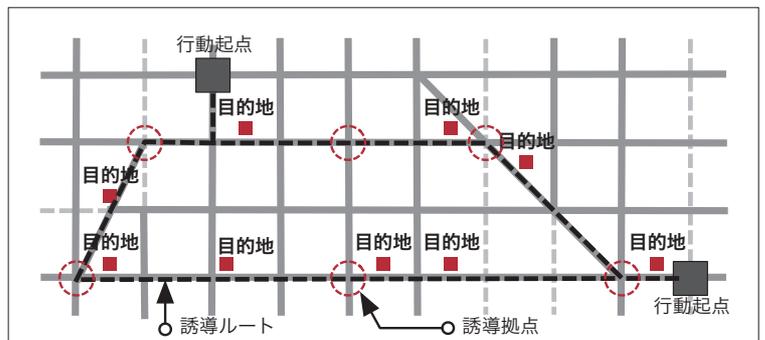
- サインは、市街地における都市基盤の整備状況に応じて体系的に配置する。
- 状況に応じた配置を行うことで過剰な整備を避ける。
- 市街地の種類として、以下のような市街地の整備状況にあった配置を行う。
  - ① 整然と都市基盤が整備される新市街地  
 整然と都市基盤が整備される地区では、均等な密度で案内・誘導情報を提供する。
  - ② 既に都市基盤が整備され、成熟している既成市街地  
 行動起点から目的地までの移動経路を設定し、案内・誘導情報を重点的に提供する。
  - ③ 地形本来の形質が残る既成市街地  
 駅だけでなく駐車場や集客力の高い公共施設などを行動起点として、案内情報を提供し、近隣の公共施設・資源までのルートや観光、回遊ルートなどを移動経路に設定し、必要な案内・誘導情報を重点的に提供する。

① 配置パターン 1



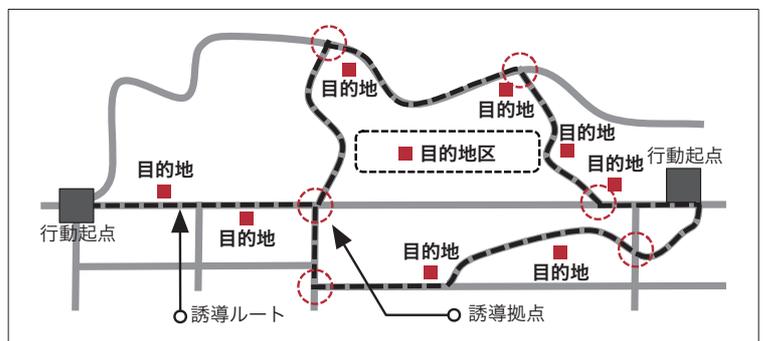
図：計画的に基盤整備される新市街地の配置パターン

② 配置パターン 2



図：既に都市基盤が整備されている市街地の配置パターン

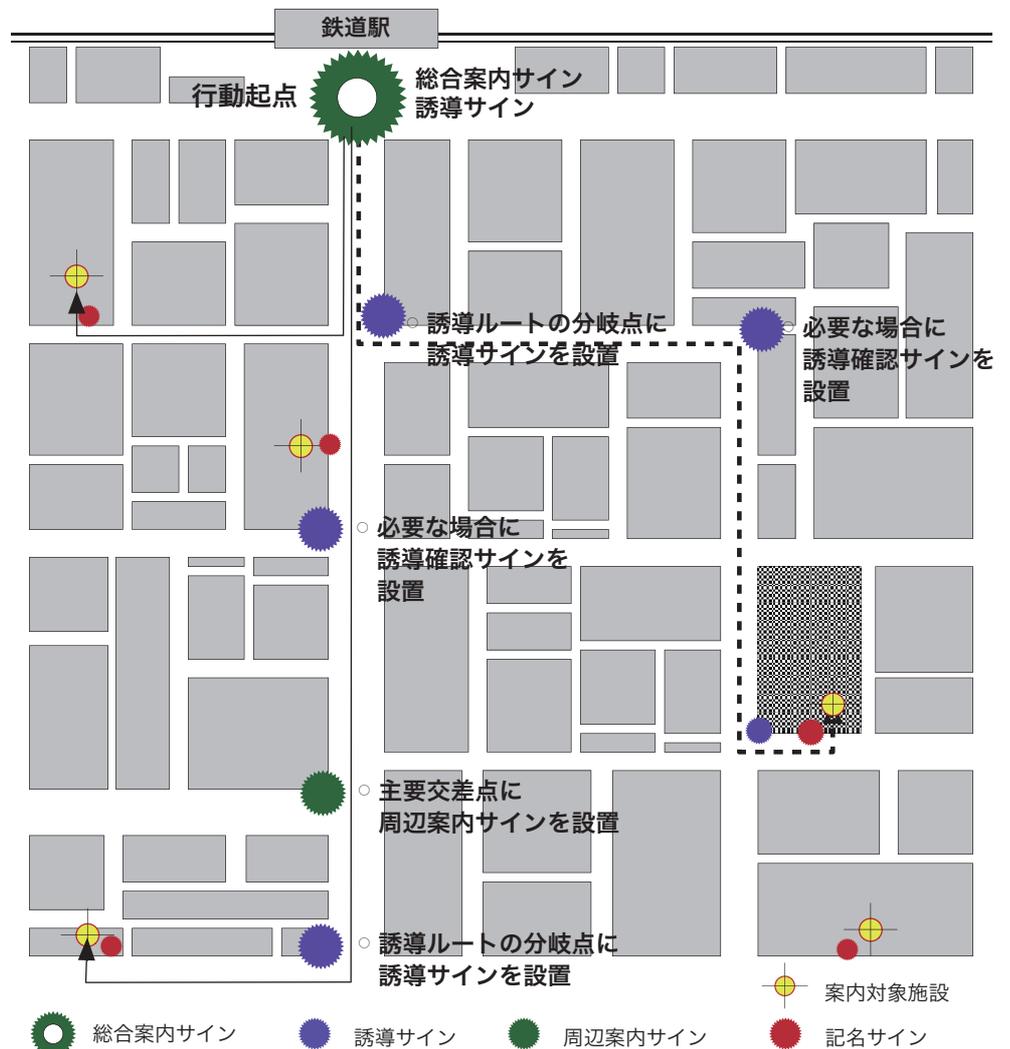
③ 配置パターン 3



図：地形本来の形質が残る既成市街地の配置パターン

5) サインの設置場所  
設置間隔の考え方

- 行動起点
  - ・ 市民や来訪者の行動起点となる場所には、総合案内〔広域案内・周辺案内〕・施設誘導サインなどを設置する。
  - ・ 特に鉄道駅の改札口付近では、駅前広場に整備される上記のサインに連携する駅構内の案内・誘導サインや触知案内などの設置が望ましい。
  - ・ 案内・誘導サインなどと並立して設置するバス路線案内や観光情報案内などは、公共施設サインと形状や表示基準について、一体感を損なわないように配慮する。
  - ・ 同一エリアで複数の行為を禁止する場合、規制・禁止サインは、集約して掲出する。
- 周辺案内サイン
  - ・ 主要幹線道路の交差点付近に設置し、密度の高い市街地では、必要に応じて追加設置の検討を行う。
- 施設誘導サイン
  - ・ 行動起点に連続する主動線を設定し、動線上の分岐点に重点的に設置する。
  - ・ 目的地までの案内・誘導サインの間隔があまり長くないよう、動線上に確認のための誘導サインを設置する。



図：既成市街地でのサイン配置パターン

## 第2章 共通基準

1. 共通基準の項目	12
1) 共通基準の項目	12
2. 文 字	13
1) 文字高	13
2) 書体 [フォント]	18
3. ピクトグラム	19
1) ピクトグラムの選定	19
2) 使用サイズ	20
4. 記 号	21
1) 矢印	21
2) 地図用図記号	22
5. 色 彩	25
1) 案内地図	25
6. 日本語表記	27
1) 日本語	27
7. 外国語表記	28
1) 和英併記	28
2) ローマ字表記	29
3) 多言語表記	32
8. その他	33
1) バリアフリー情報	33

○ 共通基準の項目

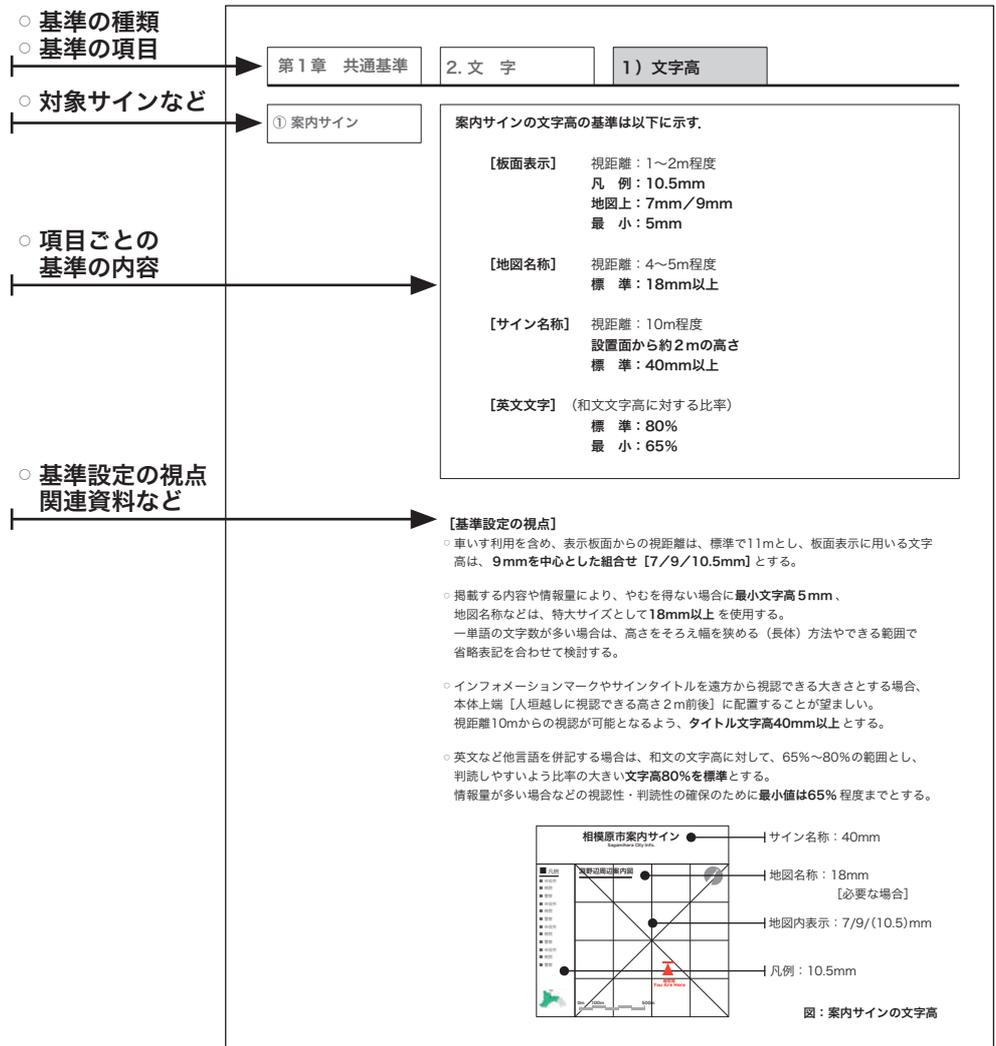
共通基準の項目は以下に示す。

- 文 字：文字高／書体 [フォント]
- ピクトグラム：選定／サイズ
- 記 号：現在地、方位表示や矢印などの基準
- 色 彩：案内地図
  
- 日本語表記：日本語・略称
- 外国語表記：和英／ローマ字／多言語
- その他

【基準設定の視点】

- 共通基準は、案内・誘導・記名・解説などの情報を分かりやすく伝えるために必要な数値を中心とした基準を示した。
- 国や県、関係団体などが示している数値等を参照し決定した。
- サインの表示面の情報量が多い場合にも、対応可能な基準とした。

○ 基準の構成



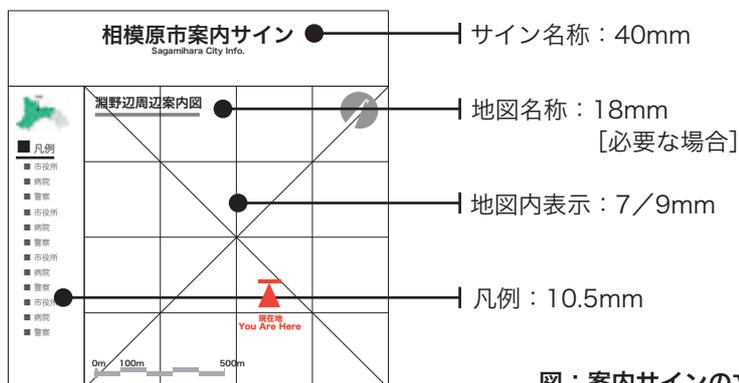
## ① 案内サイン

案内サインの文字高の基準は以下に示す。

<b>【板面表示】</b>	視距離：1～2m程度 凡 例：10.5mm 地図上：7mm/9mm 最 小：5mm
<b>【地図名称】</b>	視距離：4～5m程度 標 準：18mm以上
<b>【サイン名称】</b>	視距離：10m程度 設置面から約2mの高さ 標 準：40mm以上
<b>【英文文字】</b> （和文文字高に対する比率）	標 準：80% 最 小：65%

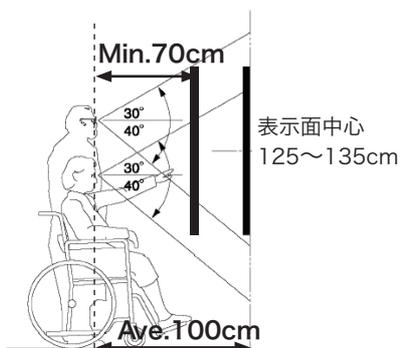
**【基準設定の視点】**

- 車いす利用を含め、表示板面からの視距離は、標準で1～2mとし、板面表示に用いる文字高は、9mmを中心とした組合せ【7/9mm】とする。
- 掲載する内容や情報量により、やむを得ない場合に**最小文字高5mm**、地図名称などは、特大サイズとして**18mm以上**を使用する。  
一単語の文字数が多い場合は、高さをそろえ幅を狭める（長体）方法やできる範囲で省略表記を合わせて検討する。
- インフォメーションマークやサインタイトルを遠方から視認できる大きさとする場合、本体上端【人垣越しに視認できる高さ2m前後】に配置することが望ましい。  
視距離10mからの視認が可能となるよう、**タイトル文字高40mm以上**とする。
- 英文など他言語を併記する場合は、和文の文字高に対して、65%～80%の範囲とし、判読しやすいよう比率の大きい**文字高80%**を標準とする。  
情報量が多い場合などの視認性・判読性の確保のために**最小値は65%**程度までとする。



図：案内サインの文字高

● 表示面からの視距離



出典：観光活性化標識ガイドライン／国土交通省から作成

● 【板面表示】 視距離1~2m程度

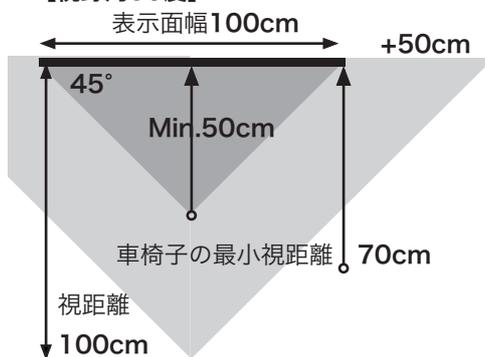
7/5.5mm  
相 模  
Sagami

9/7mm

10.5/8mm 凡例

相 模 相 模  
Sagami Sagami

● 100cm幅の表示面を見渡せる視距離  
【視野角90度】



車椅子とサインとの間隔や介助者の視点、複数の利用者の視点を想定し、最低1.0mの視距離を設定

● 【地図名称】 視距離4~5m程度

18/14mm

相 模  
Sagami

● 【サイン名称】 視距離10m程度

40/32mm

相 模  
Sagami

表：案内標識の標準的な文字のスケール

● 案内標識の標準的な文字のスケール [公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドラインより作成]		英文文字高の比率：約75% (3/4)
視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
<b>標準</b> 1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

\*案内サインまでの視距離を1～2mと設定  
出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

表：地図内の標準的な文字のスケール

● 地図内の標準的な文字のスケール [地図を用いた道路案内標識ガイドブックより作成]		英文文字高の比率：約76%～80% [小サイズほど比率が高い]
	和文	英文
凡例部表示	⊕ 10.5mm 視距離1～2m	8.0mm
特大サイズ	最大18.0mm 視距離4～5m	14.0mm
<b>標準</b> 大サイズ	9.0mm 視距離1～2m	7.0mm
中サイズ	⊖ 7.0mm	5.5mm
小サイズ	最小 5.0mm	4.0mm

\*案内サインの地図面上の文字高の標準を9mmに設定し、7/9mmの組合せとする。

地図面上での最小サイズは5mm、サインのタイトルなどは比較的離れて視認できるように、18mmに設定する。

\*「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」などで用いている【大・中・小】サイズに対して、本市の標準サイズを【大サイズ】としている。

○表示文字情報の密度があまり多くないため、視認性を優先し、文字を一定程度大きくすることとした。

出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブック

## ② 誘導サイン

誘導サインの文字高の基準は以下に示す。

- 【併 設】** 視距離：4～5m  
標準：20mm
- 【独 立】** 視距離：10m      視距離：7～8m  
標準：40mm      標準：32mm      [設置状況による]
- 【矢羽型】** 視距離：15m～20m  
標準：60mm
- 【英文文字】** (和文文字高に対する比率)  
標準：80%  
下 限：65～75%

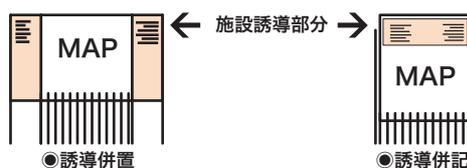
## 【基準設定の視点】

## (1. 案内地図サインとの併置・併記)

- 併置された誘導サイン板面が、誘導施設名称のみで構成されるため、地図面より離れた位置から視認・判読ができる文字高とする。

誘導施設名称：20mm 【視距離4～5m】

英文文字      : 標準は和文文字高の80%  
情報量が多い場合は65～75%の範囲で調整



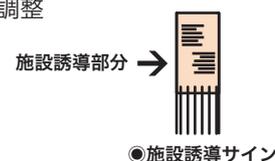
## (2. 誘導サインのみの独立設置)

- 行動起点などにおいて、方面別の街路の始点・分岐点やペDESTリアンデッキに接続する階段口などでは、一定の距離からも誘導施設名称が確認できることが望まれる。
- 「案内サインに併記」された場合の想定視距離 [4～5m] の倍程度、また「矢羽型」などで想定する視距離 [15m] よりも近い範囲 [10m]、施設数の多い場合 [7～8m] で視認できる文字高を設定する。

誘導施設名称：40mm 【視距離10m】

32mm 【視距離7～8m】      [設置状況による]

英文文字      : 標準は和文文字高の80%  
情報量が多い場合は65～75%の範囲で調整



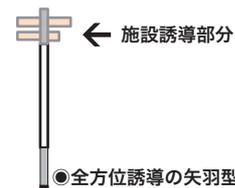
## (3. 矢羽型など高い掲出位置に設置)

- 矢羽型の本体などで掲出位置が2.5m以上の場合、15mの視距離を確保できるように、文字高60mm [英文は和文文字高の80%] 前後を基準に採用する。

誘導施設名称：60mm 【視距離15m】

英文文字：標準は和文文字高の80%

情報量が多い場合は65～75%の範囲で調整



表：案内標識の標準的な文字のスケール

●案内標識の標準的な文字のスケール [公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドラインをもとに作成]		英文文字高の比率：約75% (3/4)
視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
矢羽型 15mの場合	60mm以上	45mm以上
独立 10mの場合	40mm以上	30mm以上
独立 7～8mの場合	32mm以上	24mm以上
併置 4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

\*案内サインまでの視距離を1～2mと設定

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン

20mm / 16mm

相 模 原  
Sagamihara

40mm / 32mm

相 模  
Sagami

## ○ 書体 [フォント]

\*セリフはタイポグラフィにおいて文字のストロークの端の「飾り」を意味する。セリフのない書体はサンセリフと呼ばれる。

書体 [フォント] の基準は以下に示す。

**和文書体** : 角ゴシック書体  
[見やすく文字組が容易、部分的な修復・更新に向く]

**欧文書体・数字** : サンセリフ系欧文書体  
[和文角ゴシック書体に合う飾り要素のない一般書体]  
和文中の数字にも適用する

**簡体字・ハングル** : 国内で一般に使用されている標準的な書体とする

## 【基準設定の視点】

- 表示に使用する書体は、一般的でわかり易いことを基本に、普及しているデジタルフォントや写真植字による既製書体から選択する。
- 標準書体は、視認性を優先して角ゴシック書体 [和文]、サンセリフ系欧文書体 [欧文・数字] の中から選定する。

## 和文書体の例

- ・ヒラギノ角ゴPro (大日本スクリーン)
- ・小塚ゴシックPro (アドビ)
- ・新ゴ (モリサワ)
- ・タイプバンクゴシック (タイプバンク)
- ・リョービゴシック (リョービ)

## 欧文書体の例

- ・Helvetica
- ・Univers
- ・Avenir
- ・Frutiger
- ・Rotis

AaBbCc  
AaBbCc  
AaBbCc  
○ 上段/サンセリフ系  
○ 中段/セリフ系  
○ 下段/赤い部分が飾り

AaBbCc

## 【参考】

## ユニバーサルデザインに対応した和文書体の例

- 【イワタ】UDフォントの先駆
- 【モリサワ】モリサワ作成のUDフォント
- 【大日本スクリーン】ヒラギノ版 UDフォント
- 【タイプバンク】ユニバーサルデザイン書体シリーズ

●まぎらわしい画線をなくしてシンプルなデザインに



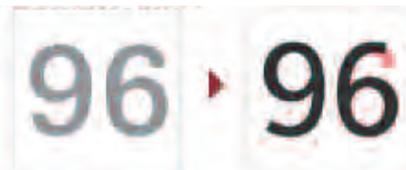
●アキを確保して判断しやすく



●濁点部分のギャップを十分確保して、視野を高める



●点对称の文字の差別化



※ 「イワタ中太ゴシック体オールド」・「イワタ新ゴシック体M」と「イワタUDゴシックM表示用」を比較

○ ピクトグラムの選定

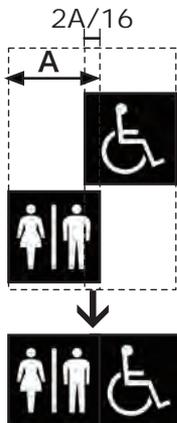
ピクトグラムの選定基準は以下に示す。

- 使用するピクトグラムは、JIS案内用図記号を基本とし、サインで採用するピクトグラムの種類は、必要最小限のものにとどめる
- 使用にあたって、地の色彩が低明度色の場合は、ポジ表現のピクトグラムによる高明度の図形を表示する
- 推奨度Cのピクトグラムは施設機能などに応じてオリジナルで作成することを可能とする

ポジ表現 ネガ表現



身障者用トイレの場合：  
ピクトグラムの重なりは  
標準ピクトグラムの2/16



\* 推奨度Cのピクトグラム  
については応用例を提示

【交通施設】



【文化・観光施設】



【公共施設・一般施設】



【基準設定の視点】

- ピクトグラムは、抽象・単純化された絵文字による視覚言語のため、理解のための知識と図記号の普及度により、情報伝達に差が生じる。
- そのため、基準で採用するピクトグラムは、JIS案内用図記号の推奨度A/B/Cから、本市にとって必要なものを選択する。
- 推奨度Cのピクトグラムの場合は、図形の変更を行って、追加表示を可能とする。
- その際、図記号の基本的な概念を変えない範囲で、図形の変更を一定の規格に沿って行うこととする。
- 上記以外のピクトグラムの使用は、認知度が低く、情報の伝達に無理があるため、原則として表示しない。
- ピクトグラムの大きさ〔高さ〕は、使用する位置・表示目的によって、個別の基準を提示する。

\*案内地図上の多言語表記は、情報量と視認性の関係から無理があるため、ピクトグラムの凡例に対して多言語化を行う方法が考えられる

\*案内地図など、凡例や地図面のピクトグラムに対して、和英以外の多言語表記を行う場合はその表記基準を提示する。

## ○ 使用サイズ

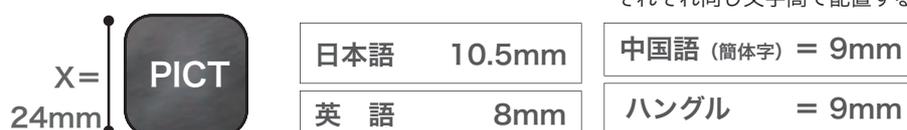
ピクトグラム使用サイズの基準は以下に示す。

- 案内サインの凡例に用いるピクトグラムは24mmを高さの基準とする
- 凡例や誘導に用いるピクトグラムと文字は、各々を明確に区別するため、正方形の枠寸法の1/2以上離す

## 【和英併記の場合／ピクトグラムの高さ24mm】



## 【4言語表記の場合／ピクトグラムの高さ24mm】



## 【基準設定の視点／ピクトグラムとともに使用する文字高】

- 凡例部分は共通の大きさ [24.0mm]。
- 地図内に使用するピクトグラムの大きさは、地図サイズに応じて「大・中・小」の3サイズに対し、併記する文字高との比率を一定 [英語の3倍／日本語の2.25倍] にする。
- 施設誘導などに用いる、英文の文字高は80%を標準として、ピクトグラムの高さを設定することとし、個別基準に応じて使用する。

\*参考 ○ 主となる地図 [1m角程度] では、表示する施設の種類に応じて [日本語：18/9/7/5mm] の文字高の構成とする。

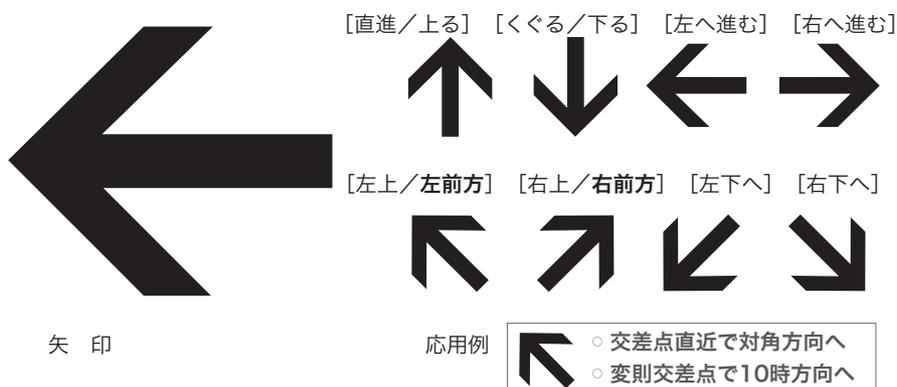
表：ピクトグラムの高さと日本語・英語の文字高

	ピクトグラム	地図サイズ	日本語	英語	主地図1m角／表示施設の種類の凡例は共通
凡例部表示	24.0mm	—	10.5mm	8.0mm	都名・県名・市名・区名／隣接地名／サインタイトル部分
特大サイズ	—	—	18.0mm	14.0mm	案内所／情報拠点／市区役所／博物館／美術館／ホールほか
大サイズ	21.0mm	1.0m角	9.0mm	7.0mm	交番／郵便局／病院／大規模店舗／ホテル旅館ほか／丁目、番地
中サイズ	16.5mm	0.5m角	7.0mm	5.5mm	バス停／交差点／歩道橋／橋／小型サイズの広域地図内
小サイズ	12.0mm	0.3m角	5.0mm	4.0mm	

○ 矢印

矢印の基準は以下に示す。

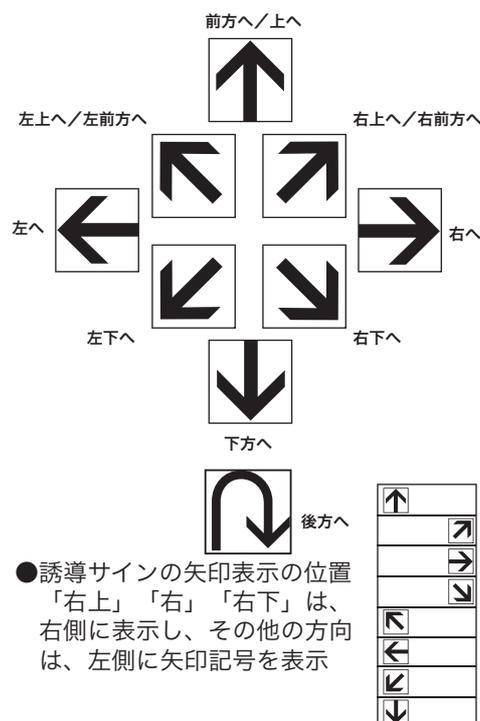
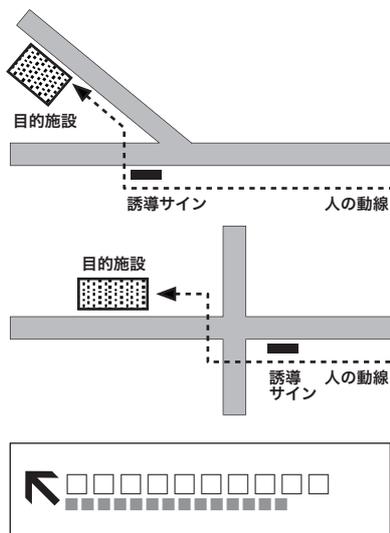
- 矢印はJIS案内用図記号の【指示/推奨度B】から、指示方向別に応用した図記号を使用する
- 前方、左上、左、左下、下を指す矢印は、ピクトグラムと施設名称の先頭に置き、右上、右、右下を指す矢印はピクトグラムと施設名称の後に置くことを標準とする
- 矢印の指示方向は9種類とし、それぞれの矢印は方向の意味に応じて、正確に使用する
-  と  は、左または右へ上る場合に使用することを原則に、広い空間などで左（右）前方に誘導した方が便利な場合にも使用する



【基準設定の視点】

- 矢印は目的地への経路を指示するため、方向の持つ意味に応じた表示が必要となる。
- 左右前方の表示を使用する場合、現在地と目的施設の位置関係をもとに表示する。
- 後方を示す矢印は、Uターン、行き止まりなど、動線上、止むを得ない場合に使用することとし、施設誘導では、「事前に方向を示し、直近で記名すること」が基本のため、通過後に「戻る」は、原則として避ける。

● 誘導サインの矢印表示例 [左前方へ]



## ① 現在地

現在地の表記基準は以下に示す。

- 周辺案内図など方位が「前方が上」となるため、記号は矢印が上を向く配置とする
- 視認性の高い色彩として「朱色」や「オレンジに近い赤」を採用して視認性を高め、「濃い赤」の使用は避ける
- 和英併記で「現在地」と表示し、「地」の状況により、文字情報をネガまたはポジで表現する

## ● 「現在地」の図記号



## 【基準設定の視点】

- 現在地は、指定した図形を使用し、案内地図の方位と設置場所の關係に注意し、案内地図上に正確に表示する。

## ● 「現在地」に用いる視認性の高い色彩

## 参考値

日塗工 [05-40X](#)  
 マンセル 5R4/14  
 R G B 179 0 34

出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブック

② 方位

方位の表記基準は以下に示す。

- 広域案内地図を単独で設置する場合：一般的な地図表記と同様に、北を上にして表示する
- 広域案内地図と周辺案内地図を併置する場合：利用者の表示地図面への視線に対して、2種類の地図ともに、前方を上にして表示する
- 周辺案内地図・地区案内地図を単独または併置する場合：利用者の表示地図面への視線に対して、単独・併置ともに、前方を上にして表示する

- 「方位」の図記号
- 案内地図の種類と方位



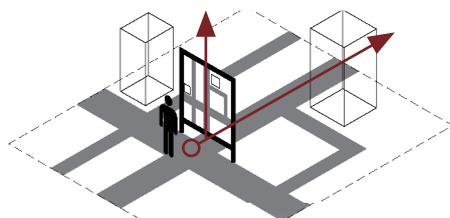
「北を上」



「前方を上」

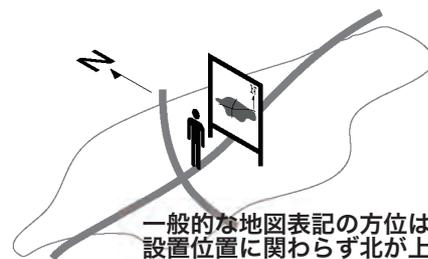
**【基準設定の視点】**

- 方位は、指定した図記号を使用し、設置場所と案内地図の方位の関係に注意し、案内地図上に正確な方位で表示する。
- 2種類の地図は、それぞれの方角を合わせることを原則とする。
- 周辺街区案内などの比較的狭い範囲は、前方を上とした表示が、都市構成を直感的に把握できる。
- 市域全域を表示するキーマップなどは、「北を上」として表示する。



地図面を前方にたおすと  
実際の環境に重なる方位

図：地図の方位／前方を上



一般的な地図表記の方位は  
設置位置に関わらず北が上

図：地図の方位／北を上

## ③ スケール／縮尺

スケール／縮尺の表記基準は以下に示す。

- それぞれの表示範囲に応じた、図記号を使用する
- バースケールのほか、グリットによる座標表示(1kmピッチなど)を合わせて表記することも可能とする

## ● 「スケール／縮尺」の図記号

【広域案内地図】



【周辺案内地図など】



## 【基準設定の視点】

- 広域／周辺／地区案内地図は、目的に応じた表示範囲を決め、スケール・縮尺を設定する。
- 利用しやすい表示範囲を優先するため、数値による縮尺表示が煩雑になることを避け、バースケールによる表示を標準とする。
- 散策やウォーキングなどの利用者が多い地域では、必要に応じてスケールに1km：15分などの所用時間を表記できる。

## ○ 案内地図

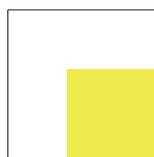
案内地図の色彩の基準は以下に示す。

- 案内図など表示面で使用する色彩は、明度差を確保し判読しやすい組合せを使用する
- 地図・地形表現に用いる色彩は、自然に見える色彩を採用する
- 色覚障害等の人に配慮し、判読しづらい【青／黒】 【黄／白】 【赤／黒】 【赤系／緑系】の組合せは用いない

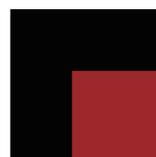
## ●使用しない組合せ



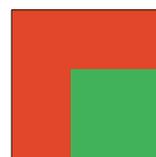
【青／黒】



【黄／白】



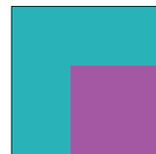
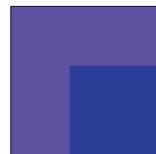
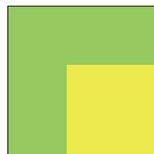
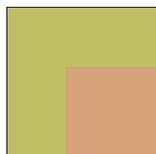
【赤／黒】



【赤系／緑系】

## ●避ける組合せ

使用する場合は  
明度差を大きく



- 色彩に関するその他の留意事項として、神奈川県カラーバリアフリーサインマニュアル（平成21年3月）に準拠する

## 【基準設定の視点】

- 案内図など表示面の判読性は、明度差（コントラスト）の大きい色の組合せほど高くなるため、明度差を確保し判読しやすい組合せを使用する。
- 色覚障害等の人にとって、暗い「地色」に明るい文字を配置する方が読み易い。
- 白内障の人に配慮し、判読しづらい【青／黒】 【黄／白】 【赤／黒】 【赤系／緑系】の組合せは用いない。

## ●地図表現の参考例

地形表現に用いる色彩は、退色に配慮し、例えば、河川・池・湖沼などの水系は青色を基調とし、丘陵・公園・緑地は緑色を基調とするなど、自然に見える色彩を採用する。【横浜市・東神奈川】



○ 参考資料  
より多くの人が見分けやすい色の組合せ

○ 案内板の背景などの大きな面積には、ベースカラーを用い、その上に重なる現在地表記など小さな面積には、アクセントカラーを用いる

[参考]  
カラーバリエーション  
サインマニュアル  
神奈川県（平成21年3月）  
より作成  
  
表示している色見本  
は参考の色です

ベースカラー 大面積	明るいピンク	クリーム	明るい緑
日本塗装工業会 マンセル値 R G B	<a href="#">05-80L</a> 5R8/6 252 177 173	<a href="#">25-90H</a> 5Y9/4 248 221 161	<a href="#">42-70H</a> 2.5G7/4 139 184 148
	明るい空色	ベージュ	明るい紫
	<a href="#">69-80H</a> 10B8/4 165 206 220	<a href="#">19-75L</a> 10YR7.5/6 226 172 120	<a href="#">82-70H</a> 2.5P7/4 178 174 200
	明るい黄緑		
	<a href="#">32-80P</a> 2.5GY8/8 206 203 85		

● ベージュと明るい黄緑、明るい空色と明るい紫は比較的混同しやすいので、なるべく片方のみ使用する。

アクセントカラー 小面積	赤	黄色	緑
日本塗装工業会 マンセル値 R G B	<a href="#">08-50V</a> 8.75R5/12 203 67 38	<a href="#">27-85V</a> 7.5Y8.5/12 251 209 0	<a href="#">47-60T</a> 7.5G6/10 0 167 115
	青	オレンジ	空色
	<a href="#">77-40V</a> 7.5PB4/12 47 96 165	<a href="#">15-65X</a> 5YR6.5/14 249 120 0	<a href="#">69-70P</a> 10B7/8 86 188 220
	ピンク	茶色	紫
	<a href="#">02-70T</a> 2.5R7/10 243 136 144	<a href="#">09-30L</a> 10R3/6 114 43 26	<a href="#">89-40T</a> 10P4/10 133 65 125

● 青と紫、黄色とベースカラーの明るい黄緑は比較的混同しやすいので、なるべく片方のみ使用する。

## ○ 日本語

日本語の表記の基準は以下に示す。

- 日本語は、国文法\*、現代かなづかいによる表示を原則とする
- 地名・ランドマーク・通り名・施設名などの固有名詞は、地域で一般化されている名称を使用する
- 長い名称は、可能な場合は省略し、愛称や略称のある場合は、それを表示する
- 近隣に同類名称がある場合は、表記方法を調整し、混同を避ける

\*国文法：日本の文語文法

**【基準設定の視点】**

- 地域の伝統文化や歴史的由来に関する地名や通り名称など、地域に定着している固有の名称は、国文法・現代かなづかいによる表示の例外とする。
- 表示する文字量を減らすことを優先し、地域で定着している範囲で愛称・略称を使用する。
- 国や県の施設名称を含んで、似た表現となる施設名称などがある場合は、正式名称、略称、愛称などを使い分け、利用者の混同を避ける。

## ○ 和英併記

和英併記の基準は以下に示す。

## 案内サイン

- 利用頻度の高い施設や移動に関する主要な施設は、4言語表記を原則とする。
- その他の施設について、判読性が確保できれば、和英併記とする。

## 誘導サイン

- 和英併記を原則とし、ピクトグラム／矢印／距離の組合せで構成する。

## 英語・ローマ字表記

- 和英併記に使用する英語・ローマ字は、原則として以下の組合せを基本とする。ただし、独自表記が定着している場合は除く。
- 詳細は、「公文書におけるローマ字使用について」（通知）（平成23年2月）に準拠する。

[英語・ローマ字表記方法 / 例：与瀬神社]

I. ローマ字 + 英語 Yose Shrine 与瀬 = 固有名詞

II. ローマ字 + ローマ字 + 英語 Yose-jinja Shrine 与瀬神社 = 固有名詞

表記方法 I Yose Shrine  
固有名詞 施設機能  
普通名詞

表記方法 II Yose - jinja Shrine  
固有名詞 施設機能  
普通名詞

## ① ローマ字表記

ローマ字表記の基準については以下に示す。

- ローマ字表記は、ヘボン式\*を基本とする
- 和製英語や固有名詞などで、ヘボン式に対応しないものがある場合は、それらのローマ字表記を個別に基準化する
- 短縮名称・略称が普及している場合は、その名称を使用する

\* 昭和29年内閣訓令第1号第2表を基本としたヘボン式

**【基準設定の視点】**

- 既にヘボン式により広く普及している道路標識等と表記が不統一となるなどから、ローマ字表記はヘボン式を基本とする。  
「公文書におけるローマ字使用について」（通知）平成23年2月1日 情報公開課
- 和製英語や固有の地名、施設愛称の固有名詞などで、ヘボン式に対応しない場合は、それらのローマ字表記を個別に基準化する。
- 短縮名称／略称が普及している場合は、表示する文字量を減らすことを優先し、それを使用する。

② ヘボン式ローマ字

公文書におけるローマ字使用  
について（通知）  
平成23年2月1日 情報公開課

あ	い	う	え	お	拗音		
a	i	u	e	o	—	—	—
か	き	く	け	こ	きゃ	きゅ	きょ
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しょ
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちょ
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho
な	に	ぬ	ね	の	にゃ	にゅ	にょ
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひゃ	ひゅ	ひょ
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
ま	み	む	め	も	みゃ	みゅ	みょ
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
や	—	ゆ	—	よ	—	—	—
ya	(i)	yu	(e)	yo	—	—	—
ら	り	る	れ	ろ	りゃ	りゅ	りょ
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
わ	—	—	—	を	—	—	—
wa	(i)	—	(e)	(w)o	—	—	—
ん	—	—	—	—	—	—	—
n(m)	—	—	—	—	—	—	—
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎゃ	ぎゅ	ぎょ
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じょ
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
だ	—	—	で	ど	—	—	—
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びゃ	びゅ	びょ
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴゃ	ぴゅ	ぴょ
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

③ ヘボン式にない表記

—	—	—	しえ	—	くあ	くい	—	くえ	くお
—	—	—	sye	—	kwa	kwi	—	kwe	kwo
—	—	—	ちえ	—	—	つい	—	—	—
—	—	—	che	—	—	tsi	—	—	—
つあ	—	—	つえ	つお	—	—	とう	—	—
tsa	—	—	tse	tso	—	—	twu	—	—
—	てい	—	—	—	くあ	—	—	—	—
—	thi	—	—	—	gwa	—	—	—	—
ふあ	ふい	—	ふえ	ふお	—	—	どう	—	—
fa	fi	—	fe	fo	—	—	dwu	—	—
—	—	—	じえ	—	うあ	うい	う	うえ	うお
—	—	—	je	—	va	vi	vu	ve	vo
—	でい	—	—	—	—	—	てう	—	—
—	di	—	—	—	—	—	tyu	—	—
—	—	でゆ	—	—	—	—	ふゆ	—	—
—	—	dyu	—	—	—	—	fyu	—	—
—	—	—	いえ	—	—	—	うゆ	—	—
—	—	—	ye	—	—	—	vyu	—	—
—	うい	—	うえ	うお	—	—	—	—	—
—	wi	—	we	wo	—	—	—	—	—

## ○和英併記/留意事項

公文書におけるローマ字使用について（通知）  
平成23年2月1日  
情報公開課

## ヘボン式ローマ字表記使用の際の留意事項

## ■大文字と小文字の使い方

文のはじめ及び固有名詞は語頭を大文字で表記する。冠詞、前置詞、接続詞が名称の途中にある場合は、それらについては小文字で表記する。

・相模原市：City of Sagami-hara

## ■長音について

「**ˉ**」、「**ˆ**」、「**h**」は原則として用いない。

・大沢：Osawa X Ōsawa

※長音記号を用いないと他の名称と区別できない場合のみ、例外的に「**h**」を用いて長音を表記することができる。

・大野：Ohno 小野：Ono

## ■はねる音

はねる音「**ん**」は「**n**」を用いる。

※はねる音を表す「**n**」の次にくる母音字または「**y**」を切り離す必要がある場合は、「**n**」の次に「**-**（ハイフン）」を用いることができる。

・新横浜：Shin-yokohama

## ■つまる音

最初の子音字を重ねて表す。

ただし、次に「**ch**」が続く場合は、「**c**」を重ねず「**t**」を用いる。

・別府：Beppu 越中：Etchu

## ■地名等

① 固有名詞部分に「東、西、南、北、上、下」等の接頭語が付くものは、その部分に「**-**（ハイフン）」を入れる。

・西大沼：Nishi-onuma 東橋本：Higashi-hashimoto

② 固有名詞部分に「〇〇町」が付くものは、その部分に「**-**（ハイフン）」を入れる。

・淵野辺本町：Fuchinobe-honcho 矢部新町：Yabe-shincho

③ 慣用上、固有名詞と普通名詞を切り離せない場合は、普通名詞の部分を含めてローマ字による表記とし、普通名詞部分の機能・内容を説明する必要がある場合には、英語を付記する。

・大山：Mt.Oyama X Mt.O X Oyama

（固有名詞と普通名詞を切り離せない場合）

・陣馬山：Mt.Jinba X Jinbasan

（固有名詞と普通名詞を切り離せる場合）

○ 多言語表記

多言語表記の基準は以下に示す。

- 案内サインや誘導サインの施設名称などは、和英併記を基本に判読性を確保する
- 英語以外の多言語表記が必要となる場合は、凡例やピクトグラムで対応し凡例部分は、日本語・英語に中国語（簡体字）・ハングルを加えた4言語表記を基本とする

## ○ バリアフリー情報

バリアフリー情報の表記の基準は以下に示す。

- 案内図のピクトグラムは、判読しやすいネガ表現とする
- 駅周囲などのバリアフリー情報は、「バリアフリーマップ」情報との連携に配慮する
- 点字案内板は、日本工業規格 JIS T 0922 : 2007に基づき、表示する

## 【基準設定の視点】

## (ピクトグラム)

- 案内サインの案内地図では、JIS標準ピクトグラムの白黒表示を基本とする。
- 案内サインや誘導サインのピクトグラムは、ネガ表現とする。
- 駅周辺などのバリアフリー情報は、「相模原市バリアフリーマップ」に掲載されている内容との連携に配慮する。

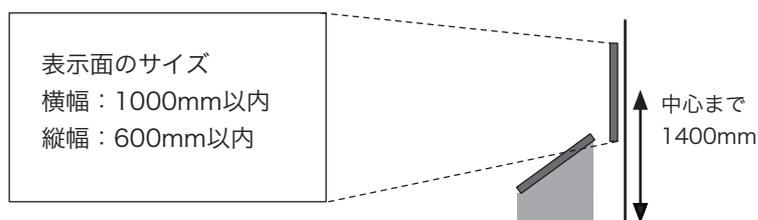
## (点字案内板)

- 駅などの行動起点となる場所には、点字案内板を設置することが望ましい。
- 設置に際しては、音声案内などと連携する。

## 日本工業規格 JIS T 0922 : 2007に基づく触知案内図の表示方法【概要】

## ●触知案内図の大きさ

- ひとつの触知案内図全体の寸法は、横幅1000mm以内、縦幅600mm以内とすることが望ましい。



## ●触知案内図の位置

- 設置形で、床と垂直な壁面に取り付ける触知案内図の設置高は、触知範囲の中心が床から1400mm程度となる位置に設置する。  
ただし、床と水平、またはそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合はこの限りではない。
- いずれの場合も、設置のときは、触読性を妨げないように配慮しなければならない。

## ●触知案内図の向き

- 設置形の場合、利用者が触知案内図に向き合って触読するときの正面方向が、触知図形では上側になるように表示する。
- 1階および2階など、上下に重なった関係にある案内図およびひとつの大きな場所を複数に分割して表示する案内図は、縮尺および向きを統一する。
- 各案内図が上下階で統一した設置位置・方向にあることが望ましい。

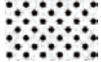
## ●触知図形

- 触知図形は、触読性を優先するために変形することができる。
- 触知図形は、利用できる箇所と利用できない箇所との差を明確にしなければならない。
- 部屋または建物などでの入口の位置表示は、明確にしなければならない。
- 1階および2階など上下に重なった空間は、分けて表示しなければならない。
- 墨字の案内図と併記する場合、触読性が損なわれてはならない。
- 墨字の案内図と併用する場合、弱視者／色覚障害者が見やすいレイアウト、コントラストおよび配色にすることが望ましい。

## ●線および面などの触知記号

- 触知図形は、触読性によって容易に識別可能な線、面および触知記号群を効果的に用いる必要がある。ただし、その種類が多すぎるなど、触読性を損なうことがないようにする。
- 建物の外形線・色覚障害者誘導用ブロック・公園の園路・車道など、触知図形で種類の異なる設備などを線で表示する場合には、直線および点線など、その違いを容易に識別可能にする。
- 建物内の利用できない場所、公園の芝生広場および池など、触知図形で面領域となる箇所は、その領域の違いを手触りで明確に分かるように、凸状のドット、斜線を用いるなど領域内を識別可能にする。

## ●触知案内図に用いることができる触知記号

	現在地		誘導ブロック		入れない場所
	階段 尖った方が上		エスカレーター 尖った方が上 線側からは乗れません		エレベーター
	改札口		方位		手洗器
	洋式便器		和式便器		小便器

## ●点字表示

- 触知図形に点字を表示する場合には、触知記号の触読性を妨げないようにする。
- 墨字の語が言い換え可能な場合、墨字および異なる語を点字で表示することができる。

例 1 : "現在位置" → "現在地"

例 2 : "化粧室" "お手洗い" "便所" → "トイレ"

- 点字表示の表記方法は、正しく行う。  
\*点字表示の表記法は、日本点字委員会が発行する"日本点字表記法"がある。

## ●触知案内図に用いる材料

- 触読性が良好で、手指を傷つけない表面形状になるものとする。
- 長時間の使用によって、著しい劣化および破損しないものとする。
- 外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温または低温にならないものとする。

## ●触知案内図までの誘導の仕組み

- 視覚障害者誘導ブロックなどを設置して誘導する。
- さらに、一定間隔でチャイムを鳴らす方法などの音声案内を付加して誘導することが望ましい。

## 第3章 個別基準

1. 個別基準の項目	37
1) 個別基準の項目	37
2. 都市サイン	39
1) 案内サイン	39
2) 誘導サイン	56
3. 記名サイン	65
1) 記名サイン	65
4. 説明サイン	66
1) 説明サイン	66
5. 規制サイン	67
1) 規制サイン	67
6. 車両誘導サイン	70
1) 車両誘導サイン	70
2) 車両誘導確認サイン	73
7. 地域サイン	76
1) 地域サイン	76

# 1

## 個別基準の項目

1) 個別基準の項目	37
①個別基準の項目	37
②個別基準の内容	37

① 個別基準の項目

○ 個別基準の項目

- ・サインの種類に応じて、設置、表示面の高さ、表記などの基準と掲出例を提示する。

② 個別基準の内容

● 個別基準の内容一覧表

サインの種類	個別基準を定める項目
案内サイン	○ 設置の基準、表示面の高さ、地図の表記、凡例の表記、案内地図表記施設、背面利用、色彩
誘導サイン	○ 設置の基準、表示面の高さ、方向の表記、背面利用、色彩
記名サイン	○ 設置の基準、表記の基準
説明サイン	○ 設置の基準、表示面の高さ、表記の基準
規制サイン	○ 設置の基準、表示面の高さ、表記の基準、集約化の基準
車両系サイン	○ 配置の基準、表示面の高さ、表記の基準
地域サイン	○ 設置の基準、表示面の高さ、表記の基準、地域サインの企画・計画

● サインの種類別 基準項目の比較表

基準の項目 サインの種類	基準の項目								その他
	設置の基準	表示面の高さ	表記の基準	地図の表記	凡例の表記	案内地図表記施設	背面利用	色彩	
案内サイン	○	○	—	○	○	○	○	○	総合化 方位の基準
誘導サイン	○	○	○	—	—	—	○	○	方向の表記
記名サイン	○	○	○	—	—	—	○	—	
説明サイン	○	○	○	—	—	—	○	—	
規制サイン	○	○	○	—	—	—	—	—	集約化
車両系サイン	○	○	○	—	—	—	—	○	誘導施設 配置ルート
地域サイン	○	○	○	—	—	—	—	—	企画計画の流れ

# 2 都市サイン

1) 案内サイン	39
①案内サインの種類	39
②設置の基準	40
③表示面の高さ	41
④地図の表記	41
⑤凡例の表記	44
⑥掲出例	48
○広域案内サイン	
○周辺案内サイン	
○総合案内サイン	
⑦案内地図表記施設	52
⑧背面利用	53
⑨色彩	54
2) 誘導サイン	56
①誘導サインの種類	56
②設置の基準	57
③表示面の高さ	58
④掲出例	59
○平板型誘導サイン	
○矢羽型誘導サイン	
○道標型誘導サイン	
⑤背面利用	63

① 案内サインの種類

- 広域案内サイン
  - ・サイン設置場所の周辺の広い範囲を広域地図を使用して表示し、地域の地形、鉄道・道路などの交通、公共施設、地域資源などの名称や位置の情報を提供する案内サイン。
  - ・自動車や路線バスなどでの広域移動による目的地の情報や広域避難場所を提供する。
  - ・公共施設や地域資源の分布状況など、設置場所周辺の条件により、利用しやすい表示範囲を設定する。
- 周辺案内サイン
  - ・サイン設置場所の周辺を広域より狭い範囲や周辺の街区について、周辺地図を使用して表示し、周辺の都市・街区構成、鉄道・道路などの交通、公共施設、地域資源などの名称や位置の情報を提供する案内サイン。
  - ・基本的に歩行圏の範囲を表示することを基本に、周辺街区に位置する公共施設・地域資源の分布状況に応じて、利用しやすい範囲を設定する。
- 総合案内サイン
  - ・広域案内図と周辺案内図を同時に使用し、広い範囲の地域の中での位置の確認や、広域利用の公共施設および地域資源の確認と設置場所の周辺に分布する公共施設・地域資源の表示を行う。
  - ・広域案内図と周辺案内図をそれぞれ単体で設置することは避け、一体的に掲出しサインの乱立防止を図る。

○ 案内サインの形態

● 広域案内サイン



● 周辺案内サイン



● 総合案内サイン／広域案内地図と周辺案内地図を同時に掲出するタイプ  
公共施設の誘導サインを統合するものも含む



サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

図：案内サインの形態

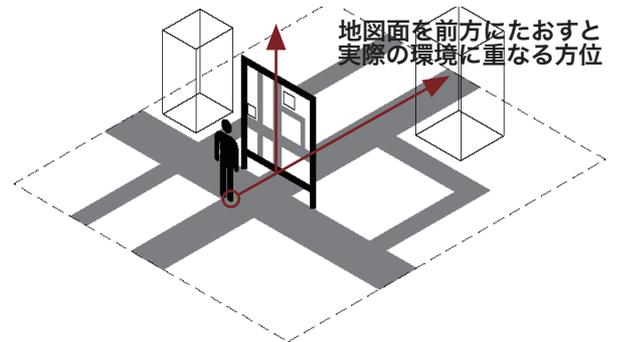
② 設置の基準

○ 設置の基準

- ・案内サインは、案内地図を使用することにより表示面積が大きくなるため、サイン本体の設置位置は歩行動線の妨げにならない位置とする。
- ・読取りに必要な利用者の滞留空間が確保できる場所に設置し、案内用地図面の方位との関係に配慮する。
- ・駅前広場などでは、利用者の利便性に配慮し、複数箇所に設置する。
- ・設置場所ごとに動線への配慮と使用する案内地図の方位を「前方を上」の原則で整備する。
- ・広域案内サインを単独で表示する場合、地図の方位は基本的に「前方を上」を原則とする。
- ・周辺案内サインは、設置場所周辺の詳細な案内を行うため、案内地図面の方位は、前方を上とし、周辺環境が理解しやすい向きとする。
- ・周辺案内地図を含む総合案内サインは、周辺案内地図の「前方を上で表示」を優先し、広域案内地図も同じ向きで表示して、理解しやすい構成とする。
- ・表示範囲内に、都県や市町村境の輪郭などが含まれる場合は、一般的な地図の表記に合わせ、北を上で表示する。

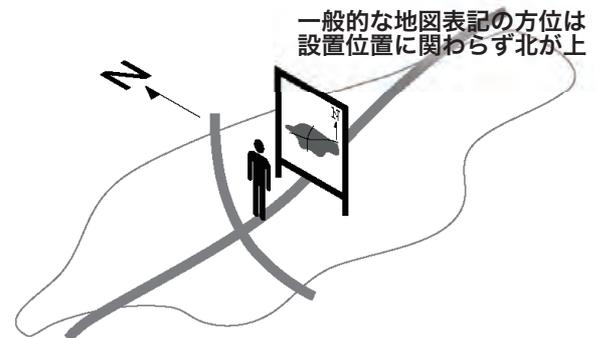
○ 地図の方位基準

- サインの案内地図は、「前方を上」を原則とする



図：地図の方位

- 案内サインで主地図以外に使用する広域キーマップや広域案内地図で表示範囲に都県や市町村境の輪郭が含まれる場合、北を上で表示する

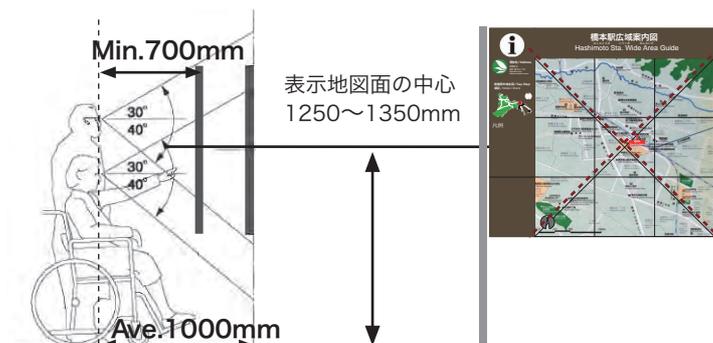


図：地図の方位

## ③ 表示面の高さ

## ○ 表示面の高さ

- ・案内サインは、案内地図上の情報提供が主となるため、案内地図面〔900mm四方が基準〕の中心位置の高さを基準とする。
- ・約1m四方の範囲を700mm前後の視距離で無理なく判読できる高さとして、案内地図面の中心位置の高さを1250mm～1350mmの範囲に収める。



図：表示面の高さ

## ④ 地図の表記

## ○ 地図の表記

- ・案内サインに用いる案内地図の表示範囲は、周辺に立地する主要な公共施設や地域資源の分布状況により決定する。
- ・周辺案内地図の場合は、交通結節点などの周辺に主要な公共施設が集積することや利用者の歩行により移動可能な範囲に配慮し、1km～4km四方を表示範囲の目安とする。
- ・地図の縮尺の表示は、1/5000などの数値の表現を避け、バースケールによる表示とする。

## ○ 表示情報

- ・凡例と地図上に記載する公共施設名称などにより構成する。

## ○ 地図上に記載する情報

- ・住所関連の文字表示をグレーとし、その他の情報と区別する。
- ・通り名称や主な商店街名称を表示する。

## ○ ピクトグラム

- ・共通基準で示したJIS標準のピクトグラムを使用する。
- ・指定したピクトグラムのない施設は、アクセント記号で対応する。

## ○ 文字高

- ・駅周辺など表記施設の集中する地区では、文字高を下げる。

## ○ 多言語表記

- ・凡例と地図上の主要施設は4言語表記とする。  
地図上は、基本的に和英併記とする。
- ・現在地は、共通基準で指定された色彩により、2言語で表示する。

○ 住所関連表示

表：住所関連表示

種類	表示施設・住所	ピクトグラム	文字高 [和文/英文]	備考
凡例部分	○ 凡例部分	24mm	10.5mm/8mm	指定ピクトグラム
住所関連	○ 都・県・郡・区名	—	18mm/14mm	文字表示はグレー 番地のみ/5mm
	○ 町名・丁目	—	7mm/5.5mm	
	○ 通り・商店街名称	—	7mm/5.5mm	主なものを明記
	○ バス停・交差点・ 橋梁・歩道橋名称	○	5mm/4mm	バス停： ○アクセント記号

● 表記例



案内地図の拡大

- ・住所表記は、和文角ゴシック・英文サンセリフのグレー表示とする
- ・住所に郡部がある場合の表記は、英文と同じ文字高で表記する
- ・丁目・番地は、サンセリフの数字を使用し、同一丁目の場合、数字のみ表示
- ・英文は、和文の最後の表示のみとする



- ・本市に隣接する都・県・郡・市・町・村の住所表示

神奈川県 足柄上郡 山北町 YAMAKITA-TOWN	神奈川県 愛甲郡 愛川町 AIKAWA-TOWN	神奈川県 愛甲郡 清川村 KIYOKAWA-VILLAGE	神奈川県 大和市 YAMATO-CITY	神奈川県 座間市 ZAMA-CITY	神奈川県 厚木市 ATSUGI-CITY
東京都 西多摩郡 檜原村 HINOHARA-VILLAGE	東京都 日野市 HINO-CITY	東京都 多摩市 TAMA-CITY	東京都 八王子市 HACHIOJI-CITY	東京都 町田市 MACHIDA-CITY	
山梨県 南都留郡 道志村 DOSHI-VILLAGE	山梨県 上野原市 UENOHARA-CITY				

図：隣接市町村などの表記



- ※区・町丁目は、現在の住居表示に従う

図：市内住所の表記

○ 公共施設表示

表：公共施設表示一覧

種類	表示施設名称	ピクトグラム	文字高 [和文/英文]	備考
公共業務 公共 サービス	○ 市役所・合同庁舎 総合事務所	●	9mm/7mm	●アクセント記号
	○ その他の行政施設	◎	9mm/7mm	◎アクセント記号
	○ 警察署・交番	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度A
	○ 郵便局	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度B
	○ 消防署・分署	■	7mm/5.5mm	■アクセント記号
	○ 案内所	21mm 	9mm/7mm	推奨度A
	○ 情報コーナー	21mm 	9mm/7mm-	推奨度A
	○ トイレ	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度A
○ 身障者用トイレ	16.5mm 	7mm/5.5mm	記号の重複2/16	
交通施設	○ 鉄道駅	21mm 	9mm/7mm	推奨度B 路線名7mm
	○ バスのりば	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度B
	○ タクシーのりば	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度B
	○ 駐車場	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度B
	○ 自転車駐車場・駐 輪場	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度B
	○ エレベーター	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度B
	○ エスカレーター	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度B
	○ 国道・県道	 	案内標識118-Aを簡略した図記号を路線上に表記	
保健医療	○ 総合病院・メディ カルセンター	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度A
	○ その他の医院・診 療所・保健所	■	7mm/5.5mm	■アクセント記号
教育施設	○ 学校・幼稚園ほか	■	9mm/7mm	■アクセント記号
福祉施設	○ 福祉施設	■	9mm/7mm	■アクセント記号
文化施設	○ 博物館・美術館	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ 図書館	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ ホール	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ 公民館・集会所	■	9mm/7mm	■アクセント記号
	○ 寺院	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ 神社	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ 文化財	■	9mm/7mm	■アクセント記号
公園緑地 スポーツ レクリエー ション	○ 公園	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ 総合競技場	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ ＊個別競技種目	16.5mm 	7mm/5.5mm	推奨度C 種目列記
	○ 専用スポーツ施設	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ 眺望点	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ キャンプ場	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
	○ 温泉	21mm 	9mm/7mm	推奨度C
民間施設	○ 銀行・デパート・ ホテル等民間施設	■	7mm/5.5mm	■アクセント記号 一定規模の条件以上
避難場所	○ 広域避難場所	21mm 	9mm/7mm	推奨度A ポジ表示 凡例に避難の解説

○ スポーツ施設は利用できる  
種類ごとのピクトグラムを  
列記して使用

\* 指定ピクトグラムに対応  
しない施設は、アクセント  
記号■で表示

\* 凡例に表記する表示施設名称は、固有名詞を表記しない  
\* アクセント記号は案内地図上の表示に限定して使用するため、歩行者系・車両系の誘導サインでは使用しない  
\* 特に、駐車場のピクトグラムは、誘導サインにおいて該当する個別基準にしたがうこととする

⑤ 凡例の表記



凡例部分の拡大

**現在地/Address**  
相模原市  
緑区 橋本3丁目  
Sagami-hara City  
Hashimoto3.Midori Ward

**相模原市域全図/Key Map**  
緑区/Midori Ward

凡例ピクトグラム間隔/5mm

PICT	日本語	Y	外国語 A<1/2X
	英語	3/4Y	外国語 B<1/2X

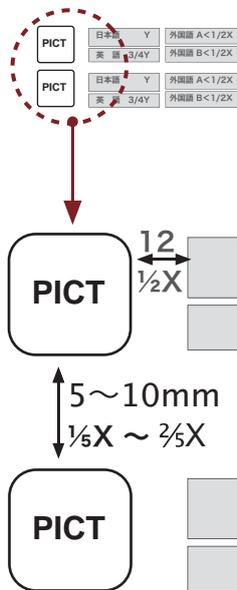
追加表記スペース

●ピクトグラム間隔の微調整により  
10%程度の表記数増加が可能

凡例ピクトグラム間隔/2.5mm

PICT	日本語	Y	外国語 A<1/2X
	英語	3/4Y	外国語 B<1/2X

追加表記スペース



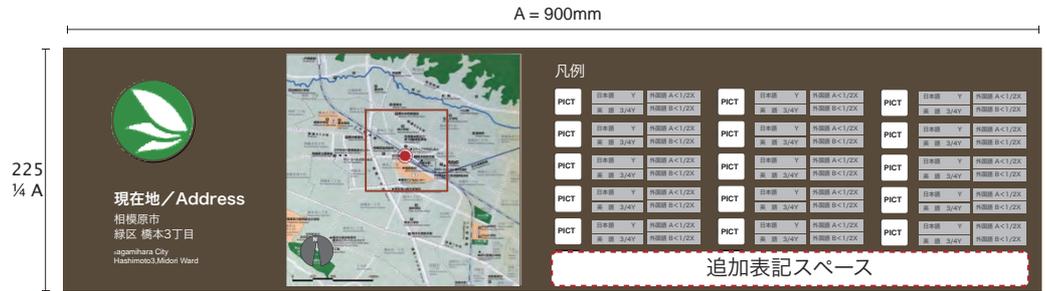
サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン



○ 凡例の表記

- ・ 凡例は、ピクトグラムを先頭に4言語表記で、左側に寄せる。
- ・ 凡例に表記する表示施設名称は、固有名詞を表記しない。
- ・ 表示するピクトグラム数に応じて、追加表記スペースを確保する。
- ・ 表示凡例数に応じて間隔を調整する。
- ・ 追加表記スペースは、追加凡例、「避難誘導」解説の記載スペースに当てる。
- ・ 4言語の文字は白、ピクトグラムは黒のポジ表現とする。

○ 凡例の表記  
【横方向表記】



図：横方向の凡例部分

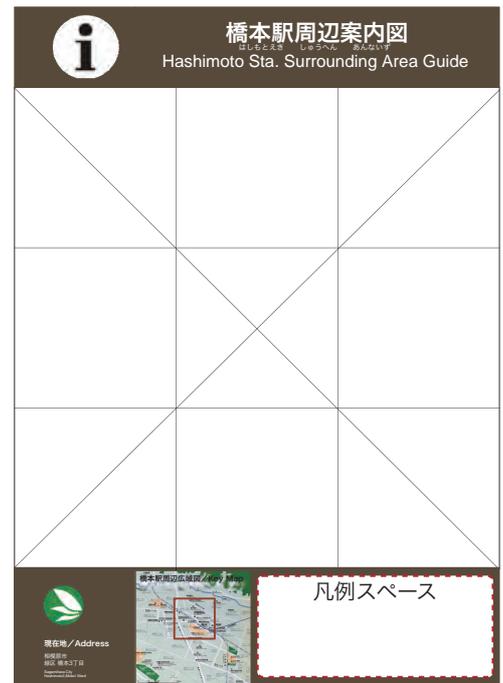
1. 上部配置



サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

図：横方向の上部配置

2. 下部配置



図：横方向の下部配置

○ 凡例の表記【横方向表記】

- ・横方向配置は、周辺案内サインの単独設置において、設置環境により表示板面の幅が限定される場合に限って使用する。
- ・横方向では、表記を2～3段組みにする。
- ・横方向配置の場合、特に下部に表示する際は、主地図と同時に判読できる視野角度内に表示する。
- ・主地図は、表示面中心が、設置面から1250～1350mmの高さを原則とする。
- ・その上で、全体板面の上端と下端をそろえる。

○ 4言語表記  
[主要公共施設]

● 主要公共施設表記例／凡例・地図上の主要施設の施設名称は、4言語表記とする。  
地図面に表記する施設名称は、基本的に和英併記とする。

表：主要公共施設 4言語表記一覧

施設の種類	日本語	英語	中国語	ハングル
一般施設	市役所（庁舎）	City Hall	市政府	시청
	区役所	Ward Office	区政府	구청
	官公庁	Public Office	政府机关	관공서
	警察署	Police Station	警察署	경찰서
	交番	Koban	派出所	파출소
	郵便局	Post Office	邮局	우체국
	消防署	Fire Station	消防署	소방서
	案内所	Information	咨询中心	안내소
	情報コーナー	Information Counter	信息角	정보 코너
	トイレ	Restrooms	洗手间	화장실
	身障者用トイレ	Barrier-Free Toilet	残疾人洗手间	장애인용 화장실
	病院	Hospital	医院	병원
	保健所	Public Health Dept. (Public Health Department)	保健所	보건소
	保健センター	Public Health Center	保健中心	보건센터
交通施設	鉄道駅	Railway Station	火车站	철도역
	JR ○○線○○駅	JR ○○ Line ○○ Sta. (JR ○○ Line ○○ Station)	JR○○线○○站	JR○○선○○역
	バスのりば	Bus Stop	公共汽车站	버스 정류장
	タクシーのりば	Taxi Stand	出租汽车乘车处	택시 승강장
	駐車場	Parking	停车场	주차장
	駐輪場	Bicycle Parking	自行车停车场	자전거 주차장
	エレベーター	Elevator	电梯	엘리베이터
	エスカレーター	Escalator	自动扶梯	에스컬레이터
	国道	National Road	国道	국도
	国道○○号線	Route ○○	国道○○号线	국도○○선
	県道	Prefectural Road	县道	현도
県道○○号線	Route ○○	县道○○号线	현도○○선	
教育施設	小学校	Elementary School	小学	초등학교
	中学校	Junior High School	中学	중학교
	高等学校	High School	高中	고등학교
	大学(総合)	University	大学	대학교
	幼稚園	Kindergarten	幼儿园	유치원
文化施設	博物館	Museum	博物馆	박물관
	図書館	Library	图书馆	도서관
	ホール	Hall	会堂	홀
	会館	Hall	会馆	회관
	公民館	Community Center	公民馆	공민관
	集会所	Assembly Hall	集会所	집회소
	寺院	Temple	寺院	사원
	神社	Shrine	神社	신사
	文化財	Cultural Assets	文化遗产	문화재

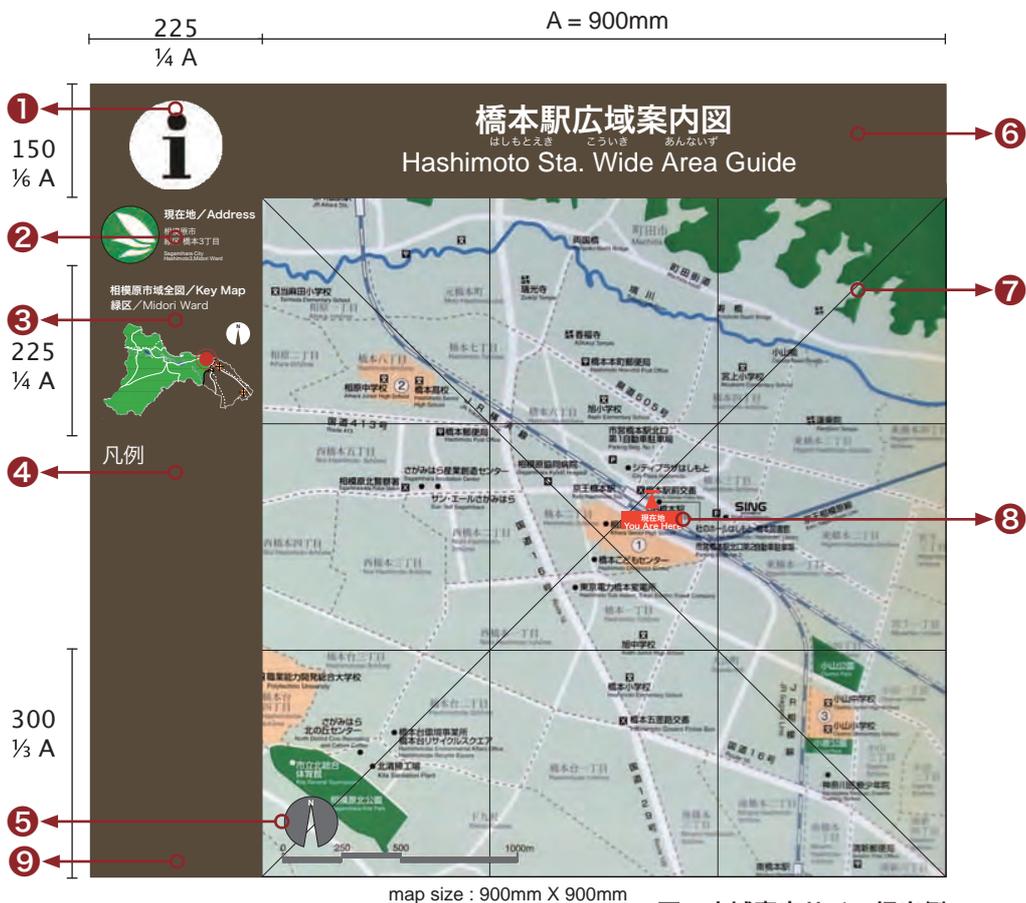
表：主要公共施設 4言語表記一覧 つづき

公園 スポーツ施設	公園	Park	公园	공원
	スポーツ施設	Sports Facility	体育设施	스포츠 시설
	総合競技場	General Sports Stadium	综合竞技场	종합경기장
	総合体育館	General Gymnasium	综合体育馆	종합체육관
	野球場	Baseball Stadium	棒球场	야구장
	〇〇球場	〇〇 Stadium	〇〇棒球场	〇〇구장
	テニスコート	Tennis Court	网球场	테니스장
	プール	Swimming Pool	游泳池	수영장
	眺望点	View Point	眺望点	전망 좋은 곳
民間施設	キャンプ場	Camping Area	露营地	캠핑장
	温泉	Hot Spring	温泉	온천
	銀行	Bank	银行	은행
避難	デパート	Department Store	百货商店	백화점
	ホテル	Hotel	宾馆	호텔
	広域避難場所	Safety Evacuation Area	广域避难场所	광역 피난 장소

⑥ 掲出例

○ 広域案内サイン

サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン



図：広域案内サイン掲出例

○ 表示面構成要素

\*現在地は、案内図の中心が望ましい。  
設置場所により、表示施設が偏在する場合などに配慮し、必ずしも中心とする必要はない。

①インフォメーションマークのピクトグラム

・JIS案内用図記号を使用する。[ピクトグラム高さ：120mm 黒色ポジ表示]

②現在地住所/区のシンボルマーク

・区のシンボルマークは、80mm程度の高さとする。  
・現在地は、区名、設置地点住所を和文10mm、英文8mmの文字高で表示する。

③キーマップ

・市域を3区に区分して、北を上に表示する。  
・当該区はシンボルカラーの近似色とし、現在地点を●表示する。  
・幹線道路、鉄道、3拠点駅、河川、湖などを表現する。

④凡例

・凡例はピクトグラムに4言語表記とし、左寄せで表示する。

⑤方位と縮尺

・共通基準で指定された共通の図記号を使用し、[1/5000]などの表記は用いない。  
・表示範囲は、利用者の行動範囲に配慮し、柔軟に設定する。

## ○ 表示面構成要素

\*避難誘導に関する解説  
ベースカラーを活かし  
て、表示する



## ⑥案内サインの名称

- ・和文文字高40mm以上、英文は和文の80%、ルビは、和文の下10mmで表示する。

## ⑦広域案内図

- ・現在地を中心に、広域圏の主要施設が収まる範囲を表示する。
- ・総合案内・広域案内サインの単独設置とも、基本的に「前方を上」を原則とする。
- ・表示範囲内に都県、市町村境の輪郭などが含まれる場合は、「北を上」とする。
- ・広域案内図のベースマップには、道路・鉄道・河川・公園などを表現する。

## ⑧現在地

- ・現在地は、共通基準で指定された色彩により、和英併記で表示する。

## ⑨広域避難場所

- ・広域案内図の範囲にある避難場所に対して、避難誘導に関する解説\*を表示する。

## ●管理課の表示

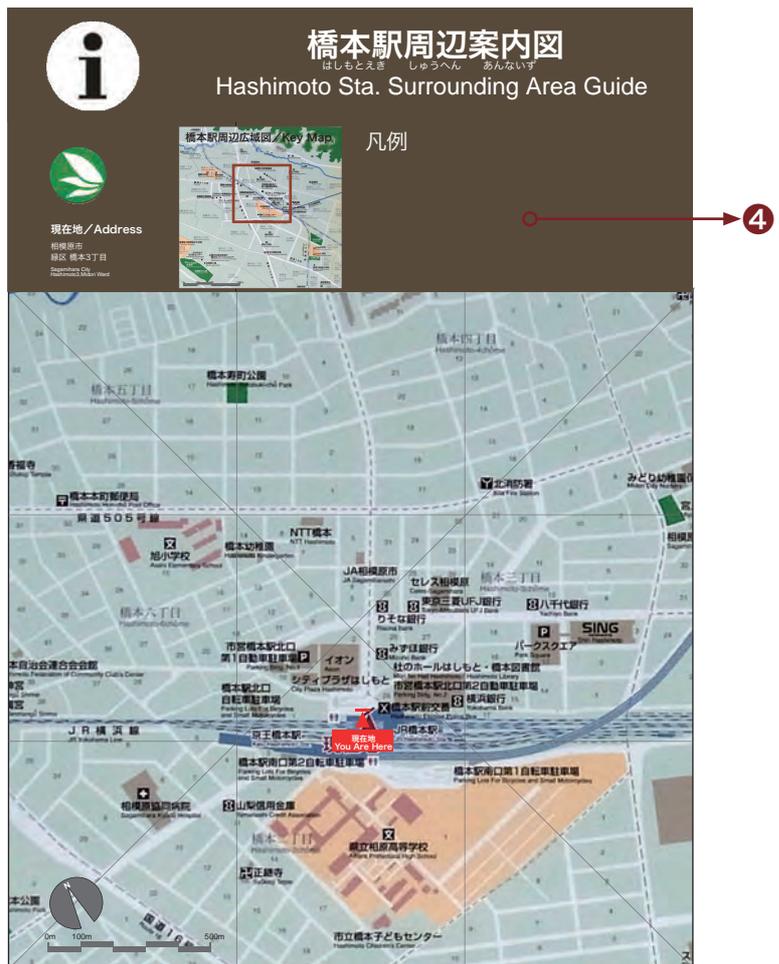
- ・サインの管理課を、表示面の背面左下に連絡先電話番号などとともに表記する。

○ 周辺案内サイン



● 凡例を上部に配置する場合の構成

225  
1/4 A



サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

map size : 900mm X 900mm

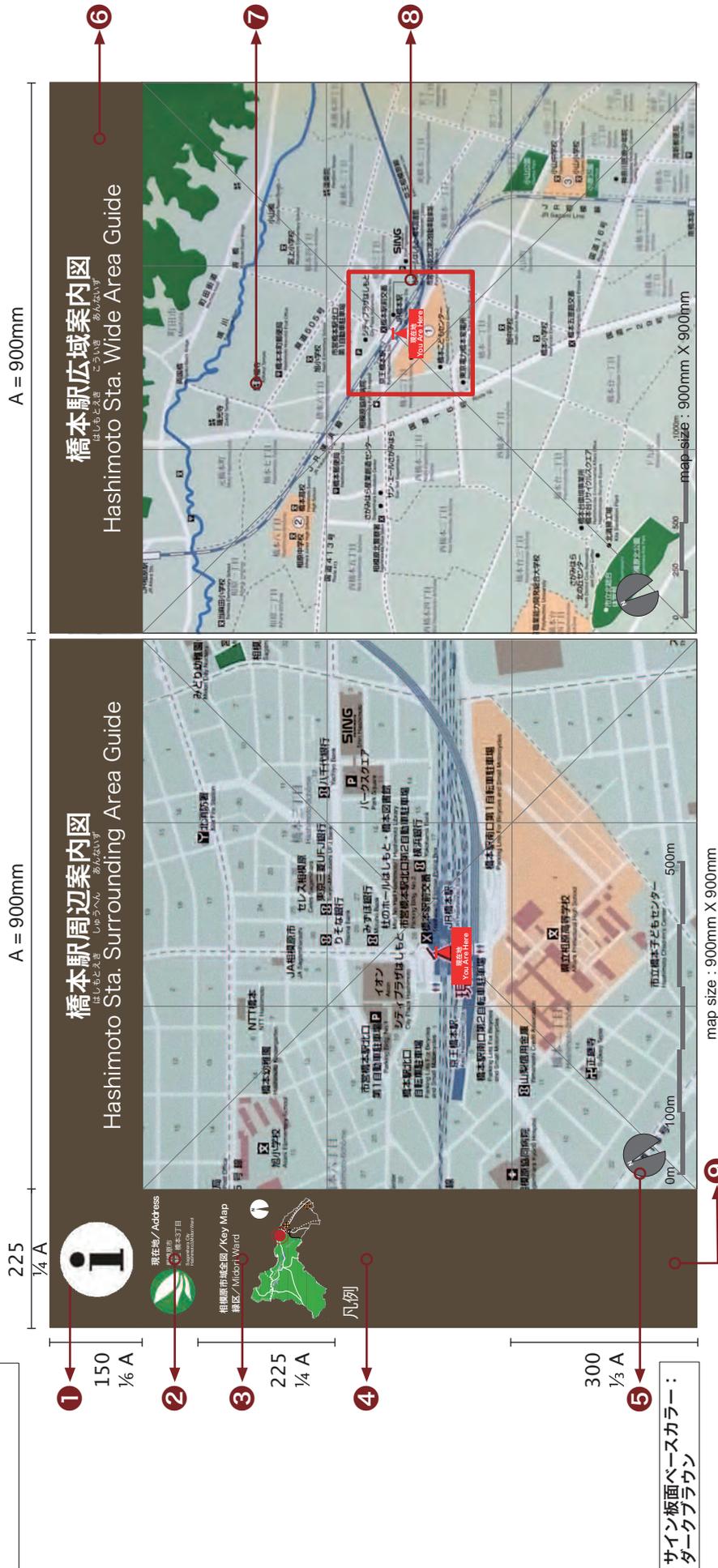
図：周辺案内サイン掲出例

### 第3章 個別基準

### 2. 都市サイン

### 1) 案内サイン

#### ○ 総合案内サイン



\*避難誘導に関する解説  
ベースカラーを活かし  
て、表示する

図：総合案内サイン掲出例

## ⑦ 案内地図表記施設

表：広域案内図／広域レベル施設一覧

施設の種類	広域レベル施設
公共業務	市庁舎、(市役所)、区合同庁舎(区役所)、総合事務所、合同庁舎(県)、国・県の出先機関
公共サービス	警察署、郵便局(本局)、消防署
交通	鉄道、鉄道駅、国・県道、自動車駐車場
保健医療	総合病院、メディカルセンター
教育	大学、高等学校、ふるさと自然体験教室、県立藤野芸術の家、総合学習センター、青少年学習センター、津久井生涯学習センター
福祉	あじさい会館、サン・エールさがみはら、津久井文化福祉会館、ウエルネスさがみはら、南保健福祉センター、城山保健福祉センター、津久井保健センター、陽光園老人福祉センター
文化	市民会館、グリーンホール相模大野、杜のホールはしもと、けやき会館、産業会館、尾崎弔堂記念館、県立相模湖交流センター、図書館、博物館、相模川ふれあい科学館、れんげの里あらいそ、旧石器ハテナ館、小原宿本陣、小原の郷、芸術の道(藤野)、にほんの里100選、国・県文化財
公園・緑地	総合公園、運動公園、風致公園、自然公園、峰山霊園、緑道、山の名称
スポーツレクリエーション	総合体育館、相模原球場、藤野マレットゴルフ場、総合水泳場、市民健康文化センター、銀河アリーナ、プール、相模川自然の村、キャンプ場、鳥居原ふれあいの館、温泉
その他	広域避難場所、市営斎場、北清掃工場、南清掃工場、津久井クリーンセンター
民間施設*	銀行、デパート、ホテル、レクリエーション施設、東京電力、東京ガス、NTTなど

表：周辺案内図／地域・地区レベル施設一覧

施設の種類	地域・地区レベル施設
公共業務	まちづくりセンター、出張所、連絡所
公共サービス	交番、派出所、駐在所、郵便局、消防署分署
交通	バス停、市道(幹線)、自転車駐車場
保健医療	病院、診療所、医院
教育	公民館、中学校、小学校、幼稚園、こども園、環境情報センター
福祉	こどもセンター、児童館、保育園、老人いこいの家、ふれあいセンター、さがみ湖リフレッシュセンター
文化	神社、寺院
公園・緑地	地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地
スポーツレクリエーション	市体育館、鶉野森プール、こだまプール、スポーツ広場、グラウンド、ふれあい広場、眺望点
その他	収集事務所、公衆トイレ、自治会館
民間施設*	銀行、デパート、ホテル、レクリエーション施設など

\*民間施設は、移動の手がかりになるランドマーク性の高い施設を表記する。

\*対象となる民間施設は、広域にわたり視認可能な高さを有する施設、または区画の大部分を占め、道路の結節点に位置し、地点認識に有効となる施設などに関して検討を行う。

⑧ 背面利用

単独設置

- ベースカラー：ダークブラウン  
表示内容：区のマーク・現在地点住所表示



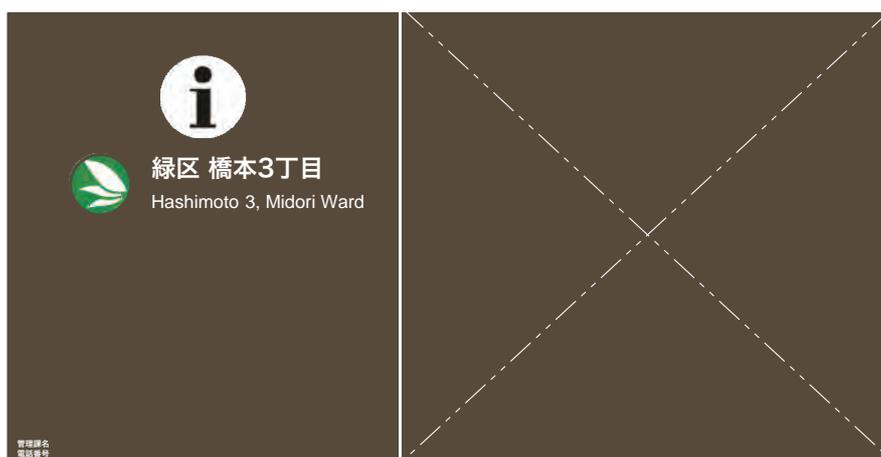
図：背面利用 広域案内・周辺案内サインの単独設置 [異なるサイズ 緑区表示例]

- ①マークピクトグラム高さ：200mm 黒色ポジ表示  
和文：40mm  
英文：32mm  
緑区シンボルマーク高さ：120mm  
背面の左下に、[管理課名・電話番号] を表記

サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

複合設置／総合案内など

- ベースカラー：ダークブラウン  
表示内容：区のマーク・現在地点住所表示



図：背面利用複合設置 総合案内サイン [連続する背面の左面表示 緑区表示例]

- ①マークピクトグラム高さ：200mm 黒色ポジ表示  
和文：40mm  
英文：32mm  
緑区シンボルマーク高さ：120mm  
背面の左下に、[管理課名・電話番号] を表記

サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

⑨ 色彩

○ 色彩

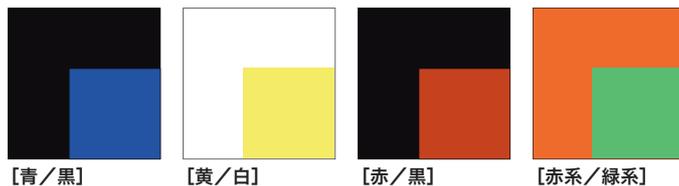
- ・丘陵などの地形表現は、等高線を白抜きすることで境界を明確にし、判読性を確保する。
- ・図示した色の組合せを避け、判読性を確保する。

○ 地形表現



出典：カラーバリアフリー・色使いのガイドライン  
サインマニュアル 神奈川県地域保健福祉課より作成 図：地形表現

● 使用しない組合せ



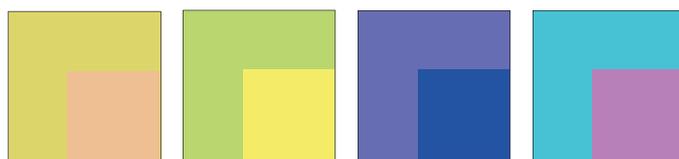
[青/黒]

[黄/白]

[赤/黒]

[赤系/緑系]

● 避ける組合せ  
使用する場合は  
明度差を大きく

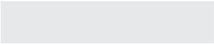
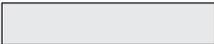
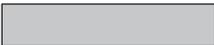
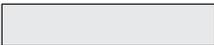


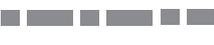
出典：カラーバリアフリー・色使いのガイドライン  
サインマニュアル 神奈川県地域保健福祉課 図：色の組合せ

○ 地図表示の色彩  
参考

表：案内地図表示に用いる色彩・参考例 / 出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブック

区分	施設名	色彩例	色Pantone No.	参考CMYK値
			枠線仕様	
緑地	森		376C	60-0-100-0
			枠線なし	
	公園・緑地		390C	40-0-100-0
			枠線なし	
緑道		5865C	0-0-30-10	
		枠線なし		
水域 湖、池、河川		292C	50-10-0-0	
		枠線なし		

区分	施設名	色彩例	色Pantone No.	参考CMYK値
			枠線仕様	
施設	敷地		467C	10-20-40-0
			Process Black 0.1mm	0-0-0-100
	名称表記 一般施設		Warm Gray 1C	0-0-0-10
			枠線なし	
	名称表記 大規模競技場		Warm Gray 1C	0-0-0-10
			Process Black 0.2mm	0-0-0-100
駅舎・高架等		Warm Gray 1C	0-0-0-10	
		Process Black 0.2mm	0-0-0-100	
地下鉄駅 地下街		420C	0-0-0-25	
		Cool Gray 10C 0.2mm	0-0-0-72	
歩道橋・ペデス トリアンデッキ		Warm Gray 1C	0-0-0-10	
		Process Black 0.2mm	0-0-0-100	
道路	高速道路等		Warm Gray 4C	30-30-30-0
			Process Black 0.2mm	0-0-0-100
	モール・歩行者 専用道路等		121C	0-10-70-0
			枠線なし	
現在地	現在地表示		Red 032C	0-100-100-0
			枠線なし 白文字表示	

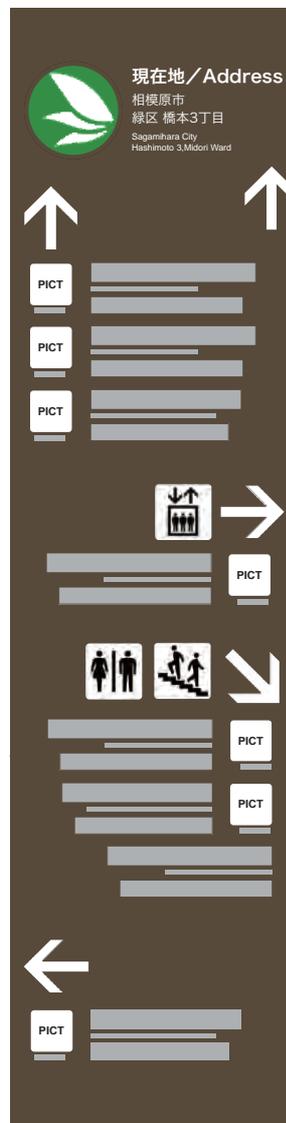
区分	施設名	色彩例	色Pantone No.	参考CMYK値
			線幅仕様	
鉄軌道	鉄道軌道		Cool Gray 9C	0-0-0-65
			線幅3.0mm	
	地下鉄軌道 [トンネル部]		Cool Gray 9C	0-0-0-65
			線幅3.0mm 破線	
	バス路線		Red 032C	0-100-100-0
			線幅0.35mm	
境界線	区境界線		Cool Gray 8C	0-0-0-55
			線幅2.0mm 一点鎖線	
	町境界線		Cool Gray 8C	0-0-0-55
			線幅1.0mm 破線	
	丁目境界線		Cool Gray 8C	0-0-0-55
			線幅1.0mm 点線	
バリアフ リー経路			Red 032C	0-100-100-0
			線幅3.0mm 点線	

① 誘導サインの種類

- **平板型誘導サイン**
  - ・ 駅前などの交通結節点で、誘導する公共施設や地域資源の数が多く、直進・右折・左折、ペDESTリアンデッキの上下などの多方向に誘導する必要がある場合に使用する誘導板のタイプ。
  - ・ 表示面積の広い平板型の表示面で多くの施設・資源の誘導を行う。
- **矢羽型誘導サイン**
  - ・ 誘導方向に沿った表示面を使用し、基本的に全方向の施設・資源の誘導を行う矢羽状の誘導板のタイプ。
  - ・ 施設・資源ごとの誘導パネルを使用するため、誘導施設数が限られる。
- **道標型誘導サイン**
  - ・ 短冊状の幅の狭い表示板により、1~2施設・資源の誘導を行うタイプ。
  - ・ 設置面積が少なくすむため、交通結節点から離れ、誘導施設が限られる場合や設置面積が限定される場合などに使用する。
  - ・ 平板表示面の組合せにより、誘導方面別の誘導形態も可能となる。

○ 誘導サインの形態

● 平板型誘導サイン



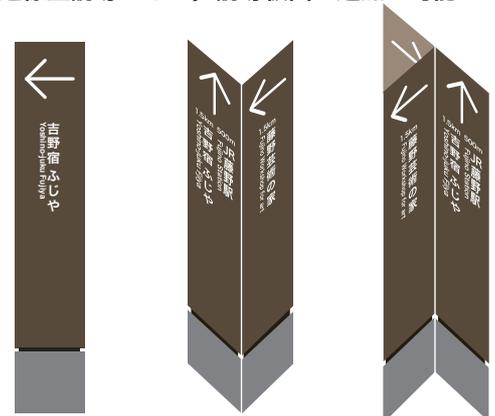
● 矢羽型誘導サイン



● 矢羽型誘導サイン/誘導板面の追加が可能



● 道標型誘導サイン/誘導板面の追加が可能



サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

図：誘導サインの形態

② 設置の基準

○ 平板型誘導サイン

【ペDESTリアンデッキへの設置】

- ・歩行動線の障害とならない位置とする。
- ・階段やエスカレーターなどの昇降施設周辺では、施設の手前や脇に設置する。

【歩道への設置】

- ・進行方向に対して直行する配置の場合は、表裏2面の誘導サインとして表示の検討を行う。
- ・設置位置に応じて、利用者の視点から見た誘導方向となるよう配慮する。



図：平板型の設置位置

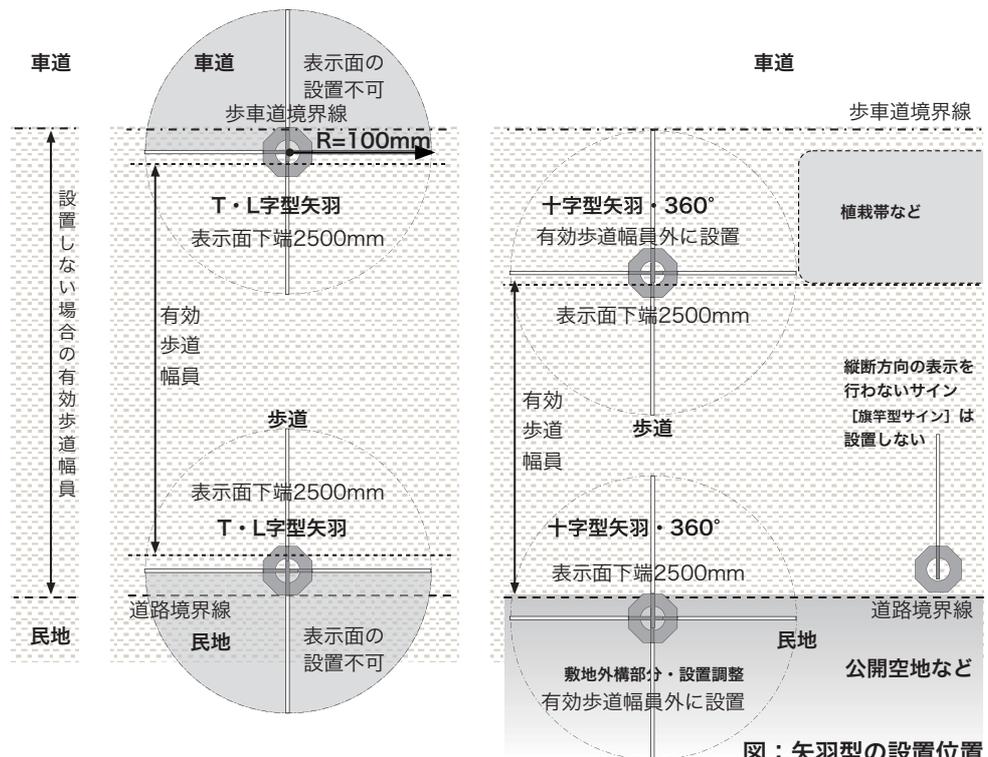
○ 矢羽型誘導サイン

- ・支柱の周りに全方位の回り込みが可能で、余裕がある場所の設置が望ましい。
- ・ペDESTリアンデッキや公共の小空間では、歩行者の妨げとならないよう表示プレート下端を2500mm以上の高さとする。
- ・歩道に設置する場合は、多方面の誘導が可能となるよう歩車道境界から離して設置できる場所を検討する。
- ・公開空地などの上空を一部利用できる場合は、多方向の誘導を検討する。
- ・矢羽式の表示プレートは、表裏の表示面で、施設誘導がそれぞれ適切に行われるよう配慮する。

○ 道標型誘導サイン

- ・道標型の誘導サインは、歩車道境界や道路境界などの狭いスペースに設置する場合に使用する。
- ・進行方向に対して直行する配置の場合は、表裏2面に施設誘導の表示を行う。
- ・設置位置に応じて、利用者の視点から見た誘導方向となるよう配慮する。

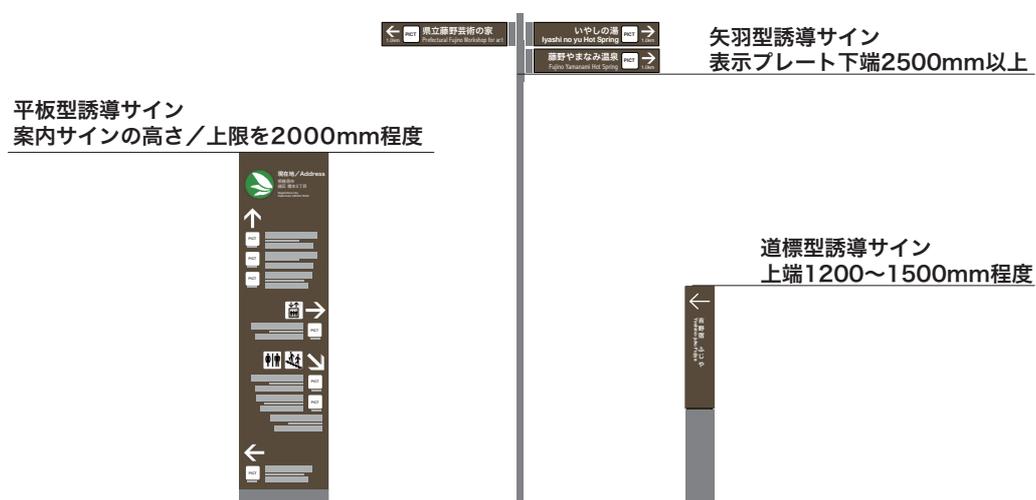
○ 矢羽型の設置位置



図：矢羽型の設置位置

③ 表示面の高さ

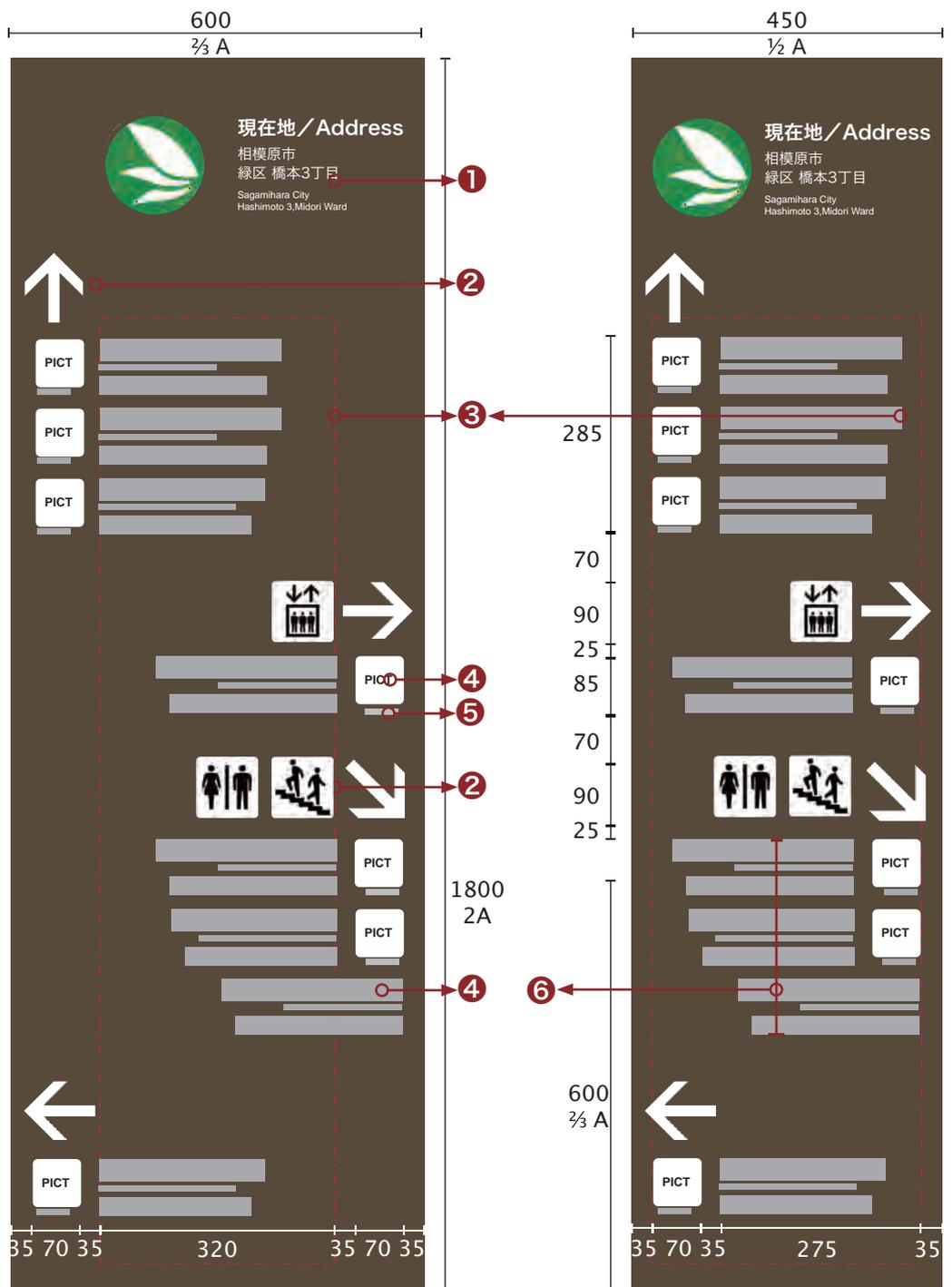
- 平板型誘導サイン
  - ・一連のサインシステムエリア内では、高さをそろえる。
  - ・表示面上端は、視認性に配慮し、概ね2000mm程度に抑える。
- 矢羽型誘導サイン
  - ・表示プレート下端が、設置面から2500mm以上とする。
- 道標型誘導サイン
  - ・サインの上端の高さを1200mmから1500mm程度とする。



図：誘導サインの表示面の高さ

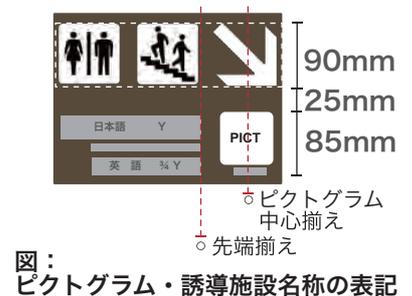
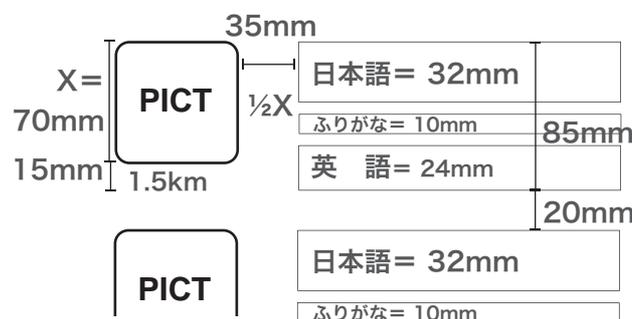
④ 掲出例

○ 平板型誘導サイン



サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

図：平板型誘導サイン掲出例



図：ピクトグラム・誘導施設名称の表記

## ○ 表示面構成要素

- ① 現在地住所／区のシンボルマーク
  - ・ 区のシンボルマークは、140mm程度の高さとする。
  - ・ 現在地は、区名、設置地点住所を和文20mm、英文16mmの文字高で表示する。
- ② 方面を示す矢印は、直進・右・左方面の順で表示し、この方面にある階段やエレベータ・エスカレータ・トイレ・案内所・駐車場・スロープは、矢印の後にJIS標準のピクトグラムのみで表示する。
- ③ 600mm幅の場合、和英併記は、反対側のピクトグラムにかからないように調整する。  
450mm幅の場合、和英併記は、反対側のピクトグラムまで表示できるものとする。
- ④ 公共施設名称の前に表示するピクトグラムは、JIS標準ピクトグラムを使用し、黒色のポジ表現とする。  
ピクトグラムのない施設名称は、ピクトグラムの先頭に合わせ詰めて表記する。

\*この部分に、駐車場などを表記する場合、「第1駐車場」などの固有名詞を伴う施設名称を明記する場合は、JIS標準ピクトグラムの図記号ではなく、角形の輪郭を持ったピクトグラムを使用する。



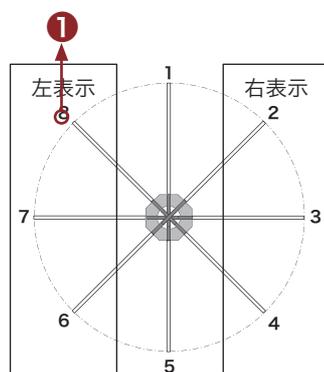
\*市役所や区役所など案内地図上でアクセントマーク [●や■など] で表示される施設については、JIS標準ピクトグラムではないため使用せず、施設名称を上下のピクトグラムの先頭に合わせ、詰めて表記する。

- ⑤ 主要施設までの距離表示は、ピクトグラムの下に文字高10mmで表記する。  
1000mまでの距離は10mピッチで表示し、1km以上は、0.1kmピッチで表示し端数は使わない。
- ⑥ 施設を表示する順序は、各方面ごとに距離の遠い施設から順に表示する。

○ 矢羽型誘導サイン



● 表示板下端は歩道面から2500mm以上



● 誘導方向は最大8方向 45°ピッチ

サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

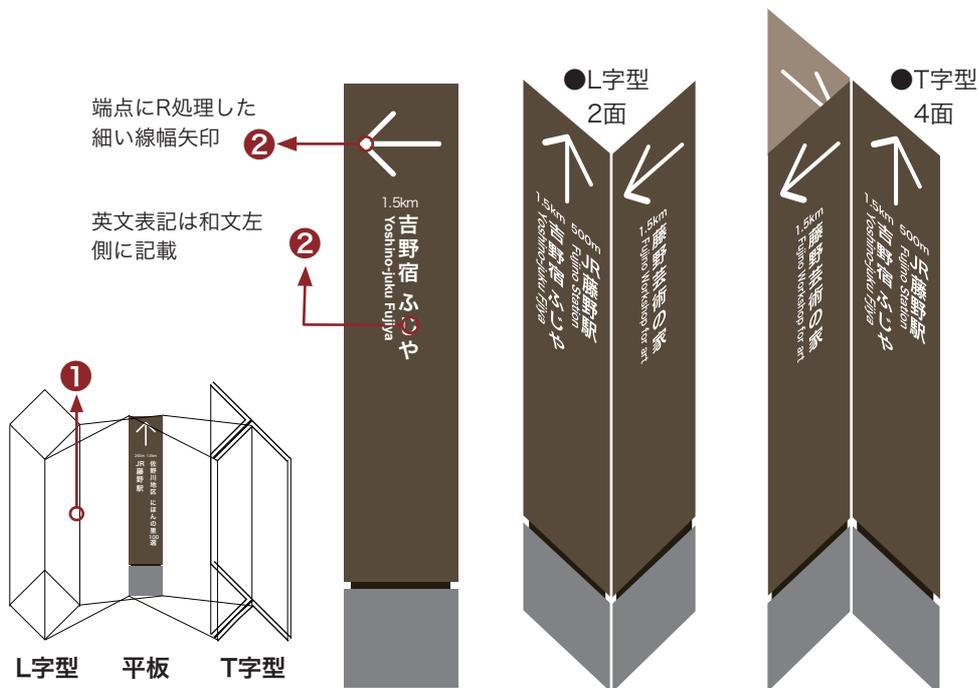


図：矢羽型誘導サイン掲出例

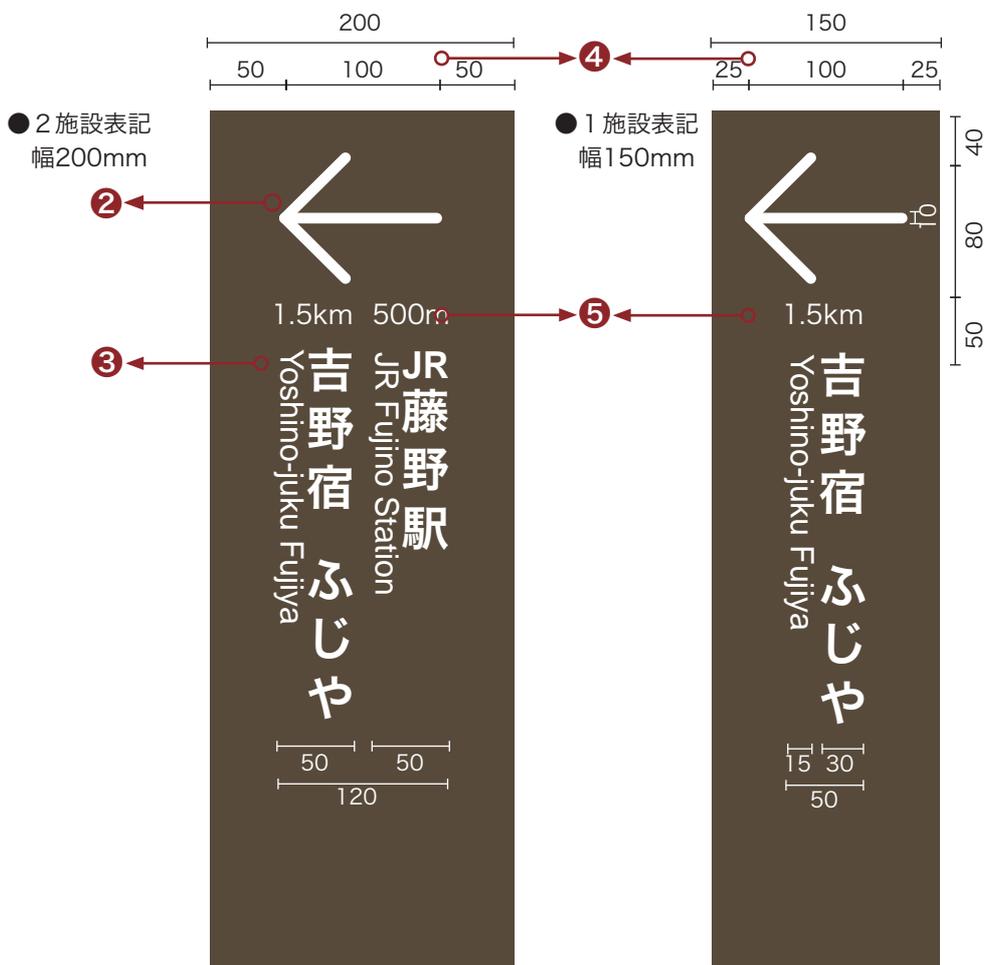
○ 表示面構成要素

- ① 矢羽型の誘導サインは、360°の方面施設誘導を行う目的で設置するため、十字型矢羽を基本に8方向の誘導を視野に入れて設置する。
- ② 支柱などの形状や色彩は、景観に配慮したデザインを採用する。
- ③ 同一表示面に表記する施設名称の順序は、「直進」「右折」「左折」の順に上部から表示する。
- ④ 「直進」「右折」「左折」それぞれの方向に複数の施設表示を行う場合は、距離の遠い方を上部に表示する。
- ⑤ ピクトグラムの表示を行わない施設名称は、ピクトグラムのスペースを取らず、矢印に続いて、和英併記で施設名称の表示を行う。
- ⑥ 矢羽型サインでは、左右2面〔各3施設表記〕の表示板を設置できる場合、「直進」と「左折」は左側表示面、「右折」は右側表示面に振り分けて表示する。
- ⑦ ピクトグラムは、黒色のポジ表現とする。

○ 道標型誘導サイン



図：平板の組み合わせ例



図：平板型誘導サイン掲出例

## ○ 表示面構成要素

- ① 設置環境に応じて、平面形式での複数施設の方面誘導のほか、L字型やT字型から選定する。
- ② 「矢印」表記は、JIS標準ピクトグラムではなく、端点にR処理をした細い線幅を使用し、表記文字は、ヒラギノ丸ゴシックを使用して、柔らかい表現とする。
- ③ 誘導施設の表記は、2施設までとし、和英併記は、和文の左側に縦書きとする。
- ④ 駅前などで表記施設数が2施設の場合は、表示面の幅を200mmとする。駅前などの拠点から離れ、1施設表示の場合は、150mm幅とする。
- ⑤ 主要施設までの距離表示は、方向を示す矢印の下に文字高15mmで、2言語表記の施設名称の幅50mmの長さで表記する。1000mまでの距離は10mピッチで表示し、1km以上は、0.1kmピッチで表示し端数は使わない。

## ⑤ 背面利用

- 平板型や道標型の誘導サインで、進行方向に平行して設置された場合、表示面の背面には、設置場所の区のマーク、住所を表示する。

緑区シンボルマーク高さ：120mm

和文：40mm

英文：32mm

背面の左下に、【管理課名・電話番号】を表記

サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン



図：平板型誘導サインの背面利用

# 3 記名サイン

1) 記名サイン	65
①設置の基準	65
②表記の基準	65

# 4 説明サイン

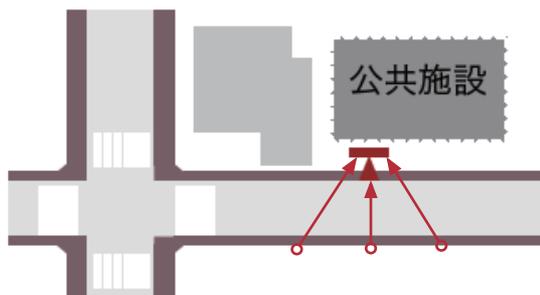
1) 説明サイン	66
①設置の基準	66
②表示面の高さ	66
③表記の基準	66
④掲出例	66

# 5 規制サイン

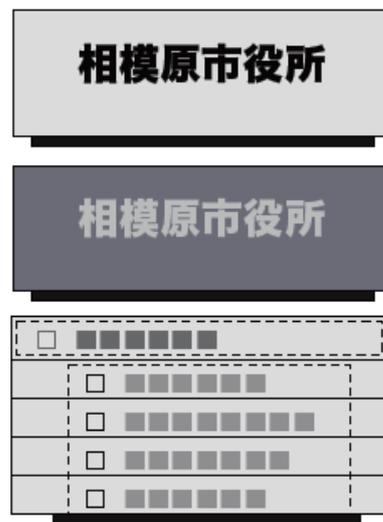
1) 規制サイン	67
①設置の基準	67
②表示面の高さ	67
③表記の基準	67
④集約化の基準	67
⑤掲出例	
集約表記例	68

① 設置の基準

- 公共施設の利用者動線を考慮し、主要な入口付近に設置する。
- 記名サインの設置場所は、敷地に面する歩道側から視認できる位置とする。
- サインシステムにおける誘導サインに連携できる場合は、誘導サインと同一のデザイン展開とし、施設の主要出入口付近の敷地と道路の境界に設置する。
- 建物に固定する場合は、屋上への掲出は避ける。



- 記名サインは、公共施設に面する道路の反対側の歩道から視認できる位置とする。



図：記名サイン例

② 表記の基準

- 敷地内設置する施設の記名サインは、盤面と文字の関係（地と図）に留意し、判読性を確保する。
- 金属材料を使用する場合は、反射による見辛さ、同一素材による文字の視認性の低下に注意する。
- 公共施設に面する道路の反対側歩道から判読できる文字の大きさとする。
- 同じ建物に複数の施設がある場合は、建物名称や代表する施設名称を上位に表示し、複数表記の施設名称は、左揃えなどで統一する。
- 設置する建物、工作物などのデザインイメージにあった素材、色彩とする。
- 本体の装飾が過剰にならないよう、シンプルなデザインとする。
- 周辺の景観とバランスの取れた大きさ・形状とする。

● 記名サイン・文字の視認性の確保

- 同一仕上げの場合・文字を立体化

公共施設

- 地色と違う色彩・仕上げ

公共施設  
公共施設



- サインシステムの誘導サインに合わせた同一デザインの展開

図：誘導サインに合わせた記名サイン例

① 設置の基準

- 説明サインは、公共施設や地域資源に関する内容、歴史などを説明するために設置する。
- 説明する施設・資源の近くで、全体が分かる位置に設置する。
- 表示内容が文章となるため、利用者が立ち止まって読取ることのできるスペースを確保するため、歩道に面した敷地内など周囲に余裕のある場所に設置する。
- 難解な名称・用語には、ふりがなを振る。

② 表示面の高さ

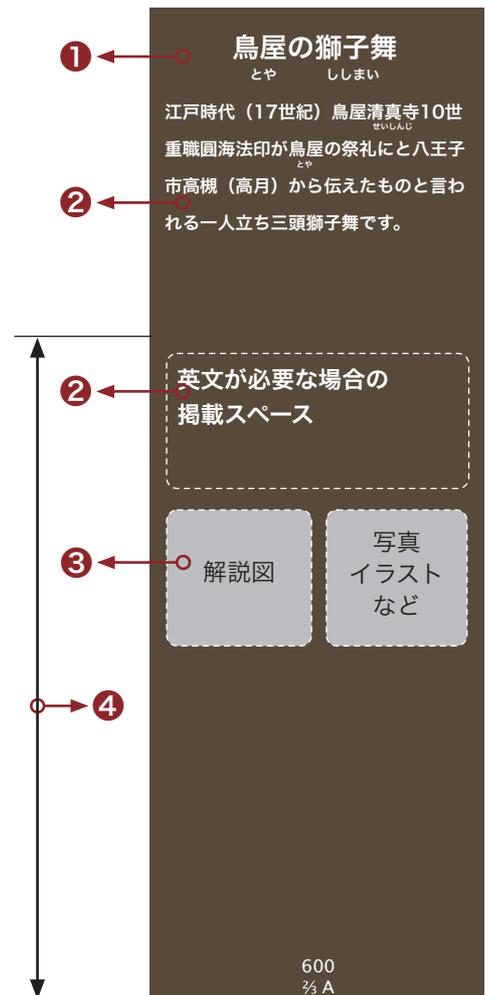
- 表示面は、中心の高さを1250～1350mmの範囲とし、1m程度の視距離から表示全体を見渡せる高さとする。
- 表示面が施設資源の眺望を妨げないように配慮する。

③ 表記の基準

- 史跡などのもつ雰囲気や損なわないよう、シンプルな表示・デザインとし、周囲の景観に配慮して、素材や色彩の選定を行う。
- 施設・資源の説明内容は、全体を概略的に説明することとし、より詳細な解説は施設敷地内のサインなどで対応する。
- 説明内容が文章になることを考慮し、英文などを併記する場合は、和文と英文を区別して表示する。難解な名称・用語には、ふりがなを振る。
- 必要な場合は、解説図や写真など、表現の工夫を行う。

④ 掲出例

- ① 史跡や歴史的建造物などのもつ、雰囲気を損なわないよう、表示面の高さを抑える。
- ② 説明内容に含まれる固有名詞や難解な用語には、ふりがなを振ることができ行間を確保する。  
英文の対訳を表記する場合は、別の掲載スペースに振り分け、判読しやすい構成とする。
- ③ 解説図やイラスト・写真などは、華やかな色彩を避け、理解しやすい工夫を行う。
- ④ 表示面は、表示内容を簡潔にすることで、高さを抑え周囲の眺望を活かす。そのため、表示中央部の高さは1250～1350mmとする。



サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

600  
3/8 A

図：説明サイン掲出例

## ① 設置の基準

- 歩行動線に対して平行設置を基本とし、歩行者の通行の妨げとならない位置に設置する。
- 規制サインは、規制のルールなど文章化された表示が多くなる性格のため、内容を把握するための余裕のある空間を選定する。
- 電柱への立て看板や貼紙などの仮設による掲出は行わない。
- 車両等の規制サインは、「道路標識設置基準」に準ずる。

## ② 表示面の高さ

- 一連のサインシステムエリア内では、周辺に設置される案内・誘導サインなどと高さ・色彩などをそろえる。

## ③ 表記の基準

- 共通基準で示したJIS標準のピクトグラムを使用し、他のサインで表示するピクトグラムと整合性を図る。
- 規制内容の説明など使用する文字数は、理解できる範囲で少なくする。
- 規制範囲などを示す地図の表記は、他の規制サインと同様の表記とする。

## ④ 集約化の基準

**集約する場合の構成**

- 駅周辺などで規制・禁止されている内容を示すサインが複数ある場合は、集約化を検討する。
- 周辺の案内・誘導サインなどと、本体サイズ・色彩などの統一化を図る。

⑤ 掲載例  
集約表記例

- ①ピクトグラムは、JIS標準のピクトグラムとする。JIS標準にない場合は、作成できる。
- ②表示する文字数は、理解できる範囲で少なくする。
- ③規制区域など地図の表記は、他の規制サインと同様の表現とする。
- ④文字高は、視距離1m以内で判読できる9mm以上とする。
- ⑤規制の種類によって必要な、独自の情報の表示スペースを確保する。

●規制サインの掲出例  
[単独]



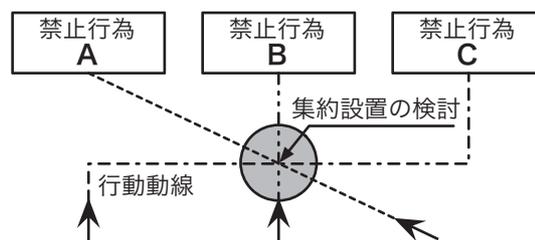
サイン板面ベースカラー：  
ダークブラウン

図：規制サイン掲出例

●2種類の規制を同一表示面に集約した場合の掲出例

[規制・禁止サインの集約化の考え方]

- 規制・禁止サインは、規制・禁止される行為の発生が予想される場所で、規制・禁止行為を未然に防ぐあるいは規制・禁止されている行為を事前に周知するために設置する。
- 設置場所の選定にあたって、設置エリアの主な行動動線を踏まえ、規制・禁止行為の発生に結びつく行動動線が交差する地点では、集約化の検討を行う。



図：集約化が可能な場所の概念図



図：集約した場合の掲出例

# 6 車両誘導サイン

1) 車両誘導サイン	70
①配置の基準	70
②表示面の高さ	71
③表記の基準	71
④掲出例	72
○車両誘導サイン F型	
2) 車両誘導確認サイン	73
①設置の基準	73
②表示面の高さ	73
③表記の基準	73
④掲出例	74
○車両誘導確認サイン	

## ① 配置の基準

- 原則として、[道路標識設置基準] に準ずる。
- 車両誘導サインは、原則、広域レベルで車両での利用が多い施設について設置するものとし、地域・地区レベルの施設については、誘導サインを設置しない。ただし、その施設が主要道路に面していないなど、位置が分かりにくい場合は、施設の入口の主要道路に設置する。
- 国道16号、国道129号、国道20号、国道412号、国道413号、県道76号およびこれと交差する各施設への主要道路に設置する。
- 各施設への誘導は、概ね半径2km圏内から行き、主要道路に必要なに応じて設置する。
- 設置位置は、道路に設置する場合は幅員が、2.5m以上の歩道とし、車道側に張り出すように設置する。
- 信号機や他の道路標識等の視覚の妨げにならないようにする。
- 設置方法は、独立設置、既設板の張り替えまたは併記、歩道橋への共架等、個別に検討する。
- 国、県の道路案内標識との一体化について、検討する。
- 設置にあたっては道路管理者と協議を行う。

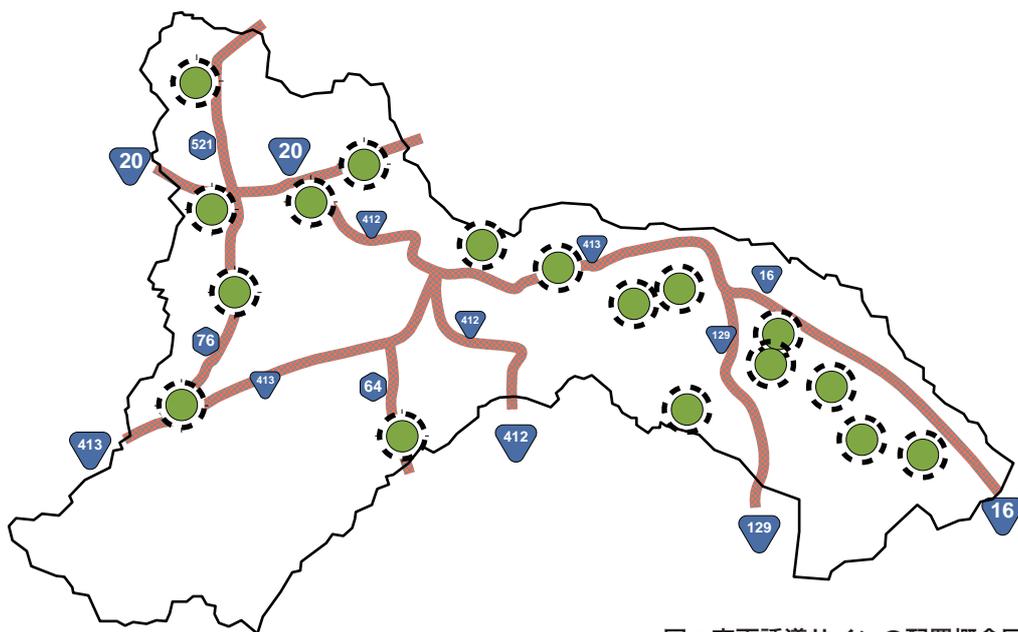
 サインの軸


## 広域レベル施設／都市地域サイン拠点

グリーンホール相模大野・総合体育館周辺・淵野辺公園周辺・市役所周辺・横山公園・北公園  
周辺・相模川ふれあい科学館・相模川自然の村ほか

## 津久井地域広域レベル施設 [別表参照]

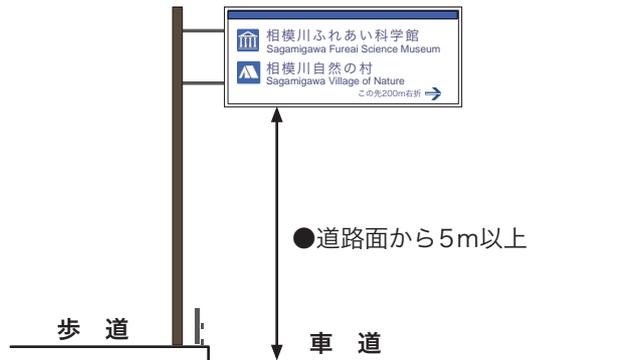
にほんの里100選佐野川地区・芸術の道・県立藤野芸術の家・小原宿本陣周辺・藤野やまなみ  
温泉・いやしの湯・県立相模湖公園・県立津久井湖城山公園・尾崎弔堂記念館・鳥居原ふれあ  
いの館ほか



図：車両誘導サインの配置概念図

② 表示面の高さ

- 表示板の高さは、表示プレート下端が道路面から5m以上とする。



図：車両誘導サイン 表示面の高さ

③ 表記の基準

- 原則として、[道路標識設置基準] に準ずる。
- 文字の大きさは、一般道路では、設計速度40～60km/hの場合、文字高200mmを標準とする。
- 原則として、和英併記とする。  
なお、併記にあたっては、左寄せ頭合わせを基本とする。
- ピクトグラム等の使用により分かりやすくする。
- 施設までの距離と方向を矢印表示する。
- 複数の施設が集中する地区においては、地区を代表する施設名を表示し、多くの施設名を表示することは避ける。
- サインは、全市域同じデザインとし、統一を図る。

\*道路標識設置基準・同解説  
(社)日本道路協会

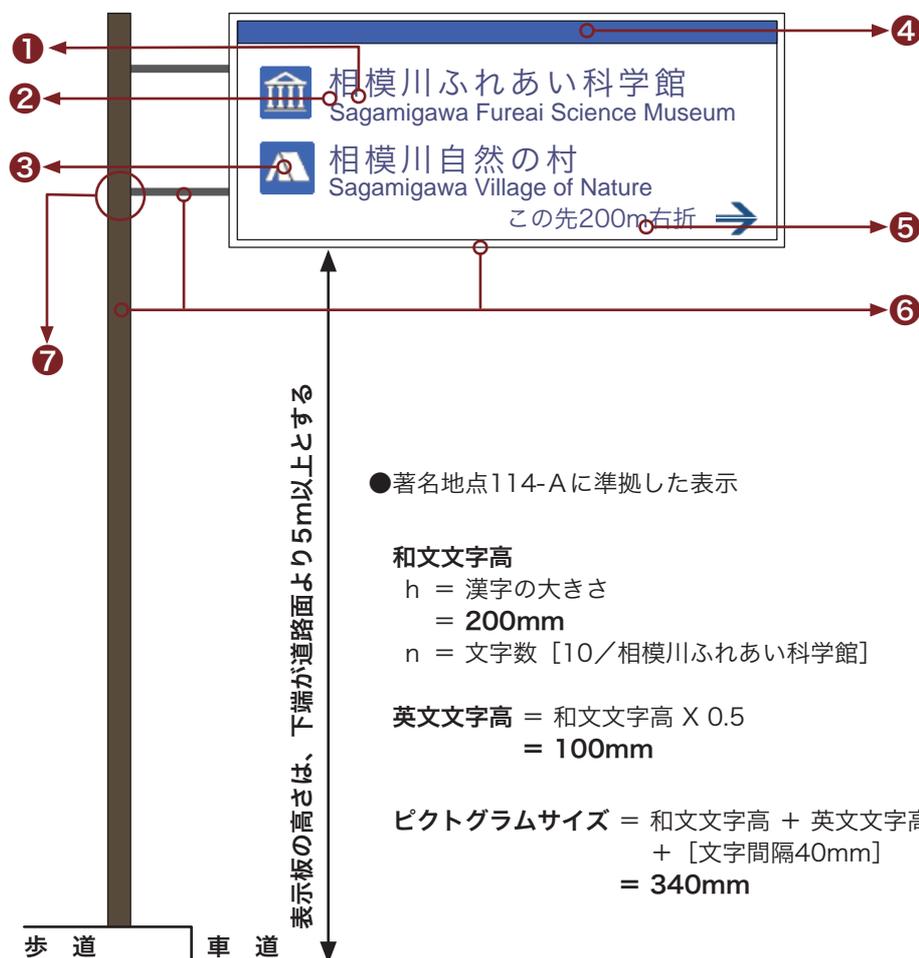
○ 広域レベル施設

表：広域レベル施設一覧

施設の種類	広域レベル施設
公共業務	市庁舎、(市役所)、区合同庁舎(区役所)、総合事務所、合同庁舎(県)、国・県の出先機関
公共サービス	警察署、郵便局(本局)、消防署
交通	鉄道、鉄道駅、国・県道、自動車駐車場
保健医療	総合病院、メディカルセンター
教育	大学、高等学校、ふるさと自然体験教室、県立藤野芸術の家、総合学習センター、青少年学習センター、津久井生涯学習センター
福祉	あじさい会館、サン・エールさがみはら、津久井文化福祉会館、ウエルネスさがみはら、南保健福祉センター、城山保健福祉センター、津久井保健センター、陽光園老人福祉センター
文化	市民会館、グリーンホール相模大野、杜のホールはしもと、けやき会館、産業会館、尾崎弔堂記念館、県立相模湖交流センター、図書館、博物館、相模川ふれあい科学館、れんげの里あらいそ、旧石器ハテナ館、小原宿本陣、小原の郷、芸術の道(藤野)、にほんの里100選、国・県文化財
公園・緑地	総合公園、運動公園、風致公園、自然公園、峰山霊園、緑道、山の名称
スポーツレクリエーション	総合体育館、相模原球場、藤野マレットゴルフ場、総合水泳場、市民健康文化センター、銀河アリーナ、プール、相模川自然の村、キャンプ場、鳥居原ふれあいの館、温泉
その他	広域避難場所、市営斎場、北清掃工場、南清掃工場、津久井クリーンセンター
民間施設	銀行、デパート、ホテル、レクリエーション施設、東京電力、東京ガス、NTTなど

④ 掲出例

○ 車両誘導サイン  
F型 例



○ 道路標識設置基準・同解説  
(社)日本道路協会

図：車両誘導サイン掲出例

- ① 板面は、白地 [JIS色彩表示 N9.5]、文字は、青字 [JIS色彩表示 2.5PB5/6] とし、和文文字高200mm、英文文字高100mmとする。 [設計速度40~60km]
  - ② 文字の書体は、和文：丸ゴシック系（ナールDBなど）、英文：サンセリフ系（ヘルベチカボールドなど）とする。
  - ③ ピクトグラムは、共通基準で指定されたJIS標準のピクトグラムを340mmの高さで使用し、青色のネガ表現とする。
  - ④ 視認性を高めるため、サイン上部に100mm程度の青ライン（アイキャッチカラー） [JIS色彩表示2.5PB5/6] を付けることを原則とする。  
アイキャッチカラーは、車両による移動が、各区にまたがるため、市内全域で同じとし、統一を図る。
  - ⑤ 公共施設の方向と距離の表示を行う。
  - ⑥ 支柱の色は、茶色 [JIS色彩表示 10YR2/1] とする。  
サイン板面の裏面についても景観上の配慮をする。
  - ⑦ 国道は、原則、F型の支柱とし、県道または市道は、道路の状況、記名施設数に応じ、F型支柱または逆L型の支柱を選択する。
  - ⑧ サインは、全市域同じデザインとし、統一を図る。
- \* 目安となる表示レイアウトにより、関係部署と調整を行い決定する。

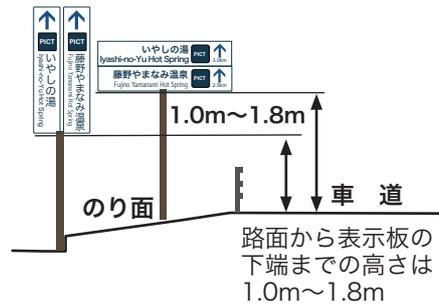
① 設置の基準

車道に面して掲出する場合

- 原則として、[道路標識設置基準] に準ずる。
- 車両誘導サインが設置される交差点間で、公共施設への誘導を補完・確認するものとし、設置数は必要最低限の基数とする。
- 信号機や道路標識などの妨げにならないようにする。
- 設置方法は、独立設置、共架など設置場所に応じて個別に検討する。
- 設置にあたっては地権者と協議を行う。

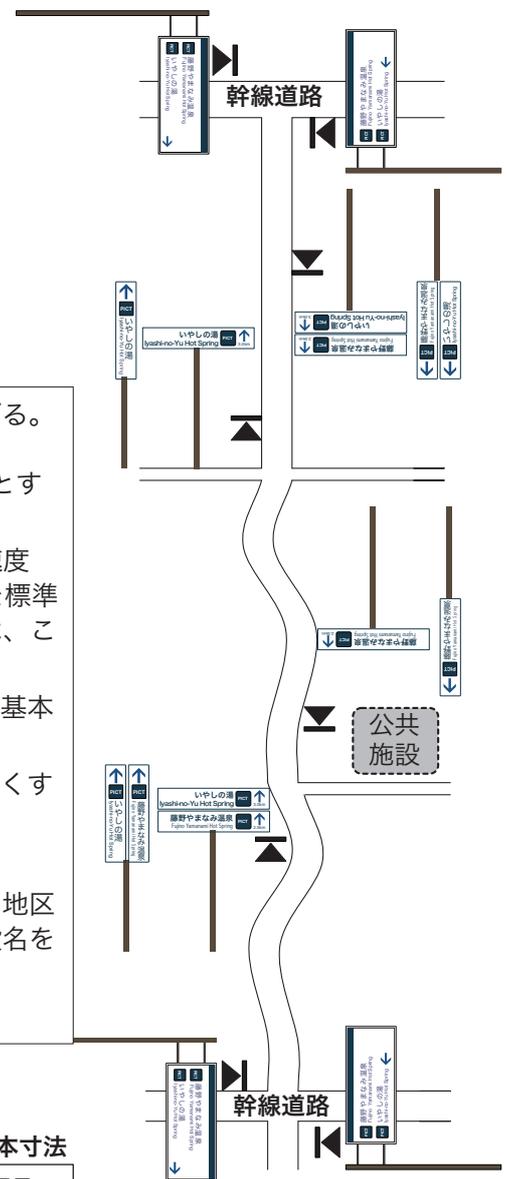
② 表示面の高さ

●設置方式：路側式単柱型



図：車両誘導サイン表示面の高さ

●配置：交差点設置のF型の間道路路側に設置



図：車両誘導確認サイン 配置イメージ

③ 表記の基準

- 原則として [道路標識設置基準] に準ずる。
- 板面は白地 [JIS色彩表示 N9.5] とし、文字は青字 [JIS色彩表示 2.5PB5/6] とする。
- 文字の大きさは、一般道路では、設計速度40~60km/hの場合、文字高200mmを標準とする。設置場所に制約がある場合は、この限りではない。
- 原則として、和英併記とし、頭合わせを基本とする。
- ピクトグラム等の使用により分かりやすくする。
- 施設までの距離と方向を矢印表示する。
- 複数の施設が集中する地区においては、地区を代表する施設名を表示し、多くの施設名を表示することは避ける。
- 全市域同じデザインとし、統一を図る。

●片側1車線の場合の文字の大きさ

表：「著名地点」「主要地点」の文字などの基本寸法

	文字高	和文	英文	数字	交通量
設計速度	40~60km/h	20cm	和文の0.5倍	和文の0.7倍	交通量が多い場合 1.5倍
	30km/h以下	10cm			

[出典：道路標識設置基準より作成]

○ 車両誘導サイン  
参考基準

○ 道路標識設置基準・同解説  
(社)日本道路協会



著名地点 (114-A)  
矢印・距離を表示する場合の例

道路標識・著名地点 (114-A) に準ずる  
シンボルマーク・矢印・距離を表示する場合の例



主要地点 (114の2-B)

道路標識・著名地点 (114-A) に準ずる  
シンボルマーク・矢印・距離を表示する場合の例

図：車両誘導サイン 参考基準

④ 掲出例

○ 車両誘導確認  
サイン

● 既存サインを上記に準じて整備した場合の例 01



● 既存サインを上記に準じて整備した場合の例 02



図：車両誘導確認サイン掲出例

# 7

## 地域サイン

1) 地域サイン	76
①地域サインの種類	76
②設置の基準	76
③表示面の高さ	76
④表記の基準	76
⑤掲出例	76
⑥地域サインの企画・計画	77

① 地域サインの種類

- 地域サインは、特色があり、線的もしくは面的な広がりを持つ地区の案内、誘導説明などを行うために設置するもので、観光、景観、歴史・文化、散策などをテーマとするものがある。
  - サインに表示する内容の種類により、案内、誘導、説明とそれらを組合せたものがある。
- 【テーマに沿った表示内容の種類】**  
 ・観光 ・景観 ・歴史/文化 ・散策/ウォーキング ・芸術 ・その他
- 【サインとしての主な機能・役割】**  
 ・案内 ・誘導 ・記名 ・説明 ・規制 ・それらの組合せ

② 設置の基準

- 設置場所の選定にあたって、利用者が表示内容を確認するために必要な余裕のあるスペースを確保し、滞留スペースを含み安全な場所に設置する。
- 表示に含まれる地域案内用の地図が、表現の工夫によってデフォルメされる場合も、基本的に進行方向が上となるよう表示する。

③ 表示面の高さ

- 表示面は、中心の高さを1250~1350mmの範囲とし、1m程度の視距離から表示全体を見渡せる高さとする。

④ 表記の基準

- 地域資源・施設の特徴を説明するため、分かりやすい表現とする。
  - 簡潔で適確な文字情報を表現するため、文字高〔表示面に対して1mの視距離の場合、最小文字高7mmを基本とする〕を検討する。
  - 使用する文字の種類は、装飾が過度にならないよう配慮して選択する。
  - 表現上の工夫で案内用地図をデフォルメする場合は、地形など地域の基本的な構成が無理なく伝わる表現とする。
  - 案内図などで表示する範囲が、面的な広がりを持つ場合、その周辺を含んで表示し、現在地との関係が理解できるようにする。
  - コースや街道などの線的な資源は、現在地とルートの起終点が理解できる範囲を表示し、コースごとの時間・距離など移動・散策に役立つ情報を提供する。
  - 同一シリーズの板面構成、色彩などの表現は、一連のものとして表情を整える。
- \*本体デザインや色彩などについて、周辺環境や街並み景観との調和を図る。  
 詳細な解説や記述は、ハンディマップなど手持ちの印刷物との連携を検討する。  
 \*管理課の表示  
 ・サインの管理課を、表示面の左下に連絡先電話番号などとともに表記する。

⑤ 掲出例

● 文字表示の良い例



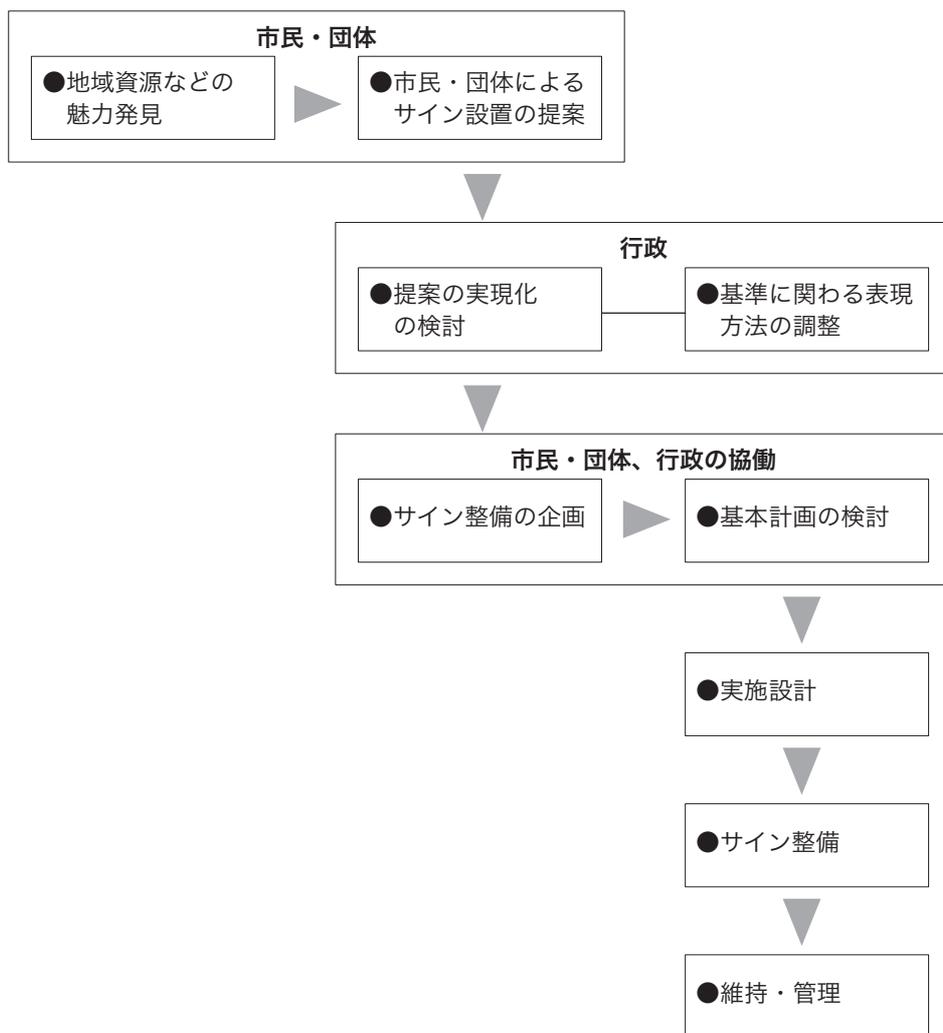
● 案内地図をデフォルメした良い例



⑥ 地域サインの企画・計画

- 地域サインは、地域に根づき育まれてきた施設・資源の魅力を表示するため、地域市民や関係する団体などの発意から、内容の企画計画が行われることが望ましい。
- 地域を発端にした活動に合わせ、行政が協働で公共サインとしての整備、維持管理を行う体制とする。

●地域サインの企画・計画の流れ



図：地域サインの企画・計画の流れ

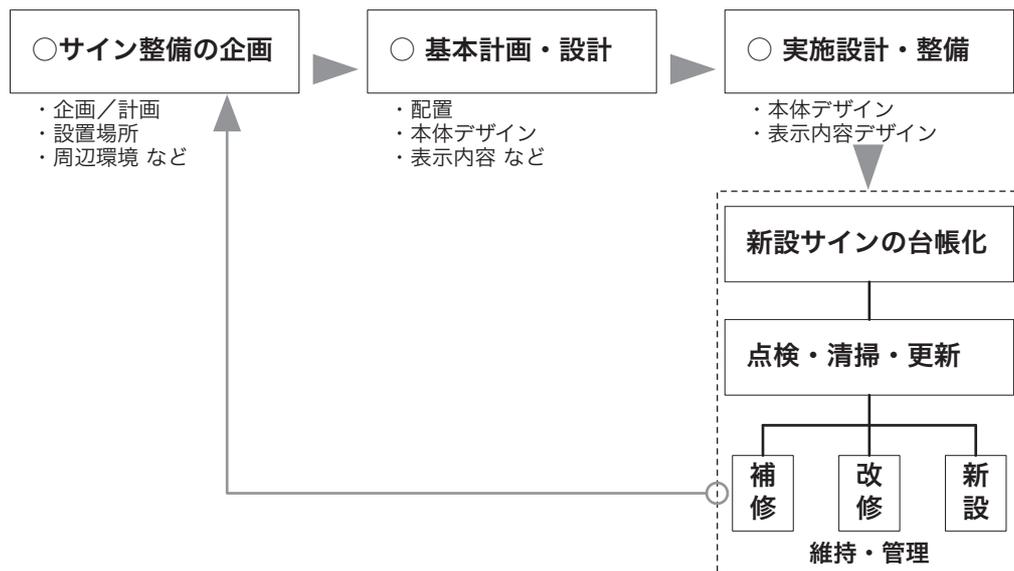
## 第4章 公共施設サインの維持・管理

1. 維持・管理	
1) 整備、維持・管理の流れ	79
2) 維持・管理項目	80
3) 維持・管理台帳	80
4) サインの点検項目	81
5) 定期点検チェックシート	81
6) 補修・改修	82

1) 整備、維持・管理の流れ

新規サイン

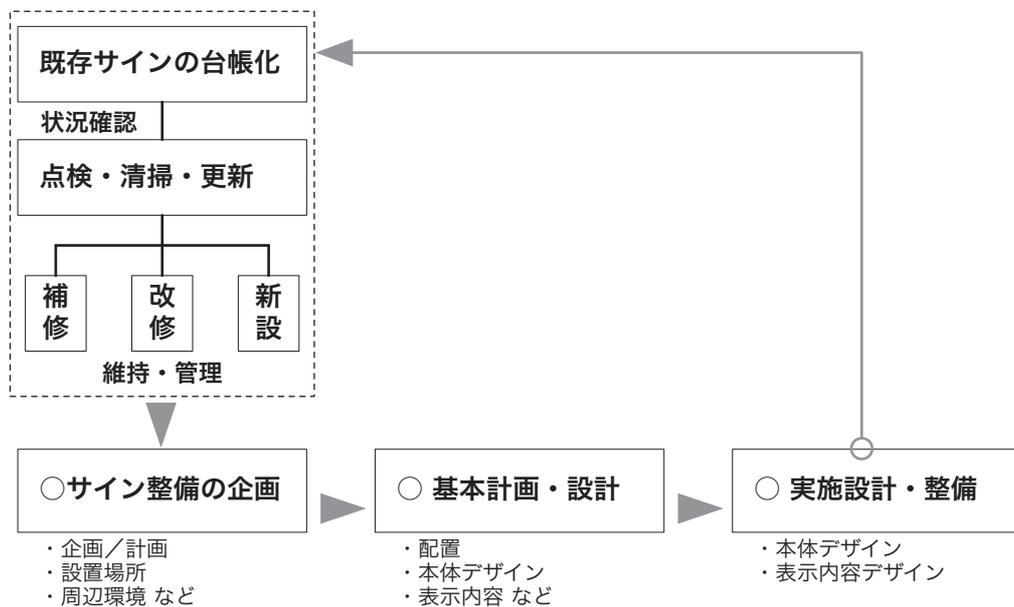
- 本指針に基づき整備した公共施設サインは、台帳により管理を行う。
- 設置後、定期的な清掃、保守点検を行い、必要に応じ、補修、改修などを行う。



図：新規サインの整備、維持・管理の流れ

既存サイン

- 既存のサインについて、サイン本体の老朽化、表示面の破損、情報内容の間違いなど基本となる機能の点検を行う。
- 本指針の維持管理項目に沿って、点検を行い、既存サインの管理台帳とする。
- 必要に応じ、補修・改修などを行う。



図：既存サインの整備、維持・管理の流れ



4) サインの点検項目

○ サイン設置後の定期的な点検は、以下のチェックシートを用いて行い、部分的な補修や更新、廃止に伴う全面改修に関して判断を行う。

**【定期的に点検する項目】**

- ・ 本体の破損
- ・ 表示面に関する項目
- ・ 案内地図の表示ルールに関する項目
- ・ 凡例表示に関する項目
- ・ その他サインの種類に応じた個別の項目

**【対象とするサイン】**

- ・ 案内サイン    ・ 誘導サイン    ・ 記名サイン    ・ 説明サイン    ・ 規制サイン
- ・ 車両誘導サイン/車両誘導確認サイン
- ・ その他【地域サインは、サインの種類・内容に応じて案内・誘導・記名・説明などの点検チェックシートの項目で点検することとする】

○ 点検した項目は、整理記録する。

5) 定期点検  
チェックシート

● 定期点検  
チェックシート  
周辺案内サインの  
記入例

サイン種類	**駅周辺案内サイン		点検日	平成 **年 **月 **日
整理番号	課名 - 場所 - 種類 - 番号		点検者	**土木事務所 **
	** - 駅北 - 案内 - 1		管理課名	**土木事務所
点検内容		不良箇所	対応	備考【補修内容など】
本体	① 主要部材の変形・腐食	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	② 取付部分の変形・腐食	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	③ ボルト・ビス等の錆	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	④ 設置位置、間隔	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	⑤ その他	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
表示面	① 表示面の汚染、退色、剥離	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	スプレーペイントの落書きを落とす。
	② 表示面の破損	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	③ 表示文字の判読性	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	④ 区・町丁名の表記	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	町名を削除し、区名を表記した。
	⑤ 施設名称の表記	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	存在しない名称を削除し、新しい名称を追加する。
	⑥ ピクトグラム、記号の表記	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	ピクトグラムは、JIS案内用図記号を使用する。
	⑦ 多言語表記	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	橋本駅など主な施設の地図表記は、4言語表記とする。
	⑧ 表示面サイズ	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	既存の版面を活かし、地図面は900x900に近い数値でレイアウトする。
	⑨ 表示面中心の高さ	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	⑩ 同一シリーズ版面構成、色彩	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	⑪ その他	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
地図	① 方位表示の表記	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	案内地図は、前方を上に表示する。
	② 縮尺・スケールの表記	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	③ 地形・地図表現	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	④ その他	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
凡例	① 凡例の表記	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	ピクトグラムは、JIS規格とする。
	② 多言語表記	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 無	ピクトグラムは、4言語表記とする。
	③ その他	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
点検の結果				
本体	<input checked="" type="checkbox"/> 支障無 <input type="checkbox"/> 全面改修 <input type="checkbox"/> 一部補修	<input type="checkbox"/> 平成    年 改修予定		
表示面	<input type="checkbox"/> 支障無 <input type="checkbox"/> 全面改修 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補修	<input type="checkbox"/> 平成    **年 改修予定		
備考	・ 表示面の汚染、区名表記などを部分的に補修した。 ・ 施設表記、ピクトグラム、多言語表記、表示面サイズ、方位表記、凡例表記は、表示面の全面改修の際に見直すものとする。			

6) 補修・改修

補修・改修の対応方法

【部分的な補修】

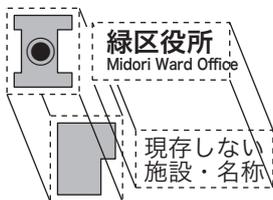
- 既存サインで、情報の更新などの場合は、部分的な張り替えで対応する。
- 張り替えは、地色の色彩・文字の種類を合わせ、張り替え部分が全体になじむよう配慮する。
- 情報更新の量・張り替え面積が多い場合や表示面の退色など場合、表示面の差替えを改修の方法に沿って行う。

【表示面差替えによる改修】

- 既存の本体を利用し、表示面の差替えを行う場合、既存本体のサイズにあった、表示面を暫定的に制作し、次の新規整備まで活用する。
  - 既存サインの本体サイズが、個別基準の表示サイズを下回る場合は、サイン名称・凡例部分などを最小限のスペースとし、表示サイズの部分変更で対応する。
- \*本項目により、表示面のレイアウトを決定し、具体的な表記は、前項目の表記基準に従って整備する。

○ 部分的な補修

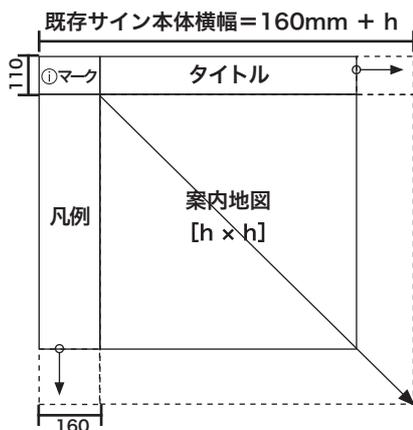
●部分的な補修/張り替えによる情報更新



- 新たな公共施設の建物輪郭の図形を作成する。
- 新たな公共施設の和文名称と英文名称を作成する。
- 「存在しない公共施設」の建物輪郭と公共施設名称の上に、正しい情報シートを張り込む。

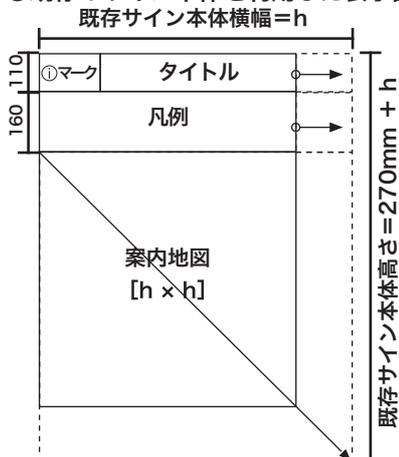
○ 差替えによる改修

●既存のサイン本体を利用した表示面の差替えによる改修【幅に余裕のある場合】



- ①マーク、タイトルスペースの高さを110mmにする。
- 凡例スペースの幅を160mmにする。
- 凡例スペースの高さとタイトルスペースの幅は、同じ長さとする。
- 既存のサイン本体の表示スペースの高さや幅に合わせて、正方形の案内地図スペースを確保する。
- 表示面に余裕がない場合、キーマップは表示しない。
- ①マークの高さを80mmとする。
- 区のマーカーは、①マークの1/2程度とする。

●既存のサイン本体を利用した表示面の差替えによる改修【幅が狭い場合】



- 凡例部分を横方向に配置することで、限定された幅に対応する。
- ①マーク、タイトルスペースの高さを110mmにする。
- 凡例スペースの高さを160mmにする。
- 既存のサイン本体の表示スペースの高さや幅に合わせて、正方形の案内地図スペースを確保する。
- 表示面に余裕がない場合、キーマップは表示しない。
- ①マークの高さを80mmとする。
- 区のマーカーは、①マークの1/2程度とする。

## 参考資料 編

1. 外国語表記	84
1) 公共施設英語表記 [広域レベル]	84
2) 公共施設英語表記 [地域・地区レベル]	86
3) 字別ローマ字表記 [郵便局域50音順]	87
2. 策定経過	89
1) 審議経過	89
2) 景観審議会メンバー	89
3. 関連する法改正等	90
1) 関連する法改正等	90
4. 用語の解説	91
1) 用語の解説	91
5. 素材比較表	97
1) サイン本体素材	97
2) サイン印刷手法	98

1) 公共施設英語表記  
[広域レベル]

表：広域レベル公共施設

施設の種類	日本語	英語
公共業務	市庁舎 (市役所)	City Hall City Office
	**区合同庁舎 (**区役所)	** Ward Municipal Office ** Ward Office
	**総合事務所	** General Office
	合同庁舎(県)	Joint Prefectural Building
	国、県の出先機関	Governmental & Prefectural Branch Office
公共サービス	**警察署	** Police Station
	**郵便局(本局)	** Post Office
	**消防署	** Fire Station
交通	**線	** Line
	**駅	** Station
	国道	National Road
	国道**号	Route **
	県道	Prefectural Road
	県道**号	Route **
保健医療	総合病院	General Hospital
	メディカルセンター	** Medical Center
教育	大学	University
	高等学校	High School
	ふるさと自然体験教室	Furusato Nature Experience Classroom
	県立藤野芸術の家	Prefectural Fujino Workshop for Art
	総合学習センター	Integrated Learning Center
	青少年学習センター	Youth Learning Center
福祉	津久井生涯学習センター	Tsukui Lifelong Learning Center
	あじさい会館	Ajsai Hall
	サン・エールさがみはら	Sun Yell Sagamihara
	津久井文化福祉会館	Tsukui Culture & Welfare Hall
	ウェルネスさがみはら (総合保健医療センター)	Wellness Sagamihara General Health & Medical Center
	南保健福祉センター	Minami Health & Welfare Center
	城山保健福祉センター	Shiroyama Health & Welfare Center
	津久井保健センター	Tsukui Health Center
	陽光園 (療育センター)	Yoko-en Disabled Citizens' Center
	老人福祉センター	Senior's Recreation Center
	文化	市民会館
文化会館 (相模女子大学グリーンホール)		Cultural Hall Sagami Women's University Green Hall
杜のホールはしもと		Mori-no Hall Hashimoto
けやき会館		Keyaki Hall
産業会館		Industrial Hall
尾崎号堂記念館		Ozaki Gakudo Memorial Hall
県立相模湖交流センター		Prefectural Lake Sagami-ko Exchange Center
図書館		Library
博物館		Museum
相模川ふれあい科学館		Sagamigawa Fureai Science Museum
(相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら)		Sagamigawa Fureai Science Museum Sagamihara Aquarium
れんげの里あらいそ		Renge-no Sato Araiso
旧石器ハテナ館		Kyusekki Hatena-kan
(史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館)		Palaeolithic Period Study Hall of Tana-Mukaihara Historical Remains
小原宿本陣		Obarajuku Honjin
小原の郷		Obara-no Sato
芸術の道(藤野)		The Fujino Path of Art Works
にほんの里100選 (国・県)文化財		The 100 Best Scenic Villages in Japan Cultural Asset

表：広域レベル公共施設 つづき

公園・緑地	総合公園	General Park
	相模原北公園	Sagamihara-Kita Park
	津久井又野公園	Tsukui-Matano Park
	相模湖林間公園	Sagamiko-Rinkan Park
	相模原麻溝公園	Sagamihara-Asamizo Park
	県立相模原公園	Prefectural Sagamihara Park
	運動公園	Athletic Park
	横山公園	Yokoyama Park
	淵野辺公園	Fuchinobe Park
	風致公園	Scenic Park
	相模川自然の村公園	Sagamigawa Nature Village Park
	道保川公園	Dohogawa Park
	県立津久井湖城山公園	Prefectural Tsukuiko-Shiroyama Park
	県立相模湖公園	Prefectural Sagamiko Park
	峰山霊園	Mineyama Cemetery
	緑道	Pedestrian Path
スポーツ・レクリエーション	**山	Mt. **
	総合体育館	General Gymnasium
	相模原球場	Sagamihara Baseball Stadium
	(サーティーフォー相模原球場)	Thirty Four Sagamihara Baseball Stadium
	藤野マレットゴルフ場	Fujino Mallet Golf Course
	さがみはらグリーンプール	Sagamihara Green Pool
	(総合水泳場)	General Swimming Pool
	市民健康文化センター	Citizens' Health & Culture Center
	銀河アリーナ	Ginga Arena
	プール	Swimming Pool
	相模川自然の村	Sagamigawa Village of Nature
	キャンプ場	Camping Area
	鳥居原ふれあいの館	Toriibara Fureai-no le
	温泉	Hot Spring
	**温泉	** Hot Spring
	その他	広域避難場所
市宮斎場		Municipal Funeral Hall
北清掃工場		Kita Incineration Plant
南清掃工場		Minami Incineration Plant
津久井クリーンセンター		Tsukui Incineration Center
民間施設	銀行	Bank
	デパート	Department Store
	ホテル	Hotel

2) 公共施設英語表記  
[地域・地区レベル]

◎ 地域・地区レベル公共施設

施設の種類の種類	日本語	英語
公共業務	まちづくりセンター	Community Development Center
	**まちづくりセンター	** Community Development Center
	**出張所	** Branch Office
	**連絡所	** Liaison Office
公共サービス	交番	Koban (Police Box)
	**交番	** Koban (Police Box)
	**派出所	** Police Box
	駐在所	Residential Police Box
	郵便局	Post Office
交通	**消防署分署	** Fire Substation
	バス停	Bus Stop
	市道	City Road
	自転車駐り場	Bicycle Parking
保健医療	**自転車駐り場	** Bicycle Parking
	病院	Hospital
教育	診療所	Clinic
	医院	Doctor's Office
	公民館	Community Center
	中学校	Junior High School
	小学校	Elementary School
	幼稚園	Kindergarten
福祉	こども園 (=幼稚園)	Kodomo-en (Preschool)
	環境情報センター	Environmental Information Center
	こどもセンター	Children's Center
	児童館	Children's Hall
	保育園	Nursery
文化	老人いそいの家	Senior Citizens' Relaxation House
	ふれあいセンター	Fureai Center
	さがみ湖リフレッシュセンター	Sagamiko Refreshment Center
	神社	Shrine
公園・緑地	寺院	Temple
	地区公園	District Park
	近隣公園	Neighborhood Park
	街区公園	Block Park
	**公園	** Park
スポーツ・レクリエーション	都市緑地	Urban Green Area
	体育館	Gymnasium
	鶴野森プール	Unomori Swimming Pool
	こだまプール	Kodama Swimming Pool
	**スポーツ広場	** Sports Field
	グラウンド	** Field
その他	**ふれあい広場	** Fureai Field
	眺望点	Scenic View Point
民間施設	**収集事務所 (公衆) トイレ	** Waste Collection Office Restroom
	銀行	Bank
	デパート	Department Store
	ホテル	Hotel

3) 字別ローマ字表記

緑区 252-01 (橋本局)

[郵便局域50音順]

相原	あいはら	Aihara	名倉	なぐら	Nagura
青根	あおね	Aone	西橋本	にしはしもと	Nishi-hashimoto
青野原	あおのはら	Aonohara	二本松	にほんまつ	Nihonmatsu
青山	あおやま	Aoyama	根小屋	ねごや	Negoya
太井	おおい	Oi	橋本	はしもと	Hashimoto
大島	おおしま	Oshima	橋本台	はしもとだい	Hashimotodai
大山町	おおやまちょう	Oyamamacho	葉山島	はやまじま	Hayamajima
小倉	おぐら	Ogura	原宿	はらじゆく	Harajuku
小原	おばら	Obara	原宿南	はらじゆくみなみ	Harajuku-minami
小淵	おぶち	Obuchi	東橋本	ひがしはしもと	Higashi-hashimoto
上九沢	かみくざわ	Kami-kuzawa	日連	ひづれ	Hizure
川尻	かわしり	Kawashiri	広田	ひろた	Hirota
久保沢	くぼさわ	Kubosawa	牧野	まぎの	Magino
佐野川	さのがわ	Sanogawa	又野	またの	Matano
澤井	さわい	Sawai	町屋	まちや	Machiya
下九沢	しもくざわ	Shimo-kuzawa	三井	みい	Mii
城山	しろやま	Shiroyama	三ケ木	みかげ	Mikage
寸沢嵐	すわらし	Suwarashi	向原	むかいはら	Mukaihara
田名	たな	Tana	元橋本町	もとはしもとちょう	Moto-hashimotocho
谷ヶ原	たにがはら	Tanigahara	吉野	よしの	Yoshino
千木良	ちぎら	Chigira	与瀬	よせ	Yose
鳥屋	とや	Toya	与瀬本町	よせほんちょう	Yose-honcho
中沢	なかざわ	Nakazawa	若葉台	わかばだい	Wakabadai
長竹	ながたけ	Nagatake	若柳	わかやなぎ	Wakayanagi
中野	なかの	Nakano	—	—	—

中央区 252-02 (相模原局)

相生	あいおい	Aioi	向陽町	こうようちょう	Koyocho
青葉	あおば	Aoba	小町通	こまちどおり	Komachidori
大野台	おおのだい	Onodai	相模原	さがみはら	Sagamihara
小山	おやま	Oyama	下九沢	しもくざわ	Shimo-kuzawa
鹿沼台	かぬまだい	Kanumadai	水郷田名	すいごうたな	Suigo-tana
上溝	かみみぞ	Kamimizo	すすきの町	すすきのちょう	Susukino-cho
上矢部	かみやべ	Kami-yabe	清新	せいしん	Seishin
共和	きょうわ	Kyowa	高根	たかね	Takane
田名	たな	Tana	緑が丘	みどりがおか	Midorigaoka
田名塩田	たなしおだ	Tana-shioda	南橋本	みなみはしもと	Minami-hashimoto
中央	ちゅうおう	Chuo	宮下	みやしも	Miyashimo
千代田	ちよだ	Chiyoda	宮下本町	みやしもほんちょう	Miyashimo-honcho
並木	なみき	Namiki	弥栄	やえい	Yaei
東淵野辺	ひがしふちのべ	Higashi-fuchinobe	矢部	やべ	Yabe
光が丘	ひかりがおか	Hikarigaoka	矢部新町	やべしんちょう	Yabe-shincho
氷川町	ひかわちょう	Hikawacho	矢部新田	やべしんでん	Yabe-shinden
富士見	ふじみ	Fujimi	陽光台	ようこうだい	Yokodai
淵野辺	ふちのべ	Fuchinobe	横山	よこやま	Yokoyama
淵野辺本町	ふちのべほんちょう	Fuchinobe-honcho	横山台	よこやまだい	Yokoyamadai
星が丘	ほしがおか	Hoshigaoka	由野台	よしのだい	Yoshinodai
松が丘	まつがおか	Matsugaoka	—	—	—

## 南区252-03 (座間局)

旭町	あさひちょう	Asahicho	新戸	しんど	Shindo
麻溝台	あさみぞだい	Asamizodai	相南	そうなん	Sonan
新磯野	あらいその	Araisono	相武台	そうぶだい	Sobudai
磯部	いそべ	Isobe	相武台団地	そうぶだいだんち	Sobudai-danchi
鵜野森	うのもり	Unomori	当麻	たいま	Taima
大野台	おおのだい	Onodai	西大沼	にしおおぬま	Nishi-onuma
上鶴間	かみつるま	Kamitsuruma	東大沼	ひがしおおぬま	Higashi-onuma
上鶴間本町	かみつるまほんちょう	Kamitsuruma-honcho	東林間	ひがしりんかん	Higashirinkan
北里	きたざと	Kitazato	双葉	ふたば	Futaba
古淵	こぶち	Kobuchi	文京	ぶんきょう	Bunkyo
栄町	さかえちょう	Sakaecho	松が枝町	まつがえちょう	Matsugaecho
相模大野	さがみおおの	Sagamiono	御園	みその	Misono
相模台	さがみだい	Sagamidai	南台	みなみだい	Minamidai
相模台団地	さがみだいだんち	Sagamidai-danchi	豊町	ゆたかちょう	Yutakacho
桜台	さくらだい	Sakuradai	若松	わかまつ	Wakamatsu
下溝	しもみぞ	Shimomizo	—	—	—

## 1) 審議経過

「公共施設サイン整備指針」の改正にあたっては、市民、有識者、関係団体等の代表による景観審議会と庁内の景観検討部会、景観作業部会により、検討、審議を行ってきました。

## 【平成22年度】

平成22年

7月

～9月 公共サイン事前調査

10月 第1回景観作業部会 指針改正について

11月 第1回景観審議会 //

景観作業部会構成員による現地調査

12月 第2回景観作業部会 サイン現地調査まとめ

2月 第3回景観作業部会 改正の基本的な考え方の整理

第1回景観検討部会 整備状況と課題、改正の基本的な考え方の整理

## 【平成23年度】

平成23年

7月 第1回景観作業部会 共通基準について

9月 第2回景観作業部会 個別基準、維持・管理について

10月 第3回景観作業部会 指針全体（共通基準、個別基準、維持・管理）について

第1回景観検討部会 指針全体（共通基準、個別基準、維持・管理）について

11月 第2回景観審議会 指針全体（共通基準、個別基準、維持・管理）について

障害者団体説明会 公共施設サイン整備指針の改正〔素案〕について

関係課長会議 公共施設サイン整備指針の改正〔素案〕について

2) 景観審議会  
メンバー

- ◎ 田口 敦子 多摩美術大学 美術学部 教授
- 中嶋 猛夫 女子美術大学 芸術学部 教授
- 野澤 康 工学院大学 建築学部 教授
- 志田 なや子 横浜弁護士会 弁護士
- 永田 健治 (社)神奈川県建築士事務所協会 相模原支部 副支部長
- 湊 弘紀 公募委員
- 岡崎 恵子 公募委員

◎は会長、○は副会長（敬称略・順不同）

任期：平成22年9月1日～平成24年8月31日

1) 関連する法改正等

●バリアフリー関連

平成6年

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）施行

平成12年11月

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）施行

平成15年4月

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）改正施行

平成18年12月

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行

●景観・観光関連

平成15年7月

美しい国づくり政策大綱

「観光立国行動計画」の決定（観光立国関係閣僚会議）

平成16年12月

景観法施行

平成17年6月

観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）

●地方自治関連

平成15年9月

指定管理者制度の施行

●本市の動向

平成9年9月

公共施設サイン整備指針の策定

平成18年3月

津久井町、相模湖町との合併

平成19年3月

城山町、藤野町との合併

平成20年4月

「観光振興計画」策定

平成22年4月

政令指定都市へ移行

「景観計画」策定

平成24年1月

公共施設サイン整備指針〔改訂〕策定

## 1) 用語の解説

あ行	用語	意味
	アイキャッチカラー	見る人の目をまず引きつける色彩。
	アクセント	強調すること。
	アクセント記号	サイン盤面で、施設や場所を強調する記号。
	アクセントカラー	主調色であるメインカラーの効果を強めたり、補完したりする色。
	アベニール (Avenir)	FrutigerやUniversなどの定番書体を制作したAdrian Frutiger氏による洗練された現代風の書体。
	アラビア数字	0123…9の10個の数字。インドで考案され、アラビアを経てヨーロッパに伝わった。インド数字。算用数字。
	案内サイン/案内地図	施設の概要、周辺の史跡や文化的情報などを紹介するサインで表示内容によって解説サインと呼ばれることがある。その付近の場所の地理や施設の配置などを、たずねてくる人や利用者のために描いた図。
	一時避難場所	災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、または帰宅困難者が公共交通機関が回復するまで待機する場所のことで、公園等の敷地内に建造物の無い場所が指定されている場合が多い。
	インフォメーションマーク iマーク	案内サインを示したマーク。案内所は？マークで示す。
	美しい国づくり政策大綱	2003年に政府が発表した、魅力ある地域づくりに関する大綱。
	欧文	ヨーロッパ諸国で使われる言語による文章。また、その文字。
か行	用語	意味
	角ゴシック書体	ゴシック体（英語: Gothic、ゴチック体とも）とは、サンセリフの書体（主として漢字、かな）のこと。
	カラーバリアフリー・色使いのガイドライン（神奈川県）	神奈川県が、色彩のバリアフリーをテーマに色づかいで配慮すべき事を解説したもの。
	カラーバリアフリー・サインマニュアル（神奈川県）	神奈川県が、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」に定める「標識」、「案内板」のカラーバリアフリー化をするため、その手続きを中心に、誰にとっても分かりやすいサイン作成についてまとめたもの。
	簡体字	中華人民共和国の文字改革によって制定された、簡略化した漢字。
	観光活性化標識ガイドライン	日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整えていくことが、観光立国を推進していく上で重要な施策のひとつとなっており、徒歩や公共交通機関によって移動する観光客の多くが必要とする観光情報を現地において提供することができる案内標識について、その公共的意義から整備の際に留意すべき事項を取りまとめたガイドライン。
	観光立国行動計画	小泉内閣の時代に、我が国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため観光立国懇談会が開催された。内閣が、関係行政機関の緊密な連携を確保し、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るため、閣僚会議を開催し、関係省庁と連携しながら作成した行動計画。
	規制サイン	注意、警告、禁止などの情報を示すサインのこと。
	キーマップ	広い範囲の中の現在の位置や場所を理解する手掛かりとなる地図。場所を確認するうえで、重要な地図。
	記名サイン	施設などの名前、名称を書きしるすサインのこと。
	禁止サイン	ある行為を行わないように命令するサインのこと。
	グリッド	格子。

景観法	美しく風格のある国土、潤いのある豊かな生活環境、個性的で活力ある地域社会の確保を目的として施行された法律。景観法自体は直接、景観を規制しておらず、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度となっている。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれている。	
景観審議会	相模原市景観条例の規定による景観計画に関する事項及び良好な景観の形成に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する機関。	
現代かなづかい	現在、一般に用いられている仮名遣い。	
広域案内サイン 広域案内図	サイン設置場所の周辺の広い範囲を広域地図を使用して表示し、地域の地形、鉄道・道路などの交通、公共施設、地域資源などの名称・位置情報を提供する案内サイン。	
広域避難場所	広域避難場所とは、地方自治体が指定した大人数収容できる避難場所のことで、地震などの大きな災害時に使用される。	
広域レベル公共施設	広域的な範囲の地域から、利用が行なわれる公共施設。	
公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン	高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応え、すべての利用者がより円滑に利用できるよう、旅客施設の望ましい整備内容を示したガイドライン。	
高齢者	年おいた人。年寄り。老人。高齢者とは、一般に満65歳以上の者であると定義されている。含まれる範囲や高齢の線引きは曖昧且つ主観的な部分があり、判断は容易ではない。	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容を踏襲しつつ、この二つでは措置されなかった新たな内容（○すべての障害者が保護対象 ○生活空間におけるバリアフリー化の推進 ○駅がない地域でも重点整備地区に定められるなど）が盛り込まれた法律。	
高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）	駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めるため定められた法律。この法律により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成する基本構想に基づいた、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定地区における旅客施設や周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。	
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）	デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる措置を講じるよう努めなければならない事項を定めた法律。	
国文法	国語の文法。日本語の文法。	
小塚フォント	Adobe Acrobat、illustratorなどのCreative Suiteプロダクトに付属している綺麗で、微妙な特徴があるフォント。	
コントラスト	明るい部分と暗い部分との明暗の差。明暗比。	
さ行	用語	意味
	サンセリフ系	欧文活字で、セリフ（ひげのような飾り）のない書体。ゴシック体など。
	視覚障害者誘導ブロック	盲人などの視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）。点字ブロックの名でも知られる。
	色覚障害	ある特定の視覚の特性を指して、呼ぶ診断名。ヒトの色覚が、先天的あるいは後天的な要因によって、正常色覚とされる範囲にない状態をいう。その正常色覚とされる範囲は、眼科学によって定義される。
	視距離	目が無理をしないうで物体を見ることのできる最短距離。
	指定管理者制度	体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

弱視者	視覚の発達期に視性刺激遮断あるいは異常な両眼相互作用によってもたらされる片眼あるいは両眼の視力低下で、眼の検査で器質的病変はみつからず、適切な症例は予防、治療が可能な人。
車両誘導サイン	沿道で自動車の誘導を行うサイン。
車両誘導確認サイン	車両誘導サインの設置されている地点間で、施設への誘導を補完・確認するためのサイン。
住居表示	日本の住居表示に関する法律に基づく住所の表し方である。地番とは異なる。
周辺案内サイン 周辺案内地図	サイン設置場所の周辺を広域より狭い範囲で周辺街区について、周辺地図を使用して表示し、周辺の都市・街区構成、鉄道・道路などの交通、公共施設、地域資源などの名称・位置情報を提供する案内サイン。
触知案内図	視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図のことで、「触知地図」や「触覚地図」とも呼ばれる。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字により表現している。
触読性	触覚により、凹凸のある線や網目模様などから、道路や建物などの地物の空間構成を読み取ること。
推奨度	すぐれている点をあげて、人にすすめる度合い。
スケール	大きさの程度。規模。
ストリートファニチャー	街路備品。街灯・ベンチ・電話ボックスなど家具的なものをさす。
説明サイン	公共施設や地域資源に関する内容、歴史などを説明するために設置するサイン。
セリフ系	タイポグラフィにおいて文字のストロークの端にある小さな飾りを意味する。 ※タイポグラフィ：活字（あるいは一定の文字の形状を複製し反復使用して印刷するための媒体）を用い、それを適切に配列することで、印刷物における文字の体裁を整える技法である。
総合案内サイン	広域案内図と周辺案内図を同時に使用し、広い範囲の地域の中での位置確認と広域利用の公共施設や地域資源の確認と設置場所周辺に分布する公共施設・地域資源の表示を行うサイン。

た行	用語	意味
	タイトル	表題、題名。
	多言語表記	同じ単語や文章を、複数の言語で表記すること。
	地域サイン	特色があり線的もしくは面的な広がりを持つ地区の案内、誘導、説明などを行うために設置するサインで、観光、景観、歴史・文化、散策などのテーマ性を持っているもの。
	地域・地区レベル公共施設	身近な地域内で利用される公共施設。
	地区案内地図	サイン設置場所の周辺地区を狭い範囲で地図を使用して表示し、地区の街区構成、道路などの交通、公共施設などの名称・位置情報を提供する案内サイン。
	地図を用いた道路案内標識ガイドブック	わかりやすい地図を用いた道路案内標識の整備ノウハウを示した文献。監修 国土交通省道路局企画課
	長体	縦長の字体。
	デジタルフォント	コンピュータ画面に表示したり、紙面に印刷（書籍など）したりするために利用できるようにした書体データとしてのフォント。
	点字案内板／点字サイン	視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図のことで、「触知地図」や「触覚地図」とも呼ばれる。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字により表現している。＝触知案内図。
	道標型誘導サイン	道標型の誘導サイン。

道路標識	道路の安全かつ円滑な利用を図るために、案内・警戒・規制・指示などをするした標示板。	
道路標識令	道路に表示する道路標識、区画線、道路標示の規定を示した国からの命令。道路標識、区画線及び道路標示に関する命令のこと。	
道路標識設置基準	道路法の道路に道路管理者が整備する道路標識の整備に関する一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的と定められたもの。	
都市サイン	目的地までの無理のない案内、誘導を行うため都市の基本情報を提供するサイン。	
都市デザイン	単なる化粧術ではなく、その都市にふさわしいように都市空間の質を高める行為であり、具体的には、地形、緑、水辺などの自然環境、歴史文化、都市構造、土地利用などの特性を読み取り、都市固有のイメージやセンスを明確にしていきながら、個性的で魅力ある都市空間を創造すること。	
都市デザインアドバイザー	都市デザインに配慮した公共事業の推進や文化的視点にたったまちづくりを推進するため、公共事業等を担当する者に対し、専門的・技術的見地から、具体的な助言及び指導を行うことを目的で派遣される専門家。	
ドット	小さな点。ポイント。	
な行	用語	意味
	日本点字委員会	日本点字委員会（日点委）は、日本における点字表記法の唯一の決定機関として、1966年に発足した団体。
	日本点字表記法	点字表記の基本となるもの。
	にほんの里100選	朝日新聞社と森林文化協会が行なった、人々の暮らしによって育まれてきた、すこやかで美しい里を全国から100カ所選んだ選定事業。
	ネガ表現	撮影・現像してできた、明暗や色相が実物と反対のフィルム・乾板の画像。陰画。ネガ。⇔ポジティブ。
は行	用語	意味
	バースケール	地図内に線と単位となる距離数を示し、地図上の距離を補完する定規。
	白内障	水晶体が混濁して視力が低下する病気。瞳孔(どうこう)が白く見えるので、白そこひともいう。糖尿病や外傷によるもの、先天性のものなどがあるが、老人性のものが多く、手術により視力の回復を図る。
	橋本駅周辺地区 バリアフリー基本構想	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく重点整備地区である橋本駅周辺地区の基本構想。
	バリアフリー	障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。
	バリアフリーマップ	本市が作成した市内17駅を対象に、駅や駅前広場などの施設の位置をマップにし、エレベーター、エスカレーター、トイレ、バスやタクシー乗り場などをピクトグラム（絵文字）などで示した地図。
	ハングル	朝鮮語または韓国語を表記するための表音文字。
	判読性	わかりにくい文字や文章を判断・推察しながら読むこと。
	ピクトグラム	一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つ。
	ヒラギノフォント	字工房（じゆうこうぼう）によりデザインされた一連の書体ファミリーで、1993年に大日本スクリーン製造からプロ向けとして発売開始されたフォント。

フォント	活字で、同一の書体・大きさの、大文字・小文字・数字・記号などの一揃い。または、コンピューターで使われる書体データのこと。	
フルティガー (Frutiger)	アドリアン・フルティガー (Adrian Frutiger) によってデザインされたサンセリフ体書体。遠くから見たときの視認性に優れ、案内用標識などに用いられるほか、印刷物でも幅広く利用されている。	
平板型誘導サイン	多くの施設や資源を他方向に誘導するために設置する広い平板型の誘導サイン。	
ベースカラー	基調色。インテリア・ファッション・デザインの分野における色彩設計において、中心となる色調のこと。	
ベースマップ	案内サインの下地となる地図のこと。	
ペDESTリアンデッキ	高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路。「歩行者回廊」「公共歩廊」とも言われる。	
ヘボン式	日本語を書き表すためのローマ字のつづり方の一つ。ヘボンがその著「和英語林集成（第三版、明治一九年）」に用いたので、この名で普及した。	
ヘルベチカ (Helvetica)	1957年にスイス人タイプフェイスデザイナーのマクス・ミーディングー (Max Miedinger) と エドゥアルト・ホフマン (Eduard Hoffmann) が発表したサンセリフのローマ字書体。	
邦文	日本の文字、または文章。和文。国文。	
方面誘導標識	施設や資源がある方向を誘導するサイン。	
ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。	
ポジ表現	写真で、肉眼で見た被写体と同じ明暗や色相で写っている画像。陽画。ポジ。⇔ネガティブ。	
ま行	用語	意味
	丸ゴシック体	ゴシック体と同様にほぼ均一な太さの点画で構成されるが、その画の両端や曲がりなどを丸めた書体。
	明朝体	活字書体のひとつ。横の線が細く、縦の線が太い書体。日本の新聞・雑誌・書籍に普通に用いられる。
	みんなのバリアフリー街づくり条例 (神奈川県)	急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)」の制定など、社会状況の変化に的確に対応し、より実効性のある取組みを行うため、平成20年12月に改正されたバリアフリーのまちづくりに関する条例。
	明度差	色の属性のひとつで、物体色の明暗を表す明度の差。
	メンテナンス	維持。保全。保守。管理。
	モジュール	建築物で、各部分を一定の大きさの倍数で統一するとき、その基準となる大きさ。日本建築における畳の寸法など。
	モリサワフォント	写研の創業者の一人である森澤信夫氏が発表したデジタルフォントの一種。
や行	用語	意味
	矢羽型誘導サイン	誘導方向に沿った表示面を使用し、基本的に全方向の施設・資源の誘導を行なう矢羽状の誘導サイン。
	誘導サイン	場所や施設の方向・距離を示すサイン。通常は矢印を伴って方向を誘導する。
	誘目性	誘目性 (ゆうもくせい)。「色の誘目性」とは、色が人目を引く力のこと。サインや標識を探す際に、そのサインや標識自体の見えやすさは「色の視認性」

ユニバーサルデザイン	できうる限り最大限、すべての人に利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインすることを意味する。1974年、アメリカのロナルド・メイス氏によって、国連障害者生活環境会議で使用された「バリアフリー」の概念が元となっている。
ユニバーサルデザイン (UD) フォント	”できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザイン”を基本コンセプトとした「ユニバーサルデザイン」に基づいたフォント。
ユニバース (Univers)	1957年にスイス人アドリアン・フルティガー (Adrian Frutiger) によってデザインされ、フランスのデュベルニ&ペニョー鋳造所から写植活字として発表されたラテン文字のサンセリフ体書体。

ら行	用語	意味
	ランドマーク	都市における主要な目印で、ある地域を明らかに特徴づける景観の要素を指す。ランドマークとなることが多い要素として山や塔状の建築物、教会、特徴的な樹木などがある。
	レイアウト	配置。配列。
	ロティス (Rotis)	ドイツの著名なグラフィックデザイナー Otl Aicherが発表した曲線が美しいスタイリッシュな書体。

種類	アルミ	SUS	木製	石材	コンクリート素材
仕上げ	一般的にはアルマイト処理と塗装がある。	焼き付け塗装と鏡面仕上げやヘアライン仕上げなどがある。鏡面仕上げなどの素材を生かした仕上げができることがこの材料の特徴である。	一般には自然の肌合いを生かしそのまま使用される。塗装を施す場合も素材感を損なわないような、防腐、防蟻を兼ねた塗料が多い。	自然の肌合いを生かした仕上げが特徴である。一般的に使用される花崗岩では磨き、小叩き、ピシヤン、バーナー、削肌仕上げなどがある。素材の種類も豊富である。	コンクリートに石の骨材を混ぜ、ピシヤン仕上げにより露石調の仕上げが可能である。またグラスファイバーを混入する(GRC)ことで強度が高く細かい造りも可能にすることができ
設計上の注意	アルマイトは色は限定され、事前の確認が必要となる。	海岸地域では塩害を受け、錆が発生しやすい。	変色、割れは木の持つ特徴であり、それらを想定した上で設計を要する必要がある。木の種類によっては防腐、防蟻処理を必要とする。特に地中部や木口への処理は重要である。	同一の種類の中でも産地により模様や色が異なる。	コンクリートの角は欠けやすいため、面取りするなどの処理が必要である。また特に柔体の悪い海岸地区では鉄筋が腐食し、破損する恐れがあるため塗装施工することがある。
メンテナンス	清掃は容易である。	清掃は容易である。	木の取替により、ボルト等のゆるみが発生することがあり、定期的な点検が必要である。また腐食は木の内部から進行するケースがあり、十分なチェックが必要である。ある程度の色の変色、われの養生などは木の特性であり、避けられない。	汚れなどは水拭きで十分除去可能である。	クリーニング方法としては、薄い塩酸で洗浄後水洗いする。
耐久性	腐食しにくく、耐久性は高い。	腐食しにくく、耐久性は高い。	耐久性は木の種類、設置場所の状況や防蟻・防蟻剤の種類により異なる。	耐久性に優れる。	耐久性に優れる。
施工上の注意	塗装の場合は、傷から錆びることがあるので、施工後はタッチアップなど補修を要する必要がある。	塗装の場合は、傷から錆びることがあるので、施工後はタッチアップなど補修を要する必要がある。	重量が重いため、機材の準備や搬入路に配慮する必要がある。	重量が重いため、機材の準備や搬入路に配慮する必要がある。	重量が重いため、機材の準備や搬入路に配慮する必要がある。
価格	○	○	○	△	○
その他	軽量であり、施工性が良い。またシステム化された製品が多く、パリエーション展開も豊富である。				

種類	手書	シート貼	シルクスクリーン印	クロマリン印刷	セラミック焼成印	ホーロー焼成印	エッチング
手法	 <p>表示板に直接筆で図柄を描く方法です。専門の職人が作業するため、図柄の質のバラツキが発生します。</p>	 <p>屋外仕様の圧着シートを切文字や図形にして表示面に手貼りする方法です。</p>	 <p>原稿（図形・文字）を写真処理して製作した版下を、スクリーン枠に投影し、その枠を通して表示面上にインクを付着させ、図柄を作成する方法です。</p>	 <p>原稿を4色（イエロー、マゼンタ、シアン、ブラック）にカラー分解し、その配合で色彩を表現する方法で、各色ごとの版を重ね合わせて図柄を表現する方法です。</p>	 <p>セラミック板にシルクスクリンまたは4色分解のフィルムにより印刷した後、釉薬（ガラス質）で表面を覆い、高温で焼成します。</p>	 <p>ホーロー板にシルクスクリンまたは4色分解のフィルムにより印刷した後、釉薬（ガラス質）で表面を覆い、高温で焼成します。</p>	 <p>ステンレスなどの金属面に耐薬品性の高いUVインキをスクリーン印刷し、必要面を腐食させ凹凸を作ります。視認性を高めるため凹部にエナメル塗料を塗るのが一般的です。</p>
設計上の注意	<p>細かな表現には不向き。情報量は制限を受ける。表示の出来栄ええため安定技術に依存するため安定性がない。</p>	<p>細かな表現には不向き。情報の密度は制限を受ける。また小さい表示は剥がされる危険性がある。色は規格のシートより選定する。</p>	<p>細かな表現は可能。色数が増加は印刷コストに影響しない。版下フィルムの出力機の性能により表示の荒さや度差を指定することが望ましい。地図サインで通常110線程度である。製品の大きさに制限がある。</p>	<p>細かな表現は可能。表示板の大きさに制限がある。</p>	<p>細かな表現は可能。表示板の大きさに制限がある。</p>	<p>細かな表現は可能。表示板の大きさに制限がある。</p>	<p>情報量の多いものや複雑な表現には不向き。</p>
メンテナンス	<p>基板の仕様によるが、表示面の白化現象が発生することがあり、清掃性に劣る。</p>	<p>基板の仕様によるが、清掃は容易である。</p>	<p>オーバーコートの様により大きく影響する。フッ素系フィルムで保護を施すことにより、清掃を容易にすることができ。</p>	<p>表面にフッ素系フィルムで保護を施しているため、清掃は容易である。</p>	<p>表面がガラス質に覆われているため、傷がつきにくく、清掃が容易である。</p>	<p>表面がガラス質に覆われているため、傷がつきにくく、清掃が容易である。</p>	<p>色の退色に及び定期的に色差しをする必要がある。</p>
コンピュータによる情報の保管	<p>保管できない。</p>	<p>保管可能である。</p>	<p>図柄は保管できるが、色については、耐度調色が必要となる。</p>	<p>保管可能である。</p>	<p>保管可能である。</p>	<p>図柄は保管できるが、色については、耐度調色が必要となる。</p>	
耐久性	<p>耐久性が劣る。</p>	<p>耐久性がある。</p>	<p>オーバーコートの様により大きく影響する。フッ素系フィルムで保護を施すことにより、耐久性のアップを図ることができる。</p>	<p>表面にフッ素系フィルムで保護を施しているため、耐久性は高い。</p>	<p>ほぼ不変である。</p>	<p>ほぼ不変である。</p>	<p>色落ちはするが、定期的に色差しをすることで、長期に表示を維持することができ。</p>
価格（地図標示）	◎	◎	○	○	△	△	△
その他		<p>反射シートは、夜間での視認性を高めることができ、車両用の表示として利用されている。</p>			<p>ガラス質による点字表現が可能で、かつ摩擦や摩滅が無く、屋外の点字サインに適している。</p>	<p>ガラス質による点字表現が可能で、かつ摩擦や摩滅が無く、屋外の点字サインに適している。</p>	

---

## 参 考 文 献

---

- 「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」  
国土交通省 道路局企画課 監修  
財道路保全技術センター 編集・発行
- 「ひと目でわかるシンボルサイン」(標準案内用図記号ガイドブック)  
国土交通省総合政策局交通消費者行政課 監修  
交通エコロジー・モビリティ財団 発行
- 「道路標識ハンドブック」  
社全国道路標識・標示業協会 編集・発行
- 「都市景観パーツ活用ガイド」[増補版]  
建設省都市局 監修  
財都市づくりパブリックデザインセンター 編集・発行
- 「歩行者のためのコミュニティーサイン～わかりやすい街づくりの計画ガイド～」  
建設省都市局 監修  
財都市づくりパブリックデザインセンター コミュニティーサインに関する研究会 編著
- 「udcコミュニティーサイン・データブック「まちなか観光とコミュニティーサインの可能性」」  
財都市づくりパブリックデザインセンター 発行
- 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))」  
国土交通省 発行
- 「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」  
神奈川県保健福祉部地域保健課 発行
- 「カラーバリアフリー サインマニュアル  
～誰にとってもわかりやすいカラーバリアフリーのサインを目指して～」  
神奈川県保健福祉部地域保健課 発行



相模原市公共施設サイン整備指針  
平成24年1月 改訂  
(平成26年8月 訂正)

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課  
〒252-5277 相模原市 中央区 中央 2-11-15  
電話 042-769-9252